

議長／これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の30件を議題といたします。

これより、10日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は、発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、山岸みつる君、南川君、三田村君、福野君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

森君。

森議員／皆さん、おはようございます。

自民党福井県議会の森嘉治です。

私は、来年3月に行われますふくい桜マラソンに、同期の酒井議員と福野議員とともにエントリーをしております。

その手始めとしまして、11月に行われました、丸岡で行われました古城マラソンの5キロにエントリーをして走ってきました。

非常に厳しい、つらいこともありましたけれども、終わった後の爽快感と達成感には満足しております。

これから一般質問、走り抜けますので、どうか最後には、爽快感と達成感を期待できるような理事者の皆様の御答弁をよろしく願います。

それでは、まず重要施設につながる管路の耐震化について伺います。

国土交通省は、能登半島の地震を受けて実施した上下水道施設の耐震化状況に関する緊急調査結果を公表しました。

避難所や病院など、災害時に拠点となる重要施設のうち、施設につながる管路の耐震化が上下水道とも完了していたのは全国で14.6%にとどまり、災害発生時の安定的な水道供給に課題があることが浮き彫りになりました。

調査は全国5,231の上下水道事業所を対象に実施され、指定避難所や自治体庁舎など、全国2万4,974か所の重要施設のうち、施設につながる管路が全て耐震化されていたのは3,649か所でした。

都道府県別に見ると、東京が52.4%で最も高く、低いところでは0%、27道府県で10%未満とばらつきが目立つ結果となりました。

福井県は6.2%ということで、知事の意気込みにもある防災先進県ということも考慮しても、まだまだより一層の対応策を検討する必要があるのではないかとおぼろげに思われます。

今年の2月議会においても、一般質問の中で、下水道管の耐震化について質問をさせていただきました。

答弁では、「幹線管路で約4割、処理施設で約2割にとどまっており、市町とともに優先的に耐震化すべき施設を検討し、必要に応じて整備スケジュールの見直しを行っていきたい」とのことでした。

そこで、今回はその見直しの中で、さらに掘り下げて確認をさせていただくことは、災害

時に避難所となる小中学校や、病院につながる上下水道管を重点化して耐震化を目指す必要があるのではないかと考えるからであります。

仮に、大規模災害により避難所となる施設や病院などの重要施設につながる管路に甚大な被害が発生した場合、現時点で被災から復旧までどのように想定しているのか、また、その状況をどのように受け止めているのか、知事の所見を伺います。

次に、上下水道の耐震化について伺います。

上水道、下水道とも、各市町と県が連携を密にして計画していくことで、管路の耐震化を進めていくことが、災害時の被災者の健康に対する影響を最小限にするためにも必要なことだと思います。

そこでまず伺いますが、重要施設の避難所までの上下水道管路の耐震化推進について、各市町に対してどのように指導、協議しているのか、それらの状況について所見を伺います。

また、県の上水道の事業としては、各地域での水道用水供給事業が考えられます。

日野川地区水道用水供給事業、坂井地区水道用水供給事業があり、それぞれに取水場、浄水場があり、そこから各市町の配水池まで送水する送水管が現時点での県の施設だと伺います。

このことを考慮すると、まずは取水場、浄水場及び送水管路の耐震化を推進していくことが急務ではないでしょうか。

現在、坂井地区の浄水場においては、耐震化の工事が進められているようですが、配水地までの管路が被災すれば、その下流にある配水場から各市町への配水がとどまってしまうのではないかと思います。

また、下水道事業に目を向けてみると、本県の下水道整備は、県内17市町全てで下水道計画を持っており、九頭竜川流域下水道事業ほか9市4町1組合で公共下水道事業を実施しています。

下水道は、各家庭からの汚水を各市町の下水道によって集め、幹線路によるポンプ場まで送り、そこから圧送管路で浄化センターまで送ります。

これらのことから、県の施設である幹線管路からポンプ場、圧送管、浄化センターの各施設の耐震施工が必要になります。

下水道は上水道とは逆で、下流に当たる県施設が被災すると、上流部の各市町からの汚水を受け入れられなくなるということです。

そこでまず、県の水道用水供給事業における施設の耐震化率など、耐震対策の状況、今後の方針について所見を伺います。

また、今後、耐震化を進める上で考慮しなければいけないことは、人口減少による水道使用者の減少ということがあると思います。

上水道事業者として県は公営企業として成り立っており、各市町と責任水量掛ける単価で契約することで収入を得ています。

今後の人口減少が公営企業としての事業運営にどのような影響があると考えているのか、所見を伺います。

しかし、そのような状況の中でも、耐震化などの工事を進めるには財政面のことが一番大きな要因になることは言うまでもありません。

さらに、耐震化の工事が長引くことで、資機材や労働費の高騰も考慮しなければならないことではないかと思えます。

これらのことを踏まえた上で、これからの水道管路の耐震化の計画について、どのような課題があるのか。

そして、その課題をどのように解決していくのかなど、スケジュールと現時点での最終的な目標について所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／森議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、大規模災害で重要施設につながる管路が被災した場合の復旧期間の想定と受け止めについて、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、県内におきましても、上水道、下水道の耐震化が非常に遅れているという実態にあるということでございます。

そういう意味では、急いで耐震化を進めていく、全般的に進めていく、この必要性も十分に認識をいたしているところでございます。

一方で、やはり今年の能登半島地震の状況を見ますと、まずは大きな災害が起きたときに重要な施設の部分、このところの耐震化を急ぐ、もしくは管路の耐震化を急ぐということが極めて重要だというふうに認識をいたしております。

そういう意味では、県におきましても、地域防災計画におきまして、上水道で言えば浄水場、それから下水道で言えば処理場、こういったところであるとか、もしくは避難所であったり、それから重要な病院、こういったようなところの管路、このところの耐震化を最優先で進めていくということ考えているところでございます。

応急復旧に要する期間でございますけれども、これはどんな壊れ方をしているかが一番大きな原因、その期間を決める要因になるということになるわけで、一概には申し上げられないところでございますが、一つ大きいのは、やはり浄水場とか処理場が壊れますと、このところ管を、浄水場だったら水はパイプでさっとなぐということが取りあえず可能かもしれませんが、その浄水場が壊れてしまとなかなか供給ができない、これが珠洲でも同じことが起きたということでございまして、珠洲市の場合は、珠洲市の総合病院、それからまた主要な中心部の避難所のところに水が行き始めたのは2か月後と、こんな状況でございました。

いろんな状況が起きますので、一概に申し上げられませんが、まずは先ほど申し上げた浄水場とか処理場、しかもこれを本復旧じゃなくて、一時的な仮設みたいな形で分立式にするというようなことも珠洲でもやっていただいております。

こういったこともまず念頭に置きながら、それからまたいろんな協定も結んでおりますので、事業者の方にも集中的に入っていただいて、少しでも早くこれを仮復旧できるようにしていこうと考えているところでございます。

それまでの間は、給水車であるとか、トイレカー、これも今回、制度について(?)、トイレカーについての予算もお願いをしておりますけれども、こういったものも急いでまい

りたいと考えているところでございます。

さらに県内では、復旧に向けての耐震化の計画の策定を進めておりますので、県といたしましては、市や町の計画の策定をしっかりと応援をさせていただいて、その後も継続して、できるだけ早く、管路、それから浄水場等の耐震化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは3点、お答えをさせていただきます。

まず、水道用水供給事業におけます施設の耐震対策の状況と今後の方針についてでございます。

県では、坂井地区と日野川地区の2地区で水道用水供給事業を実施しておりまして、平成18年度に給水を開始いたしました日野川地区におきましては、全ての施設、送水管について耐震性を有しております。

一方、昭和63年に給水を開始いたしました坂井地区におきましては、上水場施設の耐震診断、補強工事の設計、工事施工を順次進めているところでございまして、現在、上水道施設の耐震化の進捗率は約32%でございます。

また、送水管につきましては、耐震性を有する管路は現在、全体の約41%となっております。

上水道施設の耐震化につきましては、令和12年度の完成を目指し、計画的に進めてまいりますとともに、送水管につきましても耐用年数も勘案しながら、順次、耐震化する方針でございますが、緊急性の高いものにつきましては前倒しして実施していきたいと考えております。

次に、人口減少に伴います公営企業の事業運営についてでございます。

県の水道用水供給事業につきましては、水道水源に係ります事業を市町に代わって実施しているというそういう性格がございますことから、市町に対して責任水量制度を採用しております。

こうしたことから、人口減少によります給水量の減少が直ちに経営に影響を与えるものではございません。

しかしながら、人口減少によりまして給水量が減少すれば、施設規模が給水量に対して過大となり、不必要な維持管理費用が発生するというそういった問題も生じますことから、来年度に策定いたします経営戦略では、今後の人口減少の予想も十分に反映させていきたいというふうに考えております。

次に、水道管路の耐震化等の計画の課題、それからスケジュール等でございます。

水道管路の耐震化に関する課題といたしましては、大きく2つ。

将来の給水量の減少に対する施設規模の見直しと、資材や人件費の高騰を踏まえた更新費用の財源確保がございます。

これらの点の具体的な解決に向け、まず給水量の減少に対しましては、管路口径や経路等の見直しを行います。

また、財源につきましては。適正な料金水準の設定や国庫補助金、あるいは内部留保資金の活用によりまして、必要な財源の確保に努めてまいります。

これらにつきましては、経営戦略の中に盛り込みますとともに、耐震化事業の実施に当たりましては、具体的な実施計画を策定いたしまして、管路の耐用年数を踏まえた令和11年度の事業着手と早期完成を目指し、着実に進めてまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、上下水道管路の耐震化に関する各市町に対する指導、協議の状況につきまして、お答えいたします。

耐震化の推進には施設の重要性を考慮し、計画的に取り組むことが重要でございまして、国からは9月末に来年1月末までの耐震化計画の策定要請があったところでございます。県では、これに先立ちまして今年3月に市町との勉強会を立ち上げて以降、定期的に意見交換を進めてきておりまして、国から具体的な計画策定方法が示されました11月には、市町個別にこの方法を伝え、進め方を助言したところでございます。

現在、各市町におきましては、これらに基づきまして、改めて重要施設の確認を行うとともに、施設ごとの耐震化の優先順位の検討などを進めているところでございます。

県としましては、来年1月末の策定に向けまして、引き続き市町の進捗状況を踏まえて個別に助言するなどによりまして、実効性のある計画となるよう支援し、重要施設につながる管路を含め、施設の耐震化を図ってまいりたいと考えてございます。

議長／森君。

森議員／では、次に行きます。

蕎麦ブランドの強化について伺います。

県内のそばは、嶺北地域を中心に県内全域で栽培されており、特に、栽培面積が大きいのが福井・坂井地区の平野部と大野、勝山地区であります。

昔からのそば産地として知られるのは、大野市、坂井市（？）丸岡町、福井市美山、池田及び南越前町今庄などで、主に中山間地での栽培は、地形条件により作付面積は多くないが、昼夜の寒暖差が大きいことから、特においしいそばができるとされています。

これらの産地には、各地域に受け継がれてきた在来種が残っており、それぞれ特徴を持っているようです。

小粒で風味が強い大野在来、小粒で粒張がよい丸岡在来、極小粒で身の締まりのよい今庄在来、育ちが早く粒が大きい美山在来というように、これらの4種にはそれぞれの風味や食感があり、県内における代表的な在来種で、古代より受け継がれた種を守り続けています。

この種の実を使って、大根おろしと一緒に食べるおろしそばが始まったのが江戸時代だと言われています。

このように、古代からの品種を守り、食べ方などについても工夫してきたことで、歴史あ

る文化として受け継いでこられたそば文化を、福井の宝の一つとしてしなければならないと思います。

そういう意味で、福井県では福井のそばの知名度強化と消費拡大を目的として、福井県産そばを使用しているそば店などを「香福の極み 越前蕎麦認証店」という制度をつくられましたが、この制度によってどのような成果が出たのでしょうか。

認証登録には、年間を通じて福井県産そばを使う、100%使用しているとか、そば粉の割合が70%以上であるとか、店内で提供するそばが上記のそば麵を使用しているなど、幾つかのハードルはあるようですが、年々認証店も増加しているようです。

そこで伺いますが、この認証制度を受けることにより、県内、県外へそれぞれのPR効果や、認証店にとってのメリットについて所見を伺います。

最近、高校生のそば打ちが全国的に盛り上がり、今年の7月にも東京町田で行われており、その全国高校そば打ち選手権大会の視察に行ってきました。

このときは啓新高校A、B、丸岡高校、坂井高校の4チームが参加しており、それぞれのこれまでの練習の成果を発揮し、啓新高校Aチーム、Bチームがそれぞれ優勝、準優勝ということで、県内における盛んなそば打ち文化を象徴するようなすばらしい結果でした。参加した各高校の皆さんに、感謝とお祝いの言葉を贈りたいと思います。

福井県には、このようにそば打ちについても全国に誇れる文化があるのですから、歴史ある品種の在来種についても、越前そばのブランドとして強化していく必要があるのではないかと思います。

そして、ブランドとして強化していくためには、まず安定した収量、供給が求められるのではないかと考えると、県内にある数多くの在来種を管理していくことも求められるようになっていくのではないのでしょうか。

県内における在来種の品種数は22系統あるとも言われており、それらの管理と区別を明確にしていくことで、よりブランド品種としての価値の向上につながるように思われます。少なくとも、先ほど申し上げた代表的な4種についての区分けの明記が必要ではないかと思えます。

そこで今後、安定した収穫を得て、そばブランドとして発信していくために、在来種の明確な区分けと、それら品種の栽培方法などを指導していく必要があると考えますが、所見を伺います。

そば関連では、最後の質問になりますが、これまではそばブランドを強化していくためにPRしていくことの仕組みや、歴史、文化を利用していくことからの問いかけをさせていただきましたが、ここでは生産者の立場になって述べさせていただきたいと思えます。

そばについては、従来、空いた農地等で小規模に作付される程度でしたが、国の指導により、米の生産調整、いわゆる減反政策が開始されてからは、転作作物として主に中山間で面積を増やし、地域特産物として広がってきました。

さらに、平成10年頃から、平坦地においても大麦の収穫後にそばを作付する周年作付が推進されると生産はさらに拡大し、令和5年産では作付面積3,510ヘクタール、全国7位を誇る全国有数のそば生産地へと急成長していきました。

ただ、県内では在来種という素材にこだわりがあり、そば栽培については各地域間の交わ

りも少ないようにも思います。

それぞれの地域に受け継がれてきた品種を生産していることで、気象条件で収量が左右されたりすることがあるので、収穫量による地域別の格差が生まれることも否めません。しかし、このそばブランドをPRしていくことで、生産者にとっても安定して収量できるように誇りを持って生産し、そして、希望の持てる収穫量につなげることを目指さなければいけないと思います。

そこで伺いますが、そば生産者のやりがいにつなげるために現時点で県としてのそばの適正な収穫量をどれくらいに設定しているのか、また、人気ある品種を安定的に出荷していくために、在来種の一元化などを含む施策の検討について所見を伺います。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私から3点、お答えいたします。

初めに、「香福の極み 越前蕎麦」認証店のPR効果や認証店にとってのメリットについて、お答えいたします。

県では、県産そばを使用している県内外の150店舗を「香福の極み 越前蕎麦」認証店として認証をしております。

認証店につきましては、県が発行する各種広報物や、福井のそば情報サイトふくいそばOnlineで紹介するとともに、ふくいそばスマホdeスタンプラリーでもPRを行っておりまして、認証店からは、観光客など常連客以外の来店につながっているといった評価をいただいております。

また、先月開催しましたそば博2024におきまして、「香福の極み 越前蕎麦」の認知度を調査しましたところ、県外からの参加者の約3割が認知しているという結果が得られたところでございます。

今後も引き続き、認証店と連携しながら、県産そばを全国にPRしていきたいと考えております。

続きまして、在来種の明確な区分けと品種の栽培方法等の指導について、お答えいたします。

県産そばにつきましては、生産者や製粉業者において、どこの在来種なのかを区分しております。また、それぞれの在来種の需要に応えられる体制となっております。

また、それぞれの地域で安定した収量を確保するため、畑作物の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金といった経営所得安定対策などを活用した支援や、排水対策、適期播種、小畦立て播種などの栽培技術の現場指導を行っておりまして、今後も必要な生産量の確保を図ってまいります。

続きまして、そばの適正な収穫量と安定出荷に向けた施策の検討について、お答えいたします。

そばは、気温や降水量など、天候によって収穫量が左右されやすい作物でございますが、需要と供給の現状から、県産そばの適正な収穫量は年間1,900トンから2,000トンと考えております。

毎年安定した収量を生産し、消費者が求めるおいしいそばを確実に届けることが、消費者（？）のやりがいにつながると考えておりました。収穫量の安定に向けまして、播種技術や繁殖力の強い帰化アサガオなどの雑草対策、これについて栽培指導を行いながら、大野在来や丸岡在来など、それぞれの地域で大切に栽培され受け継がれてきた在来種を守っていきたいと考えております。

議長／森君。

森議員／ありがとうございます。

そばのことで御答弁はいただきましたが、そば生産者の気持ちとしては、米生産者ともかぶるところがあると思うんですけれども、お米はコシヒカリとかいちほまれとか、そういうような品種がございますが、そばというのは在来種というような形でまとめられているようなところもございまして、その辺をもう少し細かく明確にさせていただけると、そういう生産意欲にもつながるのかなというところを***でこのような質問をさせていただきました。

また今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次、また最後に行かせていただきます。

公共工事の発注体制について伺います。

公共工事の発注者側の県や各市町等などの意見交換や業界側からの要望事項として、公共工事の平準化ということをお聞きします。

平準化とは、簡単に言うと決まった時期における作業量を均等にすることです。

例えば、納期が決まっている作業を遂行する場合、日によって作業量にばらつきがあると現在の進行状況が把握しにくくなってしまい、業務自体がスムーズに遂行されなく、業務が滞ってしまう可能性があります。

しかし、平準化を行うことで、納期までの作業量を均等に分配することで作業量が明確になり、進捗状況も把握できるようになるということです。

特に、公共工場の平準化となると、施工期間の平準化は円滑な施工確保につながるものであり、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や人材・資機材などの効率的な活用推進による建設業者の経営健全化に寄与し、公共化工事の品質確保にもつながると考えます。

福井県においても、公共工事における施工時期の平準化に取り組むため、請負者が契約締結から工事着手までの間に、建設資材や労働者の確保に充てる余裕期間を設けた余裕期間制度、フレックス方式工事を策定し、実施されております。

そこでまずお聞きしますが、このフレックス方式導入後の請負者側からの反響はどうか、また問題点はないのか、工事の工程管理や品質確保にどのような影響があるのか、所見を伺います。

ただ、業界側から出てくる平準化というのは、公共工事単体というよりは、年間を通じての県内における公共工事の発注時期と施工時期についての平準化ということを含んでいることのほうが多いのではないかと思います。

なぜなら、福井県の冬季期間については降雨量も多く、積雪もあり、工事自体の進捗と品質確保には厳しい時期ではありますが、ちょうどこの時期が年間を通じて一番の建設工事全般にわたっての繁忙期になるからです。

地域の季節柄のことで仕方ないことではありますが、少しでも気候のよい時期に工事を行うことで、スムーズな工程で効率よく、より品質の高い物件にしたいというのが施工者の思いではないでしょうか。

それに加え、農業土木工事も農作物の収穫後に工事施工が集中することもあり、土木工事全般に関して非常に多くの公共工事が同じ時期に集中します。

結果、現状の人手不足もあり、施工はもちろん、受注も見送らなければならないという状況にもなり得ることから、平準化を要望する大きな要因になっているようです。

このようなことを考慮すると、地元企業や元気な建設業者を育てていくためには、平準化をより推進していかなければいけないと思います。

そこで伺いますが、今後、地域を守る建設業を育てて支援していくための平準化をどのように推進していくのか、所見を伺います。

次に、今後の発注体制について伺います。

先ほどの質問でも述べさせていただきましたが、発注時期の平準化をいろいろな形で要望させていただいても、要望を受ける発注機関にとっては、案件の内容や発注事務の事態を把握しておく必要があると思います。

昨今の発注案件を見てみると、大きなプロジェクトによる施設建設や、新設のインフラ整備、農業施設整備など、昔ほど数多くはなくても、様々工種での案件が見受けられます。その反面、新規事業が減少していく中で増加傾向にあると思えるのが、維持修繕や保全を伴う工事や作業です。

道路に関しては、舗装面の修繕とか、川の降雨による増水によって起こる水害や土砂の堆積、のり面の崩壊、様々な状況が推測できます。

恐らく、事業予算にもよるでしょうが、今後はこの維持管理、修繕、保全といった業務を中心とした発注が増加していく傾向が見受けられるのではないのでしょうか。

ただ、そのような傾向になっていくと、単体よりも広域的な管理や作業を行うための体制を整備する必要があると考えます。

特に、災害復旧工事の場合、県と各市町の連携体制の構築が必要であり、発注体制の整備にも目を向ける必要があるのではないかと思います。

新規の構造物やインフラ整備では、設計書やそれに沿ったマニュアルがありますが、維持管理を行っていく上では、これまでの経験や実績が重要な判断として生かされることでしよう。

これらのことを踏まえると、発注機関としては、現在いる職員を育成することが急務であり、発注体制強化として職員の増員にも力を入れていかなければならないことでしょう。今後、スムーズに公共工事が発注できる体制とするため、不足する職員の増員や育成をどのように取り組んでいくのか。

また、今後の維持管理などを広域的に行うための連携体制について、鷺頭副知事の所見を伺います。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私から、公共工事発注のための職員の確保と育成、そして公共施設の維持管理の広域的な連携体制について、お答えを申し上げます。

円滑な公共工事の発注に当たりましては、やはり職員の数の確保ということと、またその育成の両面から取り組むということが重要であるというふうに考えております。

県におきましては、職員の確保という観点からは、大学などへの積極的な働きかけによりまして、技術系職員の採用に力を入れております。

また、これに加えまして、土木の専門家集団であります福井県建設技術公社の発注者支援業務によりまして、支援をいただきながら発注体制の充実というのも図っているところでございます。

また、技術職員の育成につきましては、経験豊富な先輩トレーナーによるOJTということとはもとより、道路や河川事業の専門的な知識を養う技術研修にも力を入れているところでございます。

また、CADやドローンなどの維持管理にも有効なスキルにつきましては、多くの職員が修得できるように、これも組織として取り組んでいるところでございます。

さらに、維持管理などの広域的な連携につきましては、今後ますます重要になってくるというふうに思っております。

これまで、県内の全ての市町と技術系職員の人事交流を行ってきているところでございます。

また、平成26年には、道路メンテナンス会議を発足させまして、県と市町の職員合同で維持管理の診断を行うなどの連携も図っているところでございます。

そして現在、国におきましては、この行政区域にこだわらない広域的な維持管理の手法など、一定規模のインフラを、施設を一体的、効率的にマネジメントする手法の検討というのが進められているところでございまして、こちら我々としても大変注目をしているところでございます。

今後こうした状況も踏まえまして、オール福井での体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは2点、お答えいたします。

まず、フレックス方式の影響について、お答えいたします。

フレックス方式につきましては、受注者が工事の着手時期を自由に設定でき、労働者や資機材の準備期間を確保できる利点がございまして、本県においては、令和元年度から工事が集中する年度の変わり目の発注工事を中心に導入を進めておりまして、令和5年度は451件、全体の約27%に相当する分の工事で実施をしているところでございます。

これまでフレックス方式による工事を受注した事業者からは、着手前に配置技術者を決め

ることができ、適切に工程管理ができたといったような高い評価もいただいているところ
でございます。県としましても完成時において高い品質が確保されていると認識してい
るところでございます。

今後は、このフレックス方式を通年に拡大していくことが必要であると考えてございまし
て、災害復旧工事や施工時期が限定される工事などを除きまして、原則全ての工事への適
用をする、このことを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、平準化の推進についてお答えいたします。

工事の施工時期の平準化につきましては、安定的な施工の確保や、働き方改革を推進する
上で重要な取組の一つであると考えているところでございます。

そのため、県では工事発注に必要な積算ストックを確保したり、国土強靱化の補正予算を
12月議会に上程するなどによりまして、早期発注に取り組んでいるほか、ゼロ県債の活用、
柔軟な繰越措置など、施工時期の平準化に取り組んでいるところでございます。

この結果、第一四半期の工事可動件数を年間の平均値で割りました、この平準化率という
ものでございますが、この平準化率については、令和元年度の68%に比べまして、令和5
年度は84%に改善しているところでございます。

今後は、先ほど申し上げたフレックス方式の活用の拡大でありますとか、また、維持管理
工事の複数年契約など、債務負担行為の積極的な活用などによりまして、さらなる平準化
に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長／森君。

森議員／ありがとうございます。

先ほど最後の質問でさせていただいたときに、驚頭副知事のほうからいろいろと細かく御
答弁をいただきました。

職員の方の増員、またその教育的なこともおっしゃっていただきました。

その辺、またいろいろ試行錯誤しながら頑張っていたいただきたいなというふうに思うん
ですけども。

といいますのは、やはり業者間といいますと、業者の立場からで言いますと、やはりその
案件を受注したりするときには、施工者のその業者の実績とか、そういう企業の評価とか
いろいろそのようなことを反映されますので、やはり発注する側としても、やはりそのよ
うなところで、一緒な、対等な立場でいろいろ意見交換できるようなレベルに持っていっ
ただけければ、またよりよいものができるのではないかなというふうに思いますので、
その辺にまたお力添えをいただければなというふうに思います。

まだ少しちょっと時間はありますが、いろいろ御答弁をいただきました。

最初、期待していました爽快感、達成感にはちょっと及びませんでしたけれども、大変丁
寧な御答弁をいただきましたことに感謝を申し上げまして、私の質問を終わらせていた
だきます。

どうもありがとうございました。

議長／以上で、森君の質問は終了いたしました。

田中宏典君。

田中（宏典）議員／おはようございます。

自民党福井県議会、田中宏典でございます。

ただいまの森議員の質問を聞いておまして、冒頭、マラソンの話をされました。

私も30年以上前のことを思い出しながらお聞きをしておりましたが、フルマラソンも私も少しはかじっておまして、今より体重、20キロぐらい軽かったんですけども、体は正直なもので、毎日20キロぐらいのトレーニングをしておりましたけれども、25キロを超えたあたりで、パタッと足が前へ出なくなりました。

やはり毎日、42.195キロを超えるぐらいのトレーニングをしないと、しっかりと全行程は走りきれないんだろうなということを、そのとき実感をいたしました。

体験が大変重要であるというふうに学んだところでございます。

そういったフルマラソンについては挫折をしました私ですが、続けていることは、この一般質問であります。

県議会議員にならせていただいて、議長のとく以外、ほぼ全ての議会で一般質問させていただいておりますので、体験に基づいた質問をこれからも続けさせていただきたいと思っております。

事前の通告に従いまして、質問と提言をさせていただきます。

11月29日、石破総理は、衆参両院本会議で、第216回国会における所信表明演説を行われました。

その中で、重要政策の課題の第2は、日本全体の活力を取り戻すことです。

人口減少によって、地域の活力、そして経済の活力が低下しています。

こうした状況は、我が国の経済社会システムの持続可能性への不安を生み出し、さらなる人口減少につながりかねません。

この流れを反転させるため、地域の活力を取り戻す地方創生の再起動、経済の活力を取り戻す賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行、全世代型社会保障の構築、この3つの取組を強力に進めてまいります。

地方創生は日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして、多様性の時代、国民の多様な幸せを実現するための社会政策であります。

元気な地方から元気な日本をつくる試みは、多くの点となって息づいていますが、いまだ全国的な広がりには欠けています。

これを集めて、面にして、やがては日本中の皆様に面白い、楽しいという思いを広げていかなければなりません。

これまでの地方創生の成功事例から学び、産官学、金労言で英知を集め、我が町を輝かせるため、ともに取り組んでいく所存であります。

デジタル技術の活用や、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていきます。

この夏、店頭から米が一時消えたことは記憶に新しいところです。

人口減少下においても、農林水産業、食品産業の生産基盤を強化し、安定的な輸入と備蓄

を確保することなどを通じて、食料安全保障を確保いたします。

農林水産業に携わる人々が安心して再生産でき、食料システムの全体が持続的に発展し、活力ある農山漁村を後世へ引き継げるよう、施策を充実強化いたします。

地方の取組が花開くためには、国としての環境整備も必要です。

G X、グリーントランスフォーメーションの例では、洋上風力、地熱や原子力などの脱炭素電源を目指して、工場やデータセンターの進出が進み、教育機関との連携などによって新たな地域の活力につながる動きが始まりつつあります。

投資の予見性を高め、温室効果ガスの排出削減を求めつつ、国として20兆円規模の先行投資支援を行い、官民で150兆円を超えるG X投資を実現します。

G Xによる産業構造や産業立地の将来像について、2040年に向けたビジョンを年内に示し、核となる拠点を広げていきます。

エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画もまとめてまいります、と述べられました。

数年前に石破衆議院議員をお招きし、福井県議会で地方創生について御講演をいただいたことを思い出しながら、この施政方針演説をお聞きいたしておりました。

長期ビジョンと人口減少対策についてお聞きをしております。

初めに、石破総理の所信表明演説について伺います。

総理は、民主主義のあるべき姿とは、多様な国民の声を反映した党派が、真摯に政策を協議し、よりよい成案を得ることだと考えます。

先般の選挙で示された国民の皆様のお声を踏まえ、比較第一党として、自由民主党と公明党の連立を基盤に、他党にも丁寧に意見を聞き、可能な限り幅広い合意形成が図れるよう、真摯に、そして謙虚に、国民の皆様の安心と安全を守るべく取り組んでまいります、と述べられ、自民党の森山幹事長が言われたように、分かりやすい内容で、喫緊の課題だけではなく、将来の展望についても御自分の持論をちりばめながらお話をされていたというふうに思います。

特に、地方創生や経済対策等については、地方自治体や企業だけではなく、我々国民が今後どのように対応していくのか、大きな課題を投げられたようにも感じております。

今国会で石破総理の所信表明演説に対する受け止めと、今後の対応について、知事の御所見をお伺いいたします。

また、石破総理は、10月4日の衆参両院本会議で、内閣発足後初めてとなる所信表明演説の中で、地方こそ成長の主役と述べ、地方創生2.0として再起動させると宣言をし、これらを実現する政策として、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増させた上で、新しい地方経済、生活環境創生本部を創設し、今後10年間、集中的に取り組む、基本構想を策定すると述べられました。

地方創生2.0についてどのように捉えておられるのか、御所見を伺います。

長期ビジョンについては、市町別の意見交換会において、それぞれの地域のよさや課題、目指すべき将来像などについて住民の意見を伺っている。

また、10月以降は、知事と市町長とも政策ディスカッションを開催し、次期実行プランの方向性や、県と市町の今後の取組などについて議論を行う予定であると、9月定例会の一本質問で御答弁をいただきました。

これらの計画を踏まえ、今定例会に長期ビジョン実行プランの骨子案が提案されております。

石破総理は、地方創生2.0を起動し、我が国の社会や経済の起爆剤とするため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増するとしており、長期ビジョン実行プランの骨子案についても修正、加筆など、検証が必要ではないかと考えておりますが、長期ビジョン実行プランの骨子案の方向性と狙いについてお伺いをいたします。

また、人口減少対策戦略については、長期ビジョン実行プランに包括をし、策定をしないとの説明を受けておりますが、その真意について御所見を伺います。

人口減少対策戦略の第2期戦略の策定の趣旨を見ますと、自然減及び社会減は継続をしており、本県人口は今後も減少が避けられない状況。

人口問題の解決には長い期間を要することを念頭に、引き続き人口減少対策を強化。継続するとともに、人口減少、超高齢化社会においても、幸せな暮らしを維持するために、適応戦略を進めていく必要がありますと記載されております。

人口減少、超高齢化社会における適応戦略という意味におきましても、今後の人口減少対策戦略は必要と考えておりますが、第2期戦略の成果と課題、今後の対応について御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／田中宏典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

今国会での石破総理の所信表明演説に対する私の受け止めと、今後の対応についてお答えを申し上げます。

議員の御指摘にもありましたけれども、石破総理、私も全国知事会議でも御質問させていただいて、そのときの、私だけじゃないですけども、ほかの知事に対する答弁の状況を見ていても、また国会のいろんな中継なんか拝見していても、答弁書を余り目を落とすことなく、本当に御自分の言葉でしっかりと、いろんな施策について、また社会の状況について考えながら答弁されているなということを感じております。

そういう意味では、非常に世界感を持たれていらっしゃる総理だというふうにも認識をいたしておりますし、また中でも、この地方創生、もともと鳥取県御出身ということもございまして、それから10年前、初代の地方創生担当大臣をされていたということも含めて、この10年間、決してそこから離れないで、しっかりと政治を歩まれているんだということも感じさせていただいております。

そういう意味では、総理は強い思いで、この地方創生の再起動ということを訴えていらっしゃるというふうに思いますので、私どももそれを受け止めて、前に進められるように努力をしていきたいと考えているところでございます。

中でも、地方こそ成長の主役だという部分については、私も同感をするところでございます。

福井県でも3月に北陸新幹線が福井・敦賀まで開業いたしました。

多くのお客様においでいただいて、町がにぎわっている、これも一つの理由ですけども、

あわせて県民の皆さんが、福井の将来に明るい未来を描いている、結果として幸せを実感できるようになっている、これこそ地方がこれから発展していく、そして全国の成長の牽引力になっていく、そういう芽だというふうにも認識をいたしております。

そういう意味では福井から、さらに日本を引っ張っていく、そういう思いで臨んでいきたいと思っております。

具体的にも、例えば官民の投資によって観光とか、まちづくりを進めていくということであったり、それからまた、稼げる農林水産業であるとか、また福井県、これをさらに拡充をしていく、さらには医療とか福祉、こういったものの充実を図る、そして防災減災対策、こういったことにも力を入れて、地方創生2.0をリードしていきたいと考えているところでございます。

一方で、やはり人口減少の対策であったりとか、東京一極集中の打破であるとか、それからまた国土強靱化、北陸新幹線も含めて、こういったことを行う。

さらには、責任のある原子力エネルギー政策、こういったところはもう国が先頭に立つ必要があるわけでございますので、こういったことに対しては、引き続き強く国に対して求めていきたい、こう考えているところでございます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは4点お答えをいたします。

まず、地方創生2.0について、どのように捉えているかという御質問に対するお答えでございます。

地方創生2.0には、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創世でありますとか、付加価値創出型の新しい地方経済の創世など、5つのポイントが示されております。

現在、国の新しい地方経済・生活環境創生本部におきまして、有識者の意見も聞きながら、今後、10年間集中的に取り組む基本構想の策定に向けた議論が進められていると承知をしてございます。

具体的には、10月の所信表明演説におきまして、石破総理が言及をされました、農林水産業の持続的な発展でありますとか、農山漁村の振興、それから観光産業の高付加価値化、交通空白の解消に向けた移動の足の確保、地域の文化、芸術への支援などにつきまして、国の対策が強化されることを期待しております。

今回、地方創生交付金を倍増する方向が示されたことは、地域課題の解決でありますとか、地方が日本全体の成長の源となる取組を拡充するための後押しになるものと考えておりまして、本県といたしましても、この交付金を積極的、最大限、活用していきたいと思っております。

次に、長期ビジョン実行プラン、骨子案のねらいの方向性についてお答えをいたします。北陸新幹線の県内開業により、全国から来訪者が大きく増加するほか、県内の地価、それから県民の幸せ実感が上昇するという効果も表れてきております。

次期実行プランでは、こうした明るい兆しの中、誰もが個性や能力を発揮できる居場所と舞台を持てる環境を整え、一人一人のチャレンジとまちの好循環を生み出していきたいと

考えております。

そこで、骨子案では、誰もが自分らしく活躍できる、人が活躍、持続的な町の進化をつくる町に活気、人口減少下でも暮らしの質を高める暮らしに活力、そして、若者が明るい展望を描ける次世代ファースト戦略の4つを最重点プロジェクトといたしました。

また、個性を伸ばすなど、5つの分野に18の政策の柱を掲げた上で、県内4つの地域ごとの地域プランをお示ししてございます。

引き続き県議会の御意見でありますとか、国が策定する地方創生の基本構想などを踏まえた修正を行い、次期実行プランに反映してまいります。

次に、人口減少対策戦略を長期ビジョン実行プランに包括する真意について、お答えをいたします。

少子化対策やU I ターンを進め、人口減少を緩やかにしていくには、若い世代が働きがいを感じ、結婚、出産、子育てに前向きになるとともに、福井での暮らしに希望を持ち、住みたくなる、選ばれる福井を目指していかなければなりません。

このためには、産業や雇用、まちづくり、教育や子育てなどに総合的に取り組む必要があります。人口減少対策戦略を今回、次世代ファースト戦略として打ち出し、その上で人が活躍、町に活気、暮らしに活力とともに、長期ビジョン実行プランの最重点プロジェクトとして位置づけ、一体的に進めることが効果的と考えてございます。

何よりも次世代ファースト戦略を県民の皆様と共有し、ともに進めていくことが重要でありますので、内容を分かりやすく周知していくことにも気を配りながら、人口減少下におきましても、県民一人一人が将来にわたって希望を持つことができる福井の実現を目指していきたいと考えております。

最後に、人口減少対策における適応戦略として、第2期戦略の成果と課題、それから今後の対応についてお答えをいたします。

第2期戦略では適応戦略として事業承継引継支援センターの開設でありますとか、空き家を活用した住民交流拠点づくり、外国人労働者の就業環境の改善、デマンドバス、市民タクシーの運行などを進めてまいりました。

その結果、事業承継が大きく進んだほか、地域課題に取り組む住民組織も拡大し、地域のつながり力も着実に進展しております。

しかしその一方で、出生数の減少でありますとか、毎年2000人以上の転出超過が続いており、人手不足は依然として深刻でございます。

このため、適応戦略につきましては、今後もなお一層、重要であると考えておりまして、次期実行プランにおきましては、人口減少下におきましても、暮らしの質の向上を図る、暮らしに活力を最重点プロジェクトの一つに掲げておりまして、その中で生活、行政のDXの推進、農山漁村のコミュニティの維持活性化、高度外国人材の育成を進めるほか、シニア世代の活躍の場づくりでありますとか、県外からの投資の呼び込みなどを盛り込み、持続可能な社会の構築に取り組んでいきたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／ありがとうございます。

適応戦略、しっかり進めていくということですが、予想以上に早く進んでおりますので、しっかり県民一人一人、取り残されないような対応ということをしていただきたいというふうに思います。

石破総理のお言葉をお借りするのであれば、地方創生というのは経済対策であり、社会対策ということですので、ここでいう地方というのは、地方公共団体の単位ではないというふうに私は思っております。

経済圏とか生活圏というものを重視しながら、しっかりその地方創生というものに取り組んでいただきたいなという希望だけ述べておきたいなと思います。

次に、原子力政策についてお伺いをいたします。

知事は、提案理由の中で、原子力の将来像の明確化と、次期エネルギー基本計画への反映、実効性のある使用済燃料対策ロードマップの早期見直しに向けた国の主体的な取組などについて、武藤経産大臣に***要請を行いましたと述べられました。

これまで共創会議の中では、立地地域の将来像と繰り返しおっしゃってきた知事から、原子力の将来像という言葉聞いて、繰り返し申し上げてきてよかったなど、ほっとしておいたと同時に、言葉の大切さ、大事さを改めて認識をいたしました。

第6次エネルギー基本計画では、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとなっており、昨年閣議決定されたGX実現に向けた基本方針では、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。

エネルギー基本計画を踏まえて、原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発建設に取り組む。

そして、地域の理解確保を大前提に廃炉を決定した原発敷地内での次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等、バックエンド対策の進展も踏まえつつ、具体化を進めていくとなっており、GX基本方針と第6次エネルギー基本計画の原子力の取扱いについては大きな乖離があり、第7次エネルギー基本計画の策定に当たっては、GX基本方針に沿ったものにしていかなければならないと考えております。

第7次エネルギー基本計画の在り方と、策定までのスケジュールについて、知事の所見を伺います。

また、武藤大臣の言葉を引用しながら、県としては引き続き原子力政策の明確化と、着実な実行を国に求めるとともに、使用済燃料対策や地域振興などの課題に対して、県議会と一体となり、立地地域の理解と協力がなければ、原子力発電所は運転できないという厳しい姿勢で臨んでまいりますと述べられました。

ほかの地域のことまでは分かりませんが、大飯、高浜両町では、これまで様々な課題や困難に直面しながら、住民の皆さんの御理解と、大変な御協力によりまして、プルサーマル計画の推進や、逆風の中での6基の原子力発電所の再稼働をしております。

特に、高浜発電所はPAZ圏内に他府県が入る、国内唯一の発電所であり、お隣の京都府舞鶴市の理解と協力がなければ再稼働できなかったというふうに考えております。

また、高浜発電所3・4号機の再稼働の条件であった県内の災害制圧道路の整備についても完了してない箇所や多重化できていない地域がまだあります。

立地地域の理解と協力がなければ、原子力発電所は運転できないという言葉の真意を伺います。

9月定例会において、早期に使用済燃料の県外搬出を実現するためには、県内において、高速炉、実証炉の建設を提言し、高速炉などを活用した新たな核燃料サイクル、高速炉サイクルを早期に構築していく必要があると提言したところ、防災安全部長のほうからは、国の検討状況などを、高速炉の技術開発の動向を引き続き注視してまいりますとの答弁をいただきました。

今回の代表質問でも、田村議員は、原子力発電所の新增設やリプレースの議論は、直ちに進めなければならない課題であるとただしました。

核燃料サイクルは、高レベル放射性廃棄物減容化、有害度の低減、資源の有効利用等の観点から、非常に有効で重要な政策であります。

近年、活発になってきている高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましても、高速炉サイクルを実現することにより、直接処分するよりも潜在的有害度が自然界並みに低減する期間が10万年から300年に、体積比も7分の1になることから、今後、原子力政策を推進していく上で、不可欠の取組であるというふうに考えます。

次期GX基本方針の中で示された廃炉を決定した原発敷地内での次世代革新炉への建て替えを踏まえ、高速炉、実証炉の建設を提言し、高速炉などを活用した新たな核燃料サイクル、高速炉サイクルを早期に構築していく必要があると、改めて御提言を申し上げます。県内原子力発電所及び立地自治体の現状を踏まえ、今後の県内原子力発電所はどうあるべきかと考えているのか、県の御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、エネルギー基本計画の在り方と策定までのスケジュールについてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本当に今の6次のエネルギー基本計画というのは、その後に出されたGX基本方針であったりとか、また、原子力基本法に見ても、非常に齟齬していない。特に、齟齬がある、GX基本方針は方針ですので、言ってみれば、それはまず絵が描いてあるわけですね。

これの中身をしっかりと計画の中に位置づけなくちゃいけない、これが第7次の基本計画の意義だというふうに私は思っております。

そういう意味では、これまでも7次の計画の議論の中で、私が第一に申し上げましたのは、立地地域にとっては安全が最優先だということで、何といてもまずは事業者が安全投資を十分にできるように、また、その人材育成ができるような、そういうような原子力の必要な規模、そこに至る道筋、こういった原子力の将来像というのを明らかにする、これを第一にやってほしいということを申し上げてまいりました。

あわせて、既設炉、革新炉、いろんな形のことを言われていますけれども、そういった投資ができるような事業環境、こういったことをしっかりと位置づけていくこと。

それからまた、避難道路のような原子力防災、こういったものを拡充していくということ

も重要だということでございます。

また、原子力の核燃料サイクル、こういったものであるとか、さらには廃炉の円滑化という意味で、バックエンド対策も重要だということがございます。

そして、立地地域の振興というのをしっかり具体的に前に進める、こういったことを申し上げてまいりました。

これについて、国はしっかりと答えを出していただく、これが7次の基本計画だというふうに認識をいたしております。

この計画のスケジュールですけれども、年内には素案が出てくるということでございますので、これをまた審議会等で私も意見を発信させていただきます。

そうした私どものこういった意見を踏まえて、年度内にまとめていただくということですので、しっかりとした内容になるように、今後とも最大限努力してまいりたいと考えております。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、今後の県内の原子力発電所はどうあるべきかという御質問にお答えをいたします。

高速炉につきましては、国の戦略ロードマップにおきまして、2028年頃まで、炉の概念設計などを行いまして、その結果を踏まえ、実証炉の基本設計、許認可手続への移行を判断するとしているわけでございます。

県といたしましては、国の検討状況など、高速炉の技術開発ですね、この動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

県内の原子力発電所につきましては、立地地域としては安全が最優先でございます。

稼働している7基について、高経年化への対応がますます重要となっていることから、事業者に対し、安全に対する積極的な投資を求めており、県としても事業者の取組を監視していくという姿勢で臨みたいと思っております。

今後の原子力発電の在り方でございますが、先ほどから出ておりますが、原子力エネルギー政策に一義的に責任を持つ国が、将来の必要な規模とその確保に向けた道筋など、原子力の将来像を明確にする必要がございます。

次期エネルギー基本計画の素案を年内にということで、提示するということでございますので、引き続き国に対し、原子力政策の明確化と着実な実行を強く求めていきたいと考えております。

議長／防災安全部長 坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、立地地域の理解と協力がなければ原子力発電所は運転できないという言葉の真意についてお答えいたします。

福井県はこれまで、半世紀以上にわたって、国の原子力政策に協力する中で、数多くの課題に直面しながら、安全の確保、地域住民の理解と同意、地域の恒久的福祉の実現からな

る県原子力行政3原則に基づき、県議会と丁寧に議論し、立地市町とともに、志を持って取り組んでまいりました。

こうした中、今回、関西電力の使用済燃料対策ロードマップが計画どおりに実行できなくなったことは、信頼関係に関わる重大な問題と認識しています。

関西電力の森社長は、年度末までに実効性のあるロードマップの見直しができなければ、3基の運転を実施しないとの決意を示しています。

県としては、ロードマップの実効性について、県議会や立地町等の意見を伺いながら、厳正に判断していくということを申し上げたものであります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／ありがとうございました。

今、知事のほうからスケジュール感を言われましたので、年内には素案ということでありましたので、6基を稼働させている地元の議員の責任として、私の現時点での提言というものをさせていただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

時間がありませんので、次に行かせていただきます。

原子力防災と自衛隊誘致についてお伺いをいたします。

本年度の原子力防災訓練は、震度6弱の地震により、大飯発電所3号機の外部電源が失われ、原子炉の冷却が出来なくなったという想定で、10月25日と26日に実施されました。

代表質問の答弁では、大飯地域の緊急事態を広域避難計画に基づいて、***のところの避難手順等の確認と、県外を含めた広域避難を中心に行ったということでありました。

私もオフサイトセンターのほか、大飯、高浜両町での活動や、綾部市のスクリーニング、兵庫県内3か所の避難先の様子を視察させていただきました。

前回と同様の内容であったというふうに感じています。

新しい取組をすればよいというものではありませんが、地震との同時発災、複合災害ということも、もう少し考慮してもよかったのではないかとというふうに思います。

また、以前から提案しております、陸上自衛隊第3師団の参加訓練も、訓練参加もなかったように思いますが、今回行われた原子力防災訓練の総括と、陸上自衛隊第3師団の参加について、御所見を伺います。

また、嶺南地域への自衛隊誘致についても、原子力防災を進化していく上で、大変重要なことであると考えております。

文句を言われるから調査費をつけているだけという、心ない言葉をお聞きすることもありました。

社会情勢や人口減少により、防衛省の対応も大変難しいことは理解するところではあります。原子力政策を進めていくのであれば、日本全体の再配置も含め検討し、実現していく必要があると考えます。

福井県の活動も少しマンネリ化しているようにも見えております。

来年度における嶺南地域への自衛隊誘致活動について、御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から2点お答えいたします。

まず、原子力総合防災訓練の総括と、第3師団の参加についてお答えいたします。

今年度の訓練では、国や県、関係市町が参加し、兵庫県及び嶺北市町への広域避難を行ったほか、元日に発生しました能登半島地震において、道路のみならず、港の岸壁などにも被害が生じ、孤立地域が発生したことから、従来のヘリ、船舶に加え、ゴムボートや地元の遊漁船を使用し、多様な手段による住民避難を実施しました。

これらの訓練により、大飯地域の緊急時対応、広域避難計画に基づく避難手段を確認し、その実効性を一層高めることが出来たと認識しております。

一方で、一部市町でエリアメールが配信されなかった障害があり、早急に改善を行ったところ です。

陸上自衛隊第3師団につきましては、訓練への参加を依頼していたところではありますが、能登半島の地震、豪雨の災害派遣活動の影響により、秋以降に訓練等が集中したことから、参加いただけませんでした。

自衛隊からは、次年度以降の参加について、十分な調整をさせていただきたいとの回答を得ており、今後とも参加機関の拡大や、複合災害への対応など、原子力防災訓練のさらなる充実を図ってまいります。

次に、嶺南地域への自衛隊誘致活動についてお答えいたします。

県では、平成25年から、北朝鮮によるテロ等への脅威に対する備えや、大規模災害時に孤立するおそれのある半島部に居住する住民の迅速な避難の観点から、嶺南地域への展開基盤の確保や、自衛隊配備を要請しており、今年度も8月7日に、田中議員にも御参加いただき、県議会議連、嶺南市町、経済界とともに、防衛大臣に要望を行っております。

防衛省からは、直ちに実現することは困難であるが、有事の際は中部方面隊管内の部隊を速やかに展開して、福井県内の安全に万全を期すと回答があり、防衛大臣からは、安全保障環境も変化しており、新たに考えていく時期かと思うので、しっかりと考えていきたいとのコメントを得ています。

今後も、嶺南市町と力を合わせ、あらゆる機会をとらえて、国に対し、防護体制の構築や、嶺南への部隊配備の検討を求めてまいりたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／ぜひよろしくお願ひします。

以前には国会、外交防衛委員長であるとか、そういったところへも知事と一緒に要望に出向いたこともあります。

防衛省だけではなく、様々な機関に対して要請をかけるということも必要かと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

それと、先日、夜中にテレビを見ておりました、与那国島の自衛隊誘致のお話で町が割れている、また、町長は一生懸命、自衛隊誘致を進めようとしている、町の振興をしようと

しているというようなテレビを拝見しました。

そういった事情を見たときに、やはり今何が大事かということ国がしっかりと考えていただいて、自衛隊の再配置というものは十分に御検討いただくように改めて強く要請をお願いしたいというふうに思います。

それでは、時間がありませんので最後の質問させていただきます。

嶺南地域公共交通計画についてお伺いをいたします。

現在の嶺南地域公共交通網形成計画は、交通政策に関する基本理念や、その実現に向けた施策、国や地方公共団体の果たすべき役割などを定めた交通政策基本法が平成25年に策定され、平成26年に改定された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、地方公共団体が、公共交通事業者や住民と連携しつつ、マスタープランとなる地域公共交通形成計画を策定することができるようになったため、それまで各市町が総合計画や関連計画等を策定し、公共交通への取組を行ってまいりましたが、嶺南地域全体をとらえ、住民の日々の外出の支援や、観光振興に貢献する公共交通サービスを考えていく必要があります、住民利用者、公共交通事業者、行政等が連携しながら取り組めるよう、嶺南地域全体の公共交通に関する今後の目標や、取組の方向性を示す計画として、令和2年3月に嶺南地域公共交通網形成計画が策定されました。

これまでの成果と課題、今後の対応について所見を伺います。

また、来年度以降、嶺南と嶺北の公共交通活性化協議会を統合することの必要性について、御所見を伺います。

嶺南地域の公共交通については、北陸新幹線の敦賀延伸とともに、小浜線の利用者の減少をきっかけに検討が始まったと認識しております。

小浜線は、敦賀駅と東舞鶴駅を結ぶ路線であり、これまで県内から舞鶴市や福知山市の高校まで通学していた学生もおられます。

その逆もまたあります。

そのようなことから、嶺南市町だけではなく、京都府や舞鶴市などの御意見も重要と考えますが、これまでの取組と今後の対応について、御所見を伺います。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私から2点お答えをいたします。

まず、現行計画の成果と課題、今後の対応、嶺南と嶺北の公共交通活性化協議会を統合する必要性についてお答えをいたします。

これまでの成果といたしましては、地域のニーズに応じたデマンド交通の導入、それから新幹線開業を契機としたキャッシュレス化や、タクシー配車アプリの導入、広域バス、それから観光列車はなあかりの新たな運行などが挙げられます。

一方で、人口減少やコロナ禍の影響による小浜線や路線バスの利用者数の減少、それから、新幹線効果の嶺南地域全体への波及が課題として挙げられます。

このため、こうした課題の解決に向けた具体的な施策を、今回、次期計画に盛り込んでまいります。

協議会の統合につきましては、嶺南、嶺北の地域別課題を議論する場を部会として存続をさせることを大前提に、新幹線開業好機と捉え、全県的な公共交通ネットワーク確保を図るために行うものでございます。

新しい協議会におきましては、路線バスなど公共交通の人材確保でありますとか、利便性の向上、それから新たなモビリティの導入等につきまして、嶺南、嶺北を問わず、各地域の成功事例、先進事例を交え、共有しながら協議していきたいと考えております。

次に、小浜線の利用促進や舞鶴市などの連携に関するこれまでの取組と、今後の対応についてお答えをいたします。

小浜線の利用促進には、ダイヤの充実が不可欠でございまして、嶺南地域公共交通計画の改訂作業の中では、増便を検討するための調査の実施などをJRと協議をしております。そのほかにも、利用促進のため、県の支援のもと、沿線市町や小浜線利用促進協議会が、駅の改修や駅前広場の整備、ラッピング列車の運行、それから運賃助成など、様々な取組を行ってございます。

嶺南地域公共交通計画の策定委員会及び小浜線沿線観光活性化会議には、舞鶴市にオブザーバーとして参加いただき、敦賀・舞鶴間の時間の短縮など、各施策について御意見を伺っているところでございます。

今後も舞鶴市など、京都市北部地域とも連携しながら、効果的な施策を検討してまいります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／時間がまいりましたので終了いたしますが、協議会、ぜひ福井目線にならないように、よろしく願いをいたします。

終わります。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたしました。

渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／おはようございます。

自民党福井県議会の渡辺竜彦です。

前のお2人の議員が非常に健康な話をされていたんですが、実は私、日曜日に目が覚めたら肩が痛くて、右肩が上がらなくて、あんまり痛いんで、嫁さんに肩が痛くてどうしようもないんだというふうに言ったら、あんた、それは年やわなど、一言バッサリ切られました。

思えば、数週間前にも、すぐ汗をかくんで、ちょっとこれ、今年いつまでも暑いんかなと話したら、あんた、それは更年期やわと、これもまたバッサリと切られました。

どうか理事者の皆様にはバッサリと切らないような、すばらしい答えを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質疑と提言をさせていただきます。

まず初めに、福井県では新たな産業として、宇宙産業の創出に着目し、産学官金連携による宇宙産業の拠点化を目指し、2015年9月に24の企業、機関により、ふくい宇宙産業創出研究会を設立しました。

そして翌年、2016年8月には、県民衛星の製造・有効利用を実現する組織として、福井県民衛星技術研究組合を10の企業・自治体にて設立し、その後、2017年から2019年にかけて、東京大学と超小型人工衛星の多数機生産にかかる共同研究を実施しました。

2020年2月には、県と福井大学が超小型人工衛星の研究などに関する覚書を締結し、2021年3月には、福井県民待望の県民衛星すいせんがカザフスタン共和国のバイコヌール宇宙基地から衆人環視の下、打ち上げられ、5月からは県民衛星すいせんの定常運用開始となりました。

この小型衛星、この県民衛星すいせんは、福井県民衛星技術研究組合が製造した超小型人工衛星であり、大きさは約60掛ける60掛ける80センチ、重量は約100キロ、内部に望遠カメラを搭載し、宇宙から地上を撮影することができ、約2週間ごとに同一地点の画像を撮影しています。

また、福井県民衛星技術研究組合を構成する企業が共同で、衛星画像利用システムを開発し、その活用事例としては、三方湖の湖面のヒシの繁茂状況の監視、公共工事の進捗状況監視、農作物の品種判別や耕作放棄地を判別する研究など、幅広い分野でのデータの利活用の取組が進んでいます。

そこで伺います。

宇宙産業の先駆けとも言える県民衛星を継続的に運営していくためには、衛星データの収集、解析、活用に関する人材の育成や、データの管理、保護が必要不可欠だと考えますが、これまでの取組と今後の展望をお伺いいたします。

国は地域における自立的な宇宙ビジネス創出を加速させるため、衛星データなどを活用した宇宙ビジネス創出を主体的、積極的に推進する自治体として、平成30年に本県をはじめ、北海道、茨城県、山口県を宇宙ビジネス創出推進自治体に選定しました。

また、近年では、さらに複数の自治体を選定するなど、新たな枠組みが広がりを見せつつあります。

また、どの自治体も宇宙ビジネスを地域企業の活性化につなげる取組を始めています。

このような宇宙ビジネス創出推進自治体の枠組みを利用し、設備やリソースを融通し合う他業種との共同研究を促すなど、宇宙ビジネスの分野では広域的に連携してほしいと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

宇宙産業にはロケットの打上げ、衛星運用、データ活用、それらを管理する地上システム、また、搭載機器の部品や素材の設計、製造、開発などに多くの公的機関や企業が関わっています。

今後、官民が一体となった取組がさらに強化していけば、世界的な宇宙ビジネスへ本格参入していくことにもつながります。

宇宙ビジネスという無限の可能性を秘める新たな取組の中で、どのようにして県内企業が競争力のあるサービスを生み出していくかについて、県の戦略や今後の展望を中村副知事にお伺いいたします。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、宇宙ビジネスにおいて競争力あるサービスを生み出すための戦略や、今後の展望についてまずはお答えをいたします。

県では、新たな産業の創出に向け、産学官の連携により、技術開発を進めるふくいオープンイノベーション推進機構におきまして、宇宙分野の開発や人材育成、県外企業とのビジネスマッチングを重点的に今日まで進めてまいりました。

その結果、超小型人工衛星の製造ということでは、国内有数の集積地に成長いたしました。データの利活用につきましても、農地の利用や森林監視など、今お話もありましたが、様々なビジネスという形で発展をしております。

一方、政府は宇宙関連市場を2030年代の早い時期に8兆円規模に拡大をさせると。

これは2020年で4兆円で行っていましたので、市場的には倍にしようとしているわけで行っています。

昨年度、JAXA内に宇宙戦略基金を新たに造成いたしまして、国内における研究開発を加速化するというを示しております。

今後、県内の大学、企業と一体となりまして、この基金を積極的に活用して、宇宙産業の拠点化を目指すとともに、セミナー、アドバイザー派遣などを通じまして、宇宙ビジネスに参入しようとする県内企業を支援しまして、県内から競争力あるサービスの創出を促進していきたいというふうに考えております。

議長／産業労働部長 大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点、お答えをさせていただきます。

まず、県民衛星を継続的に運用していくための取組と、今後の取組についてでございます。県民衛星の継続的な運用につきましては、データの解析や活用に携わる人材の育成が重要でございますので、県内では大学や高専が中心となって取り組んでいるところでございます。

具体には、福井大学におきまして、県民衛星すいせんのデータを取り入れまして、自然環境保全の研究を実施しておりますほか、福井工業高等専門学校におきましても、すいせんのデータやJAXAから提供を受けました衛星データを活用いたしまして、防災の研究等を通じ、衛星データを活用できる人材の育成を進めているところでございます。

また、衛星データの管理、保護につきましては、別々のクラウドを利用いたしまして、二重でデータ管理を行っておりまして、バックアップ体制を整えているところでございます。県といたしましては、引き続き大学等に対しまして、衛星データ利活用の状況などを紹介いたしまして、人材育成に有効に生かしていただけるよう取り組みますとともに、衛星データの管理、保護につきましても、万一の場合に備えて適切な管理に努めてまいります。次に、宇宙ビジネス分野におけます広域的な連携について申し上げます。

県では、平成30年に宇宙ビジネス創出推進自治体に選定されたことを契機といたしまして、

内閣府が主催いたします推進自治体の連絡会議にも参加し、強化試験設備の紹介ですとか、共同研究の成果について情報交換を行ってまいりました。

加えまして、宇宙分野の学会ですとか、展示会などの場を活用いたしまして、県外の大学や企業に対しましても、本県の取組につつまして情報発信を行ってきたところでございます。

福井県には、熱真空試験機ですとか、シンクロトロン加速器など、ほかの県にはない宇宙関連の評価試験設備等が集積しております。

去年は、推進自治体の枠組みを通じまして、茨城県や鳥取県からの視察を受け入れましたほか、県外の大学や宇宙ベンチャー企業等の利用も進んでいるところでございます。

引き続き推進自治体の枠組みですとか、他県の企業、大学に直接アプローチできる機会を活用いたしまして、本県の評価試験設備の利用促進や共同研究に向けましたマッチングなど、広域的な連携を進めてまいります。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは次の2つ目の、県のおもてなしについて質問をいたします。

県民が待ちに待った北陸新幹線が3月16日に県内開業敦賀延伸を迎えることができました。当日は、福井駅を中心に新幹線県内各駅に見たこともないようなにぎわいがあり、これからの福井新時代の幕開けに誰もが大きく胸を躍らせたものだと思います。

現在では、少し落ち着きを見せたものの、それでも土曜、日曜、祝日には県外からたくさんの方がここ福井県にお見えになっています。

県の報告によりますと、開業後半年、9月16日でのあわら温泉、福井、敦賀の新幹線駅周辺を訪れた人の数は、ビッグデータによる推計によると、合わせて約359万9000人、前年の同じ時期と比べると約2割の増加となり、特に関東圏で約4割、信越で約8割の増加となっています。

また関西中京圏についても、敦賀駅からの乗換えが必要になったことにより心配されていましたが、約1割から2割の増加となっています。

新幹線開業と同時にたくさんの人たちが福井県へお越しになられています。

そういった人たちに、福井県へ来て良かった、またぜひとも福井県へ行きたい、という思いをお土産と共にそれぞれの故郷へと笑顔で持ち帰っていただくことが、福井県大好きなファンを生み出すことにつながるのではないのでしょうか。

現在、福井県は北陸新幹線開業効果の最大化、持続化ということで、観光地の磨き上げ、誘客キャンペーンなどを開催し、お越しいただいた方を喜ばせ、満足してもらおうおもてなしに力を入れています。

こうした目に見えるおもてなしと合わせて、心で感じていただくおもてなしもリピーター獲得には欠かせません。

県内観光事業者がより高品質なサービスを提供できるよう、新幹線開業後も継続して、おもてなしのレベルアップを図っていくべきと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

自治体のおもてなしとしては、観光案内の充実や地元文化の紹介、無料Wi-Fiなどの提供などが挙げられます。

また、そのほかの環境整備として、観光地や公共施設の清潔さを保つことで、快適な印象を与えることができますし、景観保護活動を行うことで、美しい風景を楽しんでもらえ、これら一体的な取組を通じて、よい印象を与えることができます。

県は、令和5年度に新幹線各駅から県内主要観光地に向かう道路や駅周辺の河川などを集中的に整備する事業として、北陸新幹線開業に向けたおもてなし景観対策事業を実施しました。

これらは、県の景観を含め、お越しいただく方への最高のおもてなしにつながっています。主要観光地に向かう道路の補修や除草などにより景観を改善するおもてなし景観対策事業は、新幹線開業後も継続的な事業として必要だと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から、県内観光事業者がより高品質なサービスについて、おもてなしのレベルアップについてお答えを申し上げます。

県では、継続的に心温まるおもてなしを行うため、オンラインによります研修を実施してきておりまして、特に令和3年度からは新幹線開業に向け、観光事業の最前線で活躍されておられます県内宿泊、飲食、土産、案内所などの観光事業者を対象に、接遇やマナー向上のためのリアル研修を行っております。

令和5年度からは要望を受けまして、タクシー事業者の経営サイドの方々にも対象を広げ、令和3年度からは現在まで観光事業者とあわせて211名が参加されておられます。

研修会後も振り返りができるよう、動画によりまして、それぞれアップいたしまして、観光事業者全体のおもてなし力の底上げを図っております。

また、令和5年度には県内ボランティアガイドは、5年度の数字で申し上げますと年間2547件、約6万人の方を御案内いただいております。

観光客の多様なニーズにお応えするため、これまで242名のおもてなしを含めた県認定の観光ガイドを育成しておりまして、地域の魅力を伝えていただく等、福井の魅力、観光の魅力、全体のサービスの質の向上に今後も引き続きしっかりと取り組んでまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、おもてなし景観対策事業の継続についてお答えをいたします。

県では北陸新幹線、福井・敦賀開業に合わせて、新幹線各駅と主要観光地を結ぶ道路において、おもてなし景観対策予算を活用し、舗装補修や防草対策などを行った結果、観光客などにも快適に道路を走行していただくなど、快適性、安全性の点で十分な効果があったと認識しているところでございます。

今後も、開業効果を持続させ、観光客などに再び本県を訪れていただくためには、道路利

用者等のニーズも踏まえながら、道路の快適性や景観を改善するような事業を継続的に行っていくことが必要であると考えているところでございます。

このため、県としましては、既存の道路維持管理予算や、今年度創設しました地域の景観対応枠予算、舗装補修などに活用できる起債事業など、既存の事業スキームの拡充も含めて検討しまして、できる限り充実できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは、3つ目の猛暑による農業への影響は、を御質問いたします。

今年の夏も、昨年に引き続き記録的な暑さとなりました。

8月22日には坂井市春江町で、この日、全国2位タイの気温38.6度を観測し、同地点の8月の最高を更新しました。

この常識を超えた暑さは9月になってもおさまらず、気象庁によりますと、福井と敦賀の2地点の9月の平均気温が福井27.1度、敦賀27.6度と、観測史上過去最高となり、猛暑、酷暑と言われた昨年9月よりも高くなり、平年値と比べても福井は4度、敦賀も3.9度高かったことが判明しました。

こうした常識を超えた暑さが県内の農作物にも大きな影響を及ぼしていると、生産者の方からお聞きします。

そこで、本県の今年の夏の猛暑による農作物への影響について把握しているのか。

また、どのような影響があったのかお伺いいたします。

次に、生産者の方から猛暑に対する現状被害について御紹介したいと思います。

露地野菜の生産者の方からは、ハウスなどの施設を使わず屋外の畑で栽培するため、猛暑による被害、または台風などの天候による被害を直接受けやすいとお聞きします。

また、ハウス栽培の生産者の方からも、常識を超えた暑さの中では、ハウス内での作業も高温のため非常に困難であり、虫による被害も大きいといった声をお聞きいたします。

生産者の方々からは、防風ネットの修復、設置に対する支援、ハウスの高温遮蔽、害虫被害防止の支援などが一層求められている中、昨年12月補正で実施された農業における猛暑対策設備等支援事業が一定の効果があったと考えますが、今後の猛暑に対する支援策などを含めた対応の在り方について、県の所見をお伺いいたします。

ここ数年は、想定を超えた猛暑が毎年のように発生し、今後もこれが常態化することが大いに予想されます。

このように極端な暑さが恒常化すると、米や野菜の品質や収穫量に深刻な影響を与えることになるのではと懸念しています。

国は、2018年に気候変動適用法を成立させ、気候変動適用計画を策定しました。

各自治体でも地域における気候変動影響及び気候変動適用に関する情報の収集、分析、提供が行われ始めています。

しかし、頻発する異常気象に日本の農業は十分に対応できていますでしょうか。

県内産の農作物を守るためにも、高温に対する適用策や農業者らへの支援策が急がれます。

今後、毎年のように農作物に高温被害が及ぶと考えられる中、県として米をはじめとする農作家物に関して、高温に強い品種開発をできるだけ早く率先して行うべきと考えますが、取組状況をお伺いいたします。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私から3点、お答えいたします。

まず、今年の猛暑による農作物への影響についてお答えをいたします。

まず、米でございますが、昨年度の12月補正予算を活用しまして、自動給水栓などの導入を進めてまいりまして、効果もありまして、平年並みの品質を確保しております。

なお、2等米に格落ちした要因を見ますと、5年産につきましては、胴割れとか乳白が多かったわけですが、6年産についてはカメムシの割合が高くなっております。

園芸品目につきましては、9月から10月の気温が昨年より高かったということで、大根、ニンジンなどの秋野菜が発芽不良や病害虫の発生によりまして、平年の6割から7割程度の収穫量となっております。

なお、販売単価については高めで推移しておりまして、販売額としては平年の9割程度になるものと見込んでおります。

果樹でございますが、梨につきましては、カメムシ被害により、収穫量は平年の7割から8割となっておりますけれども、販売額については平年並みという結果でございます。

なお、福井梅につきましては、昨年夏の猛暑の影響によりまして、6年産の出荷量が平年の4割弱となる大きな被害を受けたことから、今回、12月補正予算で対策費を計上させていただいているところでございます。

続きまして、今後の猛暑に対する支援策などを含めた対応の在り方についてお答えいたします。

昨年夏の猛暑によりまして、米については、コシヒカリを中心に1等米比率が低下いたしました。

また、園芸品目につきましては、トマトやスイカなどの収量、品質が低下しまして、特に露地スイカについては販売額が平年の4割に落ち込み、大きな影響を受けました。

このため、昨年度の12月補正予算で次期作以降の異常気象に対応するための灌水装置、あるいはハウス遮熱材などの導入を支援させていただきまして、本年産の露地スイカやトマトにつきましては、平年並みの収量、品質を確保することができています。

今後も引き続き農林総合事務所とJAが連携しまして、生産者に対し、適正な水管理やハウスの遮光、遮熱による温度管理、適宜、防除など、技術的な対策の指導を徹底しまして、被害の予防軽減に努めてまいります。

また、今後も異常気象や病害虫による被害など、農業者が抱える様々な課題の解決に向けまして、機械整備や技術の導入など、必要な支援策を検討していきたいと考えております。

続きまして、高温に強い品種の開発についてお答えいたします。

米につきましては、農業試験場におきまして、ハナエチゼンよりも高温に強い早生品種の開発を進めております。

今年は農業試験場と、県内4か所の圃場で栽培試験を行っておりまして、その結果をもとに、来年度には1系統を選抜していきたいと考えております。

また、一般的に10年程度かかります品種開発期間の短縮に向けまして、若狭湾エネルギー研究センターや県立大学と共同で、高温に強い遺伝子の特定を進めておりまして、今後、圃場での栽培期間短縮による開発スピードの向上を図ってまいりたいと考えております。園芸品目につきましては、高温でも色づきのよいブドウの選抜を進めてきておりまして、1系統に絞り込んだところでございます。

また、トマトについては、高温でも収量が安定する系統の選抜を進めていきたいと考えております。

引き続き高温耐性のある品種の開発をスピード感を持って進め、本県農産物の安定生産とブランド力の強化につなげていきたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

最後にまとめて提言させていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

ふくい3人っ子応援プロジェクトについて質問いたします。

福井県は、たくさんの子どもがいる家庭を応援し、なおかつ、経済的な理由で3人目を諦めないでほしいというメッセージを込めて、ふくい3人っ子応援プロジェクトをスタートいたしました。

具体的には、ふくい3人っ子応援プロジェクトは、平成18年4月から18歳未満の子どもが3人以上いる世帯について、第3子以降の3歳未満児の保育料や一時預かり、病児保育などの利用を無償化するといった取組からはじめ、その後、平成27年4月からは、新ふくい3人っ子応援プロジェクトとして、3人子世帯の保育料利用料無償化の対象年齢を3歳未満から就学前までに拡大、拡充しました。

また、翌年、平成28年4月からは、保育料の無償化に関し、第1子の年齢制限を撤廃し、令和元年10月からは国の幼児教育など無償化に伴い、全ての3歳から5歳児の保育料を無償化、3人っ子世帯を対象として、国の政策により実費徴収となった服飾費を補助することなどを行いました。

令和2年4月から、子だくさんふくいプロジェクトとして、今までの制度の支援対象を第2子へと拡大し、そのほかにも、これまで支援がなかった在宅育児への応援手当を創設しました。

その後、今年の9月からは第2子の保育料無償化における所得制限を撤廃し、第2子以降の在宅育児応援手当における所得制限、360万円未満を撤廃しました。

このように福井県は子育てしやすい環境と制度を提供することで、子育て世代を様々な側面からサポートする事業に懸命に取り組んできています。

そこでまず伺います。

ふくい3人っ子プロジェクトでは、実施前に比べ、出生数や合計特殊出生率などを含め、

どのような具体的成果があったのかをお伺いいたします。

また、県では令和7年度からの5年間を計画期間とする、福井県子ども・子育て応援計画を今年度末に策する予定であります。

計画の策定にあたっては、こども・子育て応援会議や分科会での活発な意見交換がなされているようです。

その中においても、経済的支援も充実してきているが、ひとり親家庭など、特に情報が届いてほしい層に届いていない実態もある。

情報がしっかり届く社会になってほしいとの意見もありました。

県では、毎年のように子育て支援策を充実させていますが、当事者にその情報を確実に届けるところまで、制度設計の際に考えていただいていますでしょうか。

子育て支援施策の認知度についてどのように分析しているか。

また、子育て支援策の情報発信をさらに強化してほしいと考えますが、所見をお伺いいたします。

最後に、次期福井県子ども・子育て応援計画について、期待を込めてお伺いします。

骨子案では、基本理念とした子ども・子育ての喜びを次世代につなぐ福育県へ、と掲げられ、子育ての幸せや楽しさが実感できる社会の実現を目指しています。

次期計画策定に当たり、ふくい3人っ子プロジェクト開始以降において、積み上げてきたものや、これまでの様々な調査結果をどのように活用していくのか、杉本知事の所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、3人っ子応援プロジェクトの成果や、調査結果の生かし方について、お答えを申し上げます。

今、議員からいろいろ御指摘をいただきまして、今までの3人っ子政策から、また、現状では2人目のふく育応援という形でやらせていただいておりますけども、これに至る努力の経過もお話をいただきました。

ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、福井県におきましては、特に私も知事にならせていただいてから、県民の皆さんが何を望んでいらっしゃるのか、これをよく聞かせていただきながら、まずは量的なこと重視して、子育て政策を進めさせていただいているつもりです。

そういう意味では3人っ子政策を、2人目のお子さんから保育料、それから高校の授業料の無償化、さらには所得制限を撤廃するという方向もやらせていただきましたし、あわせて、福井らしく自宅で、3世代同居の中でお子さんを育てるということも大事だということもあって在宅育児手当、こういったところにもウイングを広げさせてもいただいているところでございます。

また、子どもがほしいと思ってもなかなか生まれにくい、しかも福井県内で医療を受けにくい、そういうような方々に向けて、日本一の出産のための、妊娠のための手当、補助もさ

せていただいているところでございます。

さらには男性の育児休業も非常に重要だということで、できるだけ長く、多く取っていただくというための、日本一の男性育休の手当もこういった補助制度として設けさせていただいているということで、子どもの遊び場も含めて、様々な形でやらせていただいております。

こういうこともありまして、結果として、合計特殊出生率は全国6位ということで、トップクラスを維持をしてきているということがございます。

また、男性の育休の取得率も、以前は全国平均以下でしたけれども、これも近年ではそれを上回ってきているということもあるわけでございます。

また、アンケートを取りますと、親御さんの中で子ども2人、3人ほしいのよねと、こういうふうに思いながら、経済的理由があってそこまで子どもをもうけられないという方々、結構いらっしゃいましたけれども、この比率も徐々に年々下がってきている。

経済的な支援が奏功しているというふうに考えているところでございます。

こうした成果が統計上も表れているというふうに認識をいたしております。

一方で、そういうしながら、まだまだ経済的な理由も含めて、思っただけの理想の数の子どもが持てないということが言われていることも事実でございます。

そういう意味で、これからも、それをさらに進めていかなければならないということで、おっしゃっていただいた3人っ子プロジェクト、この理念であるとか、それから政策の方向性につきましては、新しい計画におきましても、福井の、日本一のふく育応援、こういうような形で引き継いでいきたいというふうに思っておりますし、また、1万2000人の方からいろいろと御意見を伺ったところでございます。

こういうものも生かしまして、ゆりかごから巣立ちまで、切れ目のない支援、一人一人の夢や希望が叶う、幸せが実感できる、日本一幸福な子育て県、ふく育県、これをさらに拡大していきたいというふうに考えているところでございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点お答えをいたします。

まず、3人っ子応援プロジェクトにおける具体的な成果についてお答えをいたします。

本県では平成18年度より、県独自に、全国に先駆けまして、3子以降への手厚い支援を行ってまいりました。

出生数に占めます第3子以降の割合は、プロジェクト開始前、これは平成17年度になりますが、その時の15.4%から、令和5年度は19.2%へと上昇しており、全国の16.8%より2ポイント以上高い水準で維持するなど、着実に成果が出ていると考えております。

また、令和2年度からは3人っ子応援プロジェクトの成果を第2子にも広げていくために、支援対象を2子に拡大して、在宅育児応援手当などを創設し、新たな支援策を加えた子どもさんふくいプロジェクトに移行しております。

今年度は第2子以降の保育料、そして高校授業料の無償化など、ゆりかごから巣立ちまでの切れ目のない支援を実現しておりまして、今後も引き続き、ふく育応援を展開していきたい

いと考えております。

次に、子育て支援施策の認知度及び子育て支援策の情報発信のさらなる強化について、お答えいたします。

昨年度、県が実施いたしましたアンケート調査においては、子育て支援施策の認知度として、全ての世帯が利用対象となる子ども医療費の助成は、約2割となっております。

一方で、ふく育さんは約1割にとどまるなど、施策によって差が生じており、認知度アップは重要な課題となっております。

次期計画の検討過程におきまして、ひとり親や多胎児など、様々な家庭環境にある当事者の方との意見交換を行ってきておりまして、その中でも、自分から情報を取りに行けない人しっかりと情報を届けてほしいというお声もいただいております。

広報誌やホームページなどの情報発信だけではなく、当事者の状況に応じまして、必要な支援を確実に届ける仕組みづくりが重要と考えております。

こうした点から、次期計画では子育ての支援に応じた当事者目線の広報展開を強化していくこととし、子育て世帯への直接訪問によるアウトリーチ型の情報提供や、子育てアプリなどを用いましたプッシュ型通知の活用など、直接、情報を届ける方策について、引き続き検討してまいります。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／たくさんの御答弁ありがとうございました。

それでは少し時間がありますので、提言等を含め、お話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初の県民衛星なんですけど、今回この県民衛星を質問するにあたって、以前、すいせんを設計していただいた春江電子さんと1時間ほどお話をさせていただきました。

非常に興味深いお話をたくさんいただいて、やはりその中のキーワードとして、未来にとか、夢、希望、そういった言葉がたくさん出ていたのを記憶しております。

そんな中で、さきほど中村副知事からの御答弁にもありましたように、2030年代には8兆円規模に広がっていくということで、非常にこれから、本当にまさに未来に広がっていくというか、次につながっていく市場だというふうに思っておりますので、ぜひ県のほうも官民一体となった施策を引き続き取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

次に、おもてなしなんですけど、9月の予算決算委員会の中で、仲倉議員のほうで御質問されていた点で、これ、なるほどなというふうに感じて質問させていただきました。

やはり新幹線が来て、当然終わりではない、これからまたたくさんの人に来ていただかないといけない中で、福井県に来たときに、来てよかったなというふうな印象を持って、またぜひ福井県に来ていただきたいなということで、こういった心でのおもてなしと、目に見えるおもてなし、これは引き続き、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、3点目の猛暑なんですけど、これは非常に今、生産者の方ともお話をいただく中で、一番非常に重い話になりました。

露地野菜の方、ハウス野菜の方、いろいろな部会の方とお話をさせていただきましたが、そ

れぞれに悲痛な叫びと、そういった思いがたくさんありました。

そんな中で、県としても今できること、今後やっていくことというふうにお話されていたというふうに思いますが、ぜひ、またそういった現場の声を、当然汲み取っていただいていると思いますが、より切実たるということで、懸命に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして最後に、3人っ子なんですが、これは私の師匠であると言いますか、ヤマモトフミオ先生から直々にこれを言ってくれというふうにお願いがありました。

渡辺さん、ちょっと最近、3人っ子って名前が全然全く聞こえてこんのやわのということで、いやいや、先生、ちゃんと県はしっかりした政策をやっているんですよ。

いやいやいや、3人っ子ということで、あえて3人っ子を打ち出させていただきました。その辺を十分に汲み取っていただく中で、しっかりと子育て支援は私は手厚いというふうに思っていますが、より漏れのないようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、渡辺竜彦君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ふくいの党の山岸みつるです。

本日も日本一前向きな一般質問を目指してやってまいります。

よろしくをお願いします。

本日最初の議題は、長期ビジョン実行プラン案「次世代ファースト戦略」の是非についてです。

今議会で福井県の次期長期ビジョン実行プランの骨子案が出てまいりました。

この長期ビジョンというのは、5000名を超える県民が参加をして、令和2年の7月に策定された県政運営の最上位方針と言えるものになっております。

このビジョン実現のために、5年ごとに実行する政策を分野別に具体化をする、それが実行プランということで、今回出されているものが2代目の実行プラン案になっております。この中で、今回、最重点化プロジェクトという位置づけで大きく推されていることは、それが次世代ファースト戦略で、これを説明しているページについて、補助資料のほうに1と2でつけさせていただいています。

中身を読むと、非常に言いたいことはよく分かります。

次世代に焦点を絞った前向きな戦略を書いているというふうに理解ができます。ただ、私として、ちょっと今回議論をしたいのが、この言葉の真意というところと、そし

て、全県民への配慮という部分についてでございます。

これを私、最初に新聞報道で見させていただいたときに、今回、これを鍵の言葉とするところ、ちょっと違和感を覚えた部分もございます。

このファーストという言葉は、最優先、第一主義というふうに、日本語に直せば訳される意味でございまして、同様な使われ方として、トランプ次期アメリカ大統領がアメリカファーストという戦略、言葉を掲げていて、あと、東京の地域政党都民ファーストの会というものがあつたりというところ、

これらは、アメリカの政権がアメリカを第一優先でやるよということだったり、東京の地域政党が東京都民のことを第一優先でやると、第一主義でやるということは、違和感はないと言えないところなんですけれど、一方で、この本県で掲げている、訳すと次世代第一主義というふうに言ってしまうこの片仮名英語になっているわけなんです、これがちょっとファーストという言葉だとふわっとしているんですが、そういう言い直しをすると、少し違和感の意味というのは皆さんも伝わっていただけるかなというふうに思います。

つまり、次世代というのは一体どういう人たちであつて、次世代以外の福井県民はどうなるんだろうかという、少しだけやっぱりにそこに疑問が生まれるわけなんです。

今日もこの議場に、傍聴も含めて、多様な世代の方が来ていらっしゃるなところをさっき思ったんですが、次世代以外かもしれないと思われている人は、ちょっとあれって思われなように、今日ここでいろいろと明確にできるとな思っております。

ただ、何でこんなとんがった言葉にしたのかというのは、気持ちはなんとなく分かります。全てによい顔を振りまく戦略方針だと、全部戦略が総論になってしまつて、逆的にを絞れない戦略になってしまうところ、あえて印象強くしたかつたんだろうなというふうに理解をしております。

そこで、杉本知事に最初に質問です。

この次世代ファースト戦略という言葉に込めてある真意であり、また、その次世代というのはどういう県民を念頭に置いているのか、また、そこに当てはまらないような世代というか、そういう県民の幸福というものを戦略上どのように考えているのか、前向きなお答えをぜひお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／山岸議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、長期ビジョン実行プラン案の次世代ファースト戦略という言葉に込めた真意について、お答えを申し上げます。

次期の実行プラン、5年間のプランになるわけですが、当然のことながら、全ての県民の幸福の実現を念頭に置いているということでございます。

そういう意味では、次世代ファースト戦略のところだけをおっしゃつていただくと、その部分で次世代を第一だというふうに言っているように見えますけれども、まずは、人が活躍、まちに活気、暮らしに活力、これは3つの大きな柱がありまして、これが実行プランの基本の部分となしながら、さらに今回は、人口減少戦略をこの実行プランの中に入れ込

むということ、4つ目の柱として人口減少戦略の中の次世代ファースト戦略というのが加わっているという形になるわけでございます。

そういう意味では、それ全体で全世代の夢が実現していく、そういった社会をつくっていくというような趣旨になっているということになります。

人口減少対策でございますので、当然、できるだけ長く、幸せに生きていくという、もちろんそういう部分もあります。

中を見ていただければ、もちろんファーストというのは、1とは言っていますけれども、1以外がないと言っているわけじゃありませんので、そういう意味では、ただやはり次の世代、福井の未来をつくっていく子どもであったり、それから若者であったり、さらに子育てをしているような世代、こういう世代をまずは第一において、その人たちが福井に住みたいと思ひ、また福井での子育て、生活を豊かに感じるような、そういうような場にしていくということが大事だろうというような趣旨で、こういうことを書かせていただいているところでございます。

そういう意味では、ファーストというところも相対的な位置づけで、やはり人口減少対策では、次世代を優先していくということをお願いしているところでございます。

そういう意味では、今申し上げたように、4つのプロジェクト全体で考えておりますので、全体としては全世代が活躍できる社会づくりということがございますし、また、文化やスポーツの面を全ての世代が楽しむ、それから防災であるとか、さらには医療、福祉、こういったものも4つの最重点施策を見ていただければ、いずれもしっかりと位置づけをさせていただいているというものでございます。

いずれにいたしましても、年代や性別を問わず、全ての県民とともに地域の未来への希望をつくり、誰もがかがやき、幸せを実感できる福井を目指してまいりたいと考えているところでございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

まず、改めて安心をさせていただいた部分が大きいです。

その上であえて1個、再質問を一回させていただきます。

今、杉本知事がおっしゃった、もちろんその次世代ファースト戦略というのは、全体のうちの一つの言葉であるから、そこだけの話ではないというところで、おっしゃるとおりだと思います上で、まず、この次世代ファースト戦略という言葉が、ちょっとこの言葉が先行して脚光を浴び過ぎているようなきらいが少しあるかなというところで少し懸念をしていて、県民の方は細かく資料も読み込めませんし、なかかな。

そういう意味でいうと、この言葉が先行し過ぎてしまうと、あれと、私たちは大丈夫なのかと思われてしまう心配は持たれてしまうかもしれないので、ちょっとこの長期ビジョンの骨子案の中にも、一つは全世代までもう少しだけ配慮した補足なのか、注釈なのか、この次世代ファースト戦略の言葉のすぐそばに少し配慮を入れた何か文章を入れていただけないでしょうかということが一つと、あともう一つが、子育て政策とは次世代ファースト

戦略というものは、私はめぐりめぐって結局、全世代に波及して、全世代が幸福になる意味を秘めていると思っていて、例えば兵庫県の明石市なんかは子育て政策で有名になった町でしたが、あそこなんかは前泉市長が明確に掲げていたのは、まずは子育てとか、次世代優先でやると。

ただ、それは絶対に園後、経済効果は全部波及をして、むしろ福祉を支える財源になって、それが上の世代にまで、今後、持続可能な福祉につながっていくから、全世代につながっていくものなんだというような言い方もされていて、私はその考え方は一定あるなと思っております。

この点について、今の2点、1つ目の提言と2つ目の考え方、こういう考え方がいいかでしょうかと、少し再質問でお聞かせいただければと思います。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／今、議員のほうからいろいろ御指摘ございまして、まず、表現でございませうけれども、全ての世代の皆様方に自分ごととして捉えていただき、前向きに活動とか、生活ができるように、しっかりその点は十分配慮して今後考えていきたいと思っております。

それから、2点目ございませうけれども、子育て世代に着目することで、将来的には全ての世代にいろんな効果、波及があるんだということございませうけれども、まさしく議員のおっしゃるとおりでございまして、そういった趣旨のことをしっかり打ち出していくと、特に全ての県民の幸福の実現のために、この実行プランをしっかりと中身を込めて、詰め込んでやっていきたいということを打ち出していきたいと思っております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

また、本当に全方位への配慮を忘れずに、私自身もやっていきたいと思っておりますので、どうぞ一緒によろしくをお願いします。

では、2つ目の議題に移ります。

2つ目は、行政の発信における「日本語」使用の重要性です。

実は、これは1つ目の議題とも少し関連をしております、この次期長期ビジョン実行プラン骨子案の資料を最初に見たときに、私の印象は、片仮名英語が多いなど、結構ちよつと思ったところがありまして、次世代ファースト戦略という言葉のファーストもまさにそうなんですけれど、この骨折から幾つか抜粋して、補助資料3にお示しをしております。まず、そもそもその主要な三本柱というところで、ダイバーシティ、エキサイティング、クオリティというところで、ほかにもポジティブライフスタイル、プレコンセプションケア、アンコンシャス・バイアス、ロールモデル、リスクリングなど、挙げれば幾らでも出てくるんですけれど、ほかにも多くの片仮名英語が含まれておりますと。

実はこれ、実際に私もそう思った上で、ほかの県会議員に何人かに意見を聞いたんです。

そしたら、やっぱり結構、皆さん同様の印象を持ってまして、ある議員は、知らない片仮名英語が非常に多くて、逐一スマホで意味を調べないとちょっと内容が理解しきれないというふうにおっしゃってありました。

かくいう私も、世代的には比較的片仮名英語に強いはずの世代だと思っているんですが、例えばプレスコンセプトケアって、最初は何のことか全然分からずに、調べました。ちなみに、妊娠前の健康管理という意味でした。

このような片仮名英語というのは、行政資料全般において、年々増えてきているように思っております。

背景として、一定、私も理解しているのは、そもそも国が非常にこういう行政資料を、行政ワードとして片仮名英語を多用している傾向があるというのを私自身感じておりますし、メディアも同様かなと思っております。

なので、決して福井県の責任だという意味で申し上げているわけ意味ではないです。

そこで、提言として今から申し上げさせていただきます。

私はこの流れに、行政として一定の抑止的行動をむしろ取っていくべきだというふうに真剣に思っております。

そもそも私たちは日本人として、唯一の母国語であるすてきな日本語というものを持っておりまして、文化としても大切にしていってほしいものだと思います。

そして、当然、どの世代の方々にも、分かりやすい配慮をする意味でも日本語をまず使っていくというのは、非常に重要なことだなというふうにふだんから思っております。

これから行政として外に出していく各種資料というものを、日本語で差し支えない言葉は、あえて片仮名英語を使わずに、日本語を優先して書くというのはいかがでしょうかというか、そういうふうにしていただけないでしょうかという提案です。

例えば、今回の資料で、ポジティブライフスタイル社会はという文言があったんですけど、これ例えば、あえて片仮名英語にする必要があるのかなと思って、前向きな生き方のできる社会とかというふうに書き直したほうが、よっぽど感覚的に伝わってくるような部分もあるように私は感じます。

また、国などがよく片仮名英語をもう既に定番として使っているような言葉、例えば今回の資料でいう、さっきも挙げたアンコンシャス・バイアスなんていうのは、結構使われてはしまっている。

ただこれって、言い換えれば、日本語に訳せば、無意識の偏見、こっちのほうがよっぽど非常に分かりやすいなと僕は思っております、だからこそこれは書き方として、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）みたいな、併記して書いていくようなほうがいいのではないかというふうに思っております。

そのような方向で行政資料の作成方針を、ぜひかじを切っていただけないかなというふうに私として真剣に思っておりますので、提言としていかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／お答えを申し上げます。

片仮名英語のような外来語には、例えば、バスとかタクシーとかビジネスなどのように、もうなくてはならない言葉として、日本語に十分定着しているものもごございます。一方で、議員が今、御指摘いただきましたような、例えばプレコンセプションケアのような一般にはあまり定着しておらず、意味の分かりにくいものもあるということでごございます。

こういった外来語につきましては、読まれる方の属性に配慮しまして、使用せずに日本語に言い換える、あるいは日本語を併記する、注釈や説明を加えるといった対応が必要と考えております。

国におきましては、令和4年に公用文書における外来語への対応等を含めました、公用文作成の考え方というものを示しております。

その中では、外来語につきましては個々の用語の性質や文書の目的、使う場面、読まれる方の読み手に応じまして言い換えや説明を追加するなど、対応を判断するというふうにされています。

行政の文書につきましては、県民の方、読まれる人にとって分かりやすく、正確に伝わり理解されることが大切であるということでごございますので、この国の考え方を参考に、今後、県庁全庁への通知や職員研修などを通じまして、行政文書における外来語への適切な対応について周知してまいりたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

思いが十分伝わっていただいたようで大変うれしく思います。

これ、私自身も政治家という立場も含めてなんですが、ふだんから県民の方といろんな場面でお話をするということがいっぱいあります。

私、世代的にはこんな世代ですけれど、上の世代の方と話す機会も当然多いです。

その中で、本当に私自身、いつもめっちゃくちゃ気をつけているのが、やっぱり私が使う言葉がちゃんと相手に伝わる言葉なのかということ、すごく注意しながらしゃべっているつもりではあって、それでも言った単語が、何かまだそんなに浸透していない片仮名言葉を使ってしまったりして、何か通じなくて、ああ、しまったって反省することも結構あって、本当にこれは行政関係者は特に注意しないと、どうしても庁内でその言葉を使ってコミュニケーションをスムーズにするのは全然、私はいいと思っているんですが、一步、外に対しての発信になるとときには、私も含めて、こういった立場の皆さんが分かりやすく、どれだけ県民に、一つでも多くの感覚とニュアンスが伝わるかということに注力をしていただけると幸いだなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。それでは、3つ目の議題のほうに入らせていただきます。

3つ目は、毎度、教育長に大変多大な負担をかけて申し訳ないんですが、今日は1問でするのでお付き合いください。

特別支援学級における教科書の選択肢の周知促進についてでございます。

最初に多くの方が御存じないと思いますし、私も先日まで知らなかったある事実をここに今聞いている全ての方に共有をさせていただきます。

特別支援学級の知的学級に在籍している子どもたち、または特別支援学校の知的障がいをお持ちの児童たちというのは、文部科学省のこの検定教科書と、普通生徒が使う普通教科書の難易度が合わない場合には、実はより平易につくられた通称☆本と言われる文部科学省著作教科書を使うことができ、それでも合わない場合には、さらに附則9条本と言われる一般販売されている図書の中から認定されているものを、教科書の代わりとして使うことができます。

さて、今年の10月にとある県民の方から私に相談がございました。

その方は、知的障がいのある息子さんが学校で使っている、通常の検定教科書でその子は使っているんですけど、知的障がいがありますので、ちょっと全然学びについていけず、苦痛になっていって困っていたんですね。

ただ、その方、実は、特別支援関係の仕事を昔したことがあって、ふと思い出して、そういえば教科書に選択肢あった気がする。

それで私に確認で連絡をいただいて、無事確認も取れて、先生に希望を出して、息子さんに合う一般図書を次年度から使えることになってよかったなという話でございます。

このことから、この制度そのものは、選択肢が広がるという意味で非常にすばらしいなど私は感じた一方で、一方で、この選択肢とか制度そのものを今、保護者たちがどれぐらい知っているのだろうか。

さらに、先生たちから保護者たちに周知提案というのは、ちゃんと行われているのだろうかというところが疑問に持ちました。

そこで、県民の方に御協力をたくさんいただいて、47名の特別支援学級と学校に通っている保護者たちにアンケートを取らせてもらいました。

その結果の一部が補助資料の4になります。

その中でさらに抜粋させていただいて、今回の性質上、普通学校の特別支援学級に通っている小中学校の親御さんの中のこれは回答からデータ化したものです。

簡単に言うと、これ見ていただいて分かるとおり、☆本とか9条本という選択肢があると知っているかという問いに対して、私のこの調査の中では、知っているが11.5%という非常に低い数字でございました。

さらに、使用する教科書が適している、自分の子どもに適していると思うかという回答に対して、適していると答えた方が34%とこれもなかなか厳しい数字が出てまいりました。

状況をもう少し詳しく知るために、実際の統計データも調べてみました。

これは、県教育委員会のほうから出していただいたデータになります。

補助資料5を御覧ください。

知的障がい学級の10年間の推移というところで、これを見ていただくと分かるんですが、まず、少子高齢化とか少子化の中で、義務教育段階のそもそも小中に通う全児童生徒数というのは、予想どおりというか、激減していっていますと。

それはそうですねと。

次に、知的障がいの特別支援学級に通っている、在籍している生徒の数というのが、これ

はちょっと私、衝撃を受けたんですが、全体の生徒は減っているにもかかわらず、知的障がい特別支援学級は552人が869人と、かなりの増加を一気に10年でしております。

これ現場も大変だろうなというのを、容易に推察ができます。

さらに、知的障がい、割合ですね。

割合は倍近くになっているということで、1.5%になっていると。

このうち、知的障がいをお持ちの特別支援学級に通われている方というのは、さっき申し上げた検定教科書以外の活用というのがそもそも選択としてはあり得るんですけど、使わなきゃいけないわけじゃないですけど、あり得るわけなんですけど、これを今使っているのが何人かというのが教育委員会のほうで把握されているんですけど、19人ということで、率に直すと2.2%ということで、もちろんそんなに必要がないのかもしれないとも言えるんですけど、ちょっとあまりにも低すぎるんじゃないかというふうに、これ、知られてないんじゃないかというふうに、純粹に考えると疑問が生まれてまいりました。

そこで、藤丸教育長、今日このアンケートを回答してくれたとあるママさんから、伝言を預かってきております。

この伝言をちょっと今、読み上げさせていただいて、また質問に回答をいただけたらと思います。

では、ちょっと伝言を読み上げます。

教育長、私の子どもは知的障がいと診断されている小学3年生の男の子です。

地元学校の特別支援学級に通っています。

1年生の頃、最初は本人も頑張って登校していました。

でも、息子が使っていたのは1年生のときからずっと通常の検定教科書で、IQ60台の息子に合うはずもなく、毎日学校に行って全然ついていけない勉強や宿題させられる状況が続きました。

次第に学校に行きたくないと強く意思表示をするようになり、今は一切学校に行けなくなりました。

そんな私が、☆本や一般図書の選択肢を知ったのは、今回のアンケートによってでした。入学前から今日まで、学校や担任の先生からはそのような提案や情報提供はありませんでした。

もしもっと早くこの選択肢を知っていたら、教科書を合うものに変更を希望して、息子は今と違った状態でいたのかもしれない。

どうか同じ思いをする親が今後出ないようにしてほしいですというこの伝言を踏まえまして、藤丸教育長に質問と提言です。

これら教科書の選択肢について、特別支援学級を担当する教員たちに、基礎知識としては研修していることは存じております。

しかし、実際には先生から保護者への提案は十分行われているとはちょっと言い難そうアンケート結果も出ておまして、保護者たちへの選択肢の周知がちょっと全然足りていないのではないかというところで、そうすると保護者から自らこういうことを使いたいですと要望することも、当然起きえない状況だと思います。

県教育委員会として、この点どのように認識されているでしょうか。

そして、改善策の提言として、改めて関係教員たちと保護者たちに周知徹底をしていくためにも、☆本、附則9条本の選択肢をお知らせする案内チラシのようなものを県として作成をして各学校へ渡して、毎年、次年度の教科書選択の時期に、担任から保護者へ渡すように促してはいかがかなと思います。

教育長、先ほどの伝言を預けてくれたママさんも、後でユーチューブ必ず見ると言っております。

ぜひ真心を込めた答弁をよろしくお願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点、お答えを申し上げます。

まず、特別支援学級における保護者への教科書の選択肢の周知が足りていないことへの認識について、お答えをいたします。

今ほどの保護者の方の声をお聞きしまして、本当に切実なお声だというふうに私としても感じているところでございます。

障がいのある子どもたちにとりまして、適切な教育課程の設定であるとか、教科書用の図書の選定は、安心して学校生活を送る上でとても重要だというふうに認識をしております。特別支援学級では、一人一人に応じた支援を行うため、入学時に本人、保護者、教員で懇談を行いまして、児童生徒の実態を踏まえ、個別の指導計画を作成しております。

また、この個別の指導計画は、学期ごとにまた話し合いをしまして、見直しを図っているところでございます。

その中で使用する教科書につきましては、この個別の指導計画に基づきまして、県の作成した選定資料を参考にしながら、各学校が児童生徒に合わせて適切に選定するように努めているというところではございます。

しかしながら、今の御指摘ございました、今後、担任が本人、保護者と懇談する際には、本人や保護者の希望や思いを十分に酌み取りながら、個別の指導計画を作成し、その使用教科書につきましても、丁寧に情報提供できるように、各市町の教育委員会を通じて周知してまいります。

次に、特別支援学級における教科書の選択肢を関係教員と保護者へ周知徹底することについて、お答えします。

教科書の選定におきましては、児童生徒の実態を適切に把握する必要がありますため、県では特別支援学級を初めて担当する教員に対しまして、御紹介もありましたが、研修を行って、専門性の向上を図っているところでございます。

既に担当しておられる教員の方に対しましても、使用できる教科書の情報について、特別支援教育センターのホームページや様々な研修の場などを活用いたしまして、改めて周知をし、もし不明な点があれば個別の相談にも応じてまいります。

また、保護者に対しましては、本人や保護者の希望が反映しやすくなるように、使用できる教科書の種類や選定の仕組みなどについて、分かりやすい説明資料を新たに作成するなどしまして、市町の教育委員会と連携しながら丁寧に周知してまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

本当に、しっかり受け止めていただいて、真心込めた答弁をいただきました。

本当に、しっかりと私もまた、その相談をいただいた方にも伝えていきたいと思います。

1点だけ、再質問ではなくてお伝えだけということで、これ実は、入学の前の段階から始まっていることだということだけお伝えをしたくて、もう特別支援学級の知的障がいクラスに入ると決まるのは1年前とかなわけて、その段階じゃあ教科書何使おうかって、入学前の子も実は結構大事な話になってきますので、ぜひちょっとその点だけ、一応、今、あえて補足をさせていただきます。

ありがとうございます。

では、4つ目の議題に入らせてもらいます。

小浜・京都ルート日本海側の覚悟と、石破総理そして国民民主党という議題でやらせてもらいます。

北陸新幹線小浜・京都ルートの駅位置や詳細ルートの年内決定及び令和7年度の認可着工に向けて、正念場を迎えております。

ゆえに、ふくいの党としても、この予定どおりにしっかり進むように、本日少しだけ質疑をさせていただければと思っております。

まず、就任された石破総理が、地方創生交付金の倍増ですとか、防災庁の創設などといった本当に地方創生と防災意識に長けた方だというふうに考えております。

皆さんもそういうふうを感じていると思います。

さらに言えば、石破総理が人口約53万人の鳥取県の政治家でもあり、さらに言えば、その鳥取県というのは山陰地方であり、昭和48年に基本計画路線として閣議決定されて、北陸新幹線の全線開業後に、北陸新幹線からの接続の可能性が想定されている山陰新幹線が通る地域なわけです。

私はそのような石破総理がこの任についている今だからこそ、福井県として総理に共有を試みるべき覚悟があると確信をしております。

それは、日本海側が将来、日本を支える覚悟です。

この覚悟を知事に提言する背景には、私の生い立ちも関わっております。

私は、御存じかもしれませんが生まれ育ちは東京でございます、京都での大学時代を除けば、25歳まで東京において、だからこそ肌感覚で、今、首都直下型地震であり、南海トラフ巨大地震が起きたら、今のままだと日本そのものが壊滅すると。

太平洋側の壊滅というのは、日本そのものの壊滅につながるというのは、私の肌感覚では昔から感じております。

つまり、東京とか太平洋側に、ヒト・モノ・経済が偏り過ぎている。

私は東京でずっと過ごしながら、それなのに東京への偏りが増していく現状に、ずっと危機感を抱いておりました。

それを止めるためにも、自分も本気で地方創生をする、そういう決意で私は福井県にそも

そも移住をしてきました。

これが私の政治信念でもあります。

それらを踏まえて、杉本知事に提言と質問をさせていただきます。

残念ながら、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震というのはいつか起こります、恐らく。

今後30年以内で70から80%とも学者は言ったりもしています。

私は、福井県が今、示すべき覚悟というのは、いつかそのXデーが来てしまったときに、福井が、日本海側が、必ず日本の復興と次の発展を代替として支えると。

だから、そのために今のうちに日本海側への投資をしっかりとしてほしい。

特に、北陸新幹線の効果が最大限発揮される小浜・京都ルートでの早期全線開業、そして、さらに山陰新幹線の実現に向けて、国費を今まで以上にちゃんと投じてほしいと。

そのような覚悟であるべきと考えます。

石破総理や閣僚たちに、しかるべき機会でどうか本気で伝えていってほしいと思います。

あわせて、今回の衆院選の結果、少数与党に対して玉木代表が率いる国民民主党が議決の鍵を握る新しい構図になりました。

その玉木代表は、南海トラフ巨大地震で甚大な被害を受ける四国、香川の方でもあり、国民民主党は、真つ当な財政感に基づいて国民所得増加のために、積極的な財政出動と減税の方向性を掲げる政党の一つでもあります。

西田昌司委員長とも同じ方向だと思っております。

だからこそ、今、福井県として、与党にはもちろんのこと、国民民主党に対しても北陸新幹線小浜・京都ルートの意義をしっかりと伝えて、国費の増額による整備を要望していくことが必須であるというふうに考えています。

衆院選後、国民民主党に知事が福井県としてそのような接触を図ったりしてきたのか、教えてください。

まだの場合は、接触していくことを提言しますがいかがでしょうか、お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／今、北陸新幹線の敦賀以西の国費増額についての総理とか、また国民民主党に対する働きかけ、これについての御質問をいただきました。

大きく言うと、全く考え方は私、同じくしているというふうに思っています。

私も消防庁で、国民保護・防災部長をさせていただいておりましたので、危機管理というのはいろいろと、いろんな場面で考えさせられておまして、今本当に首都直下地震が起きたときに、日本は多分、立ち行かなくなるというのは、肌感覚でというのはもうおっしゃるとおりでございまして、私も共有するところでございます。

子どもにも、だから福井においでよというふうにも言いますが、なかなか合意は得られておりませんが、全く日本の将来を考えたときに、東京とか太平洋側に一本足打法をしているのがいかに危険であるかということは、常々思いながら、私もこうした活動をさせていただいているというところでございます。

そういう中で、先月、全国知事会議で、石破総理に対しまして北陸新幹線の必要性、特に

国土の強靱化、そして、日本の将来、ぼっきり折れてその先なくなりますよという話をさせていただいております。

それに対して、石破総理は、この日本海側、太平洋側の2面活用を促す国土軸の形成を図る国家プロジェクトであり、災害時のリダンダンシーにも非常に有効であるとか、一日も早い全面開業を目指したい、そういう意味では、非常に日本海国土軸のこと、それから、太平洋に何かあった場合の北陸新幹線の有効性ということ十分に認識された、力強い御答弁をいただいたなというふうに思っております。

また、与党の整備委員会においても、4日の日に私、参りましたが、ここでも特に国土強靱化に資する部分が非常に大きいと、この北陸新幹線は。

ですから、その部分については国費を投じるべきだというふうにも申し上げさせていただいているところございまして、そういう意味では、今後もその点については強く申し上げていきたいと思っております。

また、国民民主党のお話を言っていただきましたが(?)、これについては、私個人は今のところちょっと時間がなくてお会いできておりませんが、もう既に県といたしましては幹事長代行にもお話もさせていただいていますし、もともと国民民主党は、総選挙のときにも整備新幹線の着実な整備、促進ということを言われておられますので、考え方は同じくしているなというふうに思っております。

これからも、力を入れて小浜・京都ルート、一日も早い全線開業ということで力を入れてまいりますけれども、まずは与党としての案を、ルートの一本化というのを早く決めていただいて、そこから今度、予算とか議案とかいろんなものをまとめていく、国会での議論になりますので、それをよく日程感を見ながら、まずは与党、そしてもうすぐにあわせて野党の方も含めて、できるだけ多くの皆さんに小浜・京都ルートの優位性、必要性を分かっていたできるように、これからも力を入れてまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸(みつる)議員／ありがとうございます。

私と同じ思いをそういう意味では抱いていただいていたということが確認できて、私も非常に安心とともに、できる限り微力ながら少しでも後押しをできればなと思っております。では、最後の質問に、もう時間も限られてきたので手短かにさせていただきます。

同じく、小浜・京都ルートの話なんですけど、ちょっと違う着眼点で、最後は少し、何ですかね、明るく笑っていただきたいというか、そんな感じで頑張ります。

京都・大阪への広報手段と理解促進についてでございます。

12月4日の与党整備委員会の意見聴取に知事が出られたとき、その後のメディア対応で、知事が国と鉄道・運輸機構に対して、地元(京都大阪)への説明が弱すぎるとはっきり申し上げたということをおられました。

私もまさに全くそのとおりで、強く共感をいたします。

その分も含めてというところの一つ提言として、福井県が事務局の中心を担う北陸新幹線建設促進同盟会のほうからも、京都大阪への積極的な広報をより前向きに、効果的にでき

ないかというふうに考えました。

聞いたところによると、京都大阪でイベント出展ですとか、ないし看板設置、SNSの運用などはある程度されているというところなんですけれど、今日提言したいのは、最近はやりのというところであれなんですけど、動画ですとか、ユーチューブを活用した向こうの府民の方々への直接的なPRというところがございます。

近年、この動画というものの影響力が非常に上がっていることは、昨今の選挙ですとか、いろんところで話題にもなっております。

だからこそ、直接、京都府民そして大阪府民の方々へ、正しく前向きな情報発信が低コストでできるという意味において、このユーチューブ広告などは非常に有効な活用すべき手段かなと考えております。

そこで最後の提言です。

京都大阪府民に対して、多分、今ほとんどの方が無関心。

反対とかじゃなくて、無関心がほとんどだと思えるんですけど。

ユーチューブ、動画広告などを活用して、この北陸新幹線のことをアプローチしていくというのはいかがでしょうか。

関西地域の交流が、この北陸新幹線全線開業で1,650万人増えることですとか、福井、石川、富山が革新的に近くなることですとか、さらに言えば、ちょっと違った面で、関西の電気は福井県の原子力発電でつくられているんですよ的なこともちょっと入れたりもしかしたらしながら、分かりやすく、前向きに面白く北陸新幹線のことを伝えて、機運醸成を図れないかなという提言でございます。

いかがでしょうか。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、京都大阪府民へのユーチューブ動画、広告等を活用した小浜・京都ルートの広報について、お答えをいたします。

小浜・京都ルートの早期整備を実現するためには、京都大阪など、関西の住民の理解が不可欠となります。

これまでも政府与党に対しては、国が全面に立って整備の意義や必要性を沿線住民に説明するよう強く求めてまいりました。

また、北陸同盟会や県といたしましても、シンポジウムの開催でありますとか、駅での広告、SNSの活用など、様々な広報活動を行ってきております。

ちょうど先月、京都駅、大阪駅におきまして、PRイベントを開催させていただきました。その際に実施いたしましたアンケートでございますけれども、北陸新幹線の大阪延伸に対する認知度につきましては、大阪のイベントでは、令和5年が45%だったものが、今年は60%ということで、福井・敦賀開業により注目度の高まりもありまして、昨年からは確実に上昇しているという状況でございます。

こうした中、動画等により小浜・京都ルートの必要性やメリットをより詳細に分かりやすく発信することが、今後大変重要になってくると考えておりまして、今、御指摘のござい

ましたユーチューブ動画広告につきましても、住民理解を一層深めるための手法として、できるだけ早い実施を検討していきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／様々な多岐にわたる話を御回答いただきまして、ありがとうございます。

今の最後のお話も、本当に使い方を間違えると炎上をするので、そこだけは私自身も常に気をつけているんですが、注意しつつ、でも、うまく使うと本当に前向きな、決してネガティブな、攻撃的な意味のもので私も提言しているわけじゃないので、ぜひ前向きな情報発信できるといいなと思います。

最後に、ついでに、今、原子力発電の部分で、ふだんから皆さんが申し上げている関西のほうに福井でつくっているよということをPRすべきだというのも、これ使うべきなんじゃないかなと。

関西電力さんにささやいていきたいなということで、今日の質疑を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

酒井君。

酒井議員／イレギュラーなことがちょっと起こりました、すみません。

自民党福井県議会の酒井秀和です。

昨日からの一般質問で、ちょっとアリーナのことについて質問があったので一言だけ。

杉本知事、私は今のところアリーナについては質問をする予定はございません。

理由は、福井県のリーダーである杉本知事が、また県と福井市のリーダーである西行市長が公の場でしっかりと力強くアリーナを造ると宣言をさせていただいているからです。

福井県民にとってプロスポーツチームの誕生とアリーナの事業につきましては、北陸新幹線の県内開通と同様、福井県100年に一度のチャンスの一つであり、県民一丸となって取り組むべき事業であると思っております。

現在、ブローウィンズはリーグの逆転優勝に向けて年末にホームゲームですけれども、アルティオリ千葉との2連戦を控えております。

選手の皆さんが前向きに試合に臨めるよう、議会では建設的な議論を行い、杉本知事と西行市長の思いを具現化をし、県政の発展につなげるよう福井県と福井市が主体性を持って取り組んでいただきたいと願っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、今回、4点の事案について、通告書に基づき、質問と提言をさせていただきます。

1点目、福井県公共施設等総合管理計画の最終年度に向けてです。

現行の福井県公共施設等総合管理計画は平成28年3月に策定をされました。

計画期間は令和7年度までの10年間で、令和4年3月に見直しが行われ、現在運用されて

おります。

この計画は、国が平成25年11月に策定をしたインフラ長寿命化基本計画及び平成26年4月の公共施設等における行動計画策定要請を受けて、本県が有する公共施設等の更新等を着実に推進するために、その老朽化状況や利用状況を把握し、これを踏まえた適切な管理を通して行政サービスの水準の確保及び今後の財政負担の軽減、平準化を図ることを目的に策定され、教育研究所や自治研究所の移転や、公社職員住宅の順次廃止、解体など、計画期間中の取組を進められているところです。

先ほど申し上げましたが、この計画は令和7年度に最終年度を迎えるに当たり、今後次期計画策定に向けて検討されることと思います。

そこで幾つかお伺いします。

まず、福井県公共施設等総合管理計画は令和7年度に計画の最終年度を迎えることとなりますが、施設の老朽化がさらに懸念される中で次期管理計画策定に向けて、現計画に対する評価と今後の方向性について、担当部長の所見を伺います。

次に、この計画では、現状及び今後の見通しで、保有量及び老朽化の状況を示すとともに、本県人口の今後の見通し、本県の財政状況、更新経費等の見通しについても示しております。

しかし、中間見直しがされた令和4年以降も物価高、資材の高騰、働き方改革が進み、今後30年間の公共施設等の維持管理、更新等に係る経費の見込みは当時の想定を超えているのではないかと懸念をしております。

そこで、既に計画の中で本県人口の今後の見通し及び財政状況から将来的に公共施設の更新など新たな財政負担は困難な状況になると予測もされておりますが、更新経費等の見通しで示されている見込みについて、近年の状況を鑑み、どのように変化していると認識されているのか、担当部長の考えをお伺いします。

次に、道路インフラ施設について。

本年10月に福井県域道路啓開計画が策定され、大規模災害時の救命救助活動や緊急物資の輸送に対する通行確保に向けて、その方向性が示されたところでございます。

この福井県域道路啓開計画については、福井県の長期的な道路整備計画である福井県道路整備プログラムと同様に、ぜひとも計画どおりに進められるよう、より実効性を高めていただきたいと考えております。

一方で、懸念されるのは、我が国、我が県の人口減少、少子高齢化、超高齢社会の到来による人手不足や近年の物価高、資材の高騰による事業費の拡大であります。

物事については、一つ増やしたら一つ減らすという考え方が生まれるのですが、道路については県民に必要な道路を計画的に整備、維持管理するものであり、県民にとって不要になる道路という考え方がなかなか描けないと思っております。

それゆえに、既存の道路も含めて、整備した道路は維持管理、長寿命化が必要になってきます。

そこで、福井県道路整備プログラムを推進しつつ、道路啓開計画に基づき道路啓開作業が迅速かつ的確に行えるよう、大規模自然災害にも対応する必要がある中で、どのように既存道路の維持管理を計画的に進めていくのか。

また、建設業界においても高齢化や担い手不足、資材の高騰、物価高は今後も進むと思われませんが、どのように実施体制を安定的に確保していくのか、担当部長の考えをお伺いします。

2点目、チャレンジ政策提案の評価と実績及び今後の展開についてです。

チャレンジ政策提案事業については、杉本知事が令和2年より行われてきた、肝煎りの事業だと認識しております。

この事業が開始されてから令和5年度までに270名の方が参画され、55件の提案があり、41件が事業化されてきました。

その事業費予算の合計は約5億円です。

私はこのチャレンジ制作提案事業は多くの方が参画され、事業化率が74.5%と非常に高く、関わった方々の仕事に対するやる気スイッチを後押ししてくれる素晴らしい事業だと評価をさせていただいております。

また、事業化率から見ても、福井県の職員や関係者の皆様のレベルが非常に高いと、誇りに思えるほどであります。

採用されなかった14件についても、当時は時代を先取りした提案で、ペンディングとなったかもしれませんが、実は今の時代に適した提案があるのではないかと考えております。そして、事業開始から5年目となる令和6年度は過去最高の91名の方が参画され、14件の素晴らしい提案がされております。

今後も、さらに福井県の魅力度向上及び県民の幸福度向上につながる懸案がされる事業として、ブラッシュアップされるだろうと期待しているところです。

そこでまず、令和2年から実施してきたチャレンジ政策提案に対する評価と、5年目を迎えて本事業の今後の展望をどのように考えているのか、杉本知事にお伺いします。

これまでに41件の提案を実際に事業化してみて、単年度だけでなく、継続して福井県の財産となるような事業に成長したものがあるのではないかと考えております。

そこで、チャレンジ政策提案を受けて事業化し、現在も継続している事業にはどのようなものがあるのか、人・こと・ものの視点でそれぞれ代表的な事業を何うとともにこの事業を通して職員の皆様や関わられた皆様に今後の仕事でどのように生かしていただきたいと考えているのか、担当部長にお伺いします。

令和6年度は、先ほど申し上げたとおり、過去最高の方が参画され、14件の提案がされました。

中には、福井県のさらなる観光振興を促すものや人口減少がもたらす我が国の課題に直結した担い手不足に関する提案もあったと伺っております。

そこで、令和6年度のチャレンジ政策提案は、現在、来年度に向けて調整中だと思いますが、今年度の提案の中で、福井県の発展に資する優れた提案を幾つか御紹介いただきたいと思っております。

3点目、福井県の内水面漁業の課題についてお伺いします。

先日、福井県内水面漁業協同組合連合会様と、福井県議会内水面漁業振興議員連盟で、サギリ漁の説明や人工採卵、人工授精から放流までの流れ、ドローンによるカワウ追ひ払いの説明及び意見交換会を実施させていただきました。

意見交換会で連合会の皆様がまず口をそろえておっしゃるのが、近年のカワウ被害に対する対策と漁場の環境整備についてでした。

カワウ被害については、近年、飛来数、生息数が増加し、特にアユ遡上時の放流場所や堰堤の登り口、産卵期の産卵場での被害が深刻化しているとのことでした。

実際にドローンを飛ばして実演もしていただいたのですが、初めはカワウも敵が来たと思いい、その場を離れるのが、3度目にはドローンは攻めてこないと分かるのか、カワウは全く動かなくなりました。

これぞいちごっこというのを目の当たりにしたのですが、連合会の皆様からは広域的な駆除、カワウ管理方策の策定と体制づくり、情報の共有化、効果的な追い払いの普及など、カワウ被害を解決するための取組の提案がありました。

そこで、福井県では、どのような対策を実施されているのか、また、広域的な取組をどのようにされているのか。

さらに、全国的に見て効果的な対策と言えるものがあるのか、今後の対策をどのように検討しているのか、担当部長にお伺いします。

漁場の環境整備については、川底が砂や砂利で埋まり、魚などの生き物の住み場が減少した河床になっていることや、ダム湖から排出される濁水で下流では釣りや川遊びができない状況が長期化するとの課題に対し、落水や土砂の流出を抑制する措置の徹底や山の保全と管理、堆積した土砂の定期的なしゅんせつ・除去及びしゅんせつした土砂の有効利用などの提案がありました。

私も意見交換する中で、堆積した土砂の定期的なしゅんせつ・除去については、近年の大規模世代を考えると、ただただ、こちらもちちごっこになってしまうのかなと思いましたが、昔と比べて現在は砂防ダムや治山ダムが整備され、以前のように自然が解決してくれる話でもないなと感じました。

とはいえ、漁場の環境整備について何か効果的な対策がないか検討する必要があると考えております。

そこで、現状把握のためにも確認したいのですが、福井県として河川の維持管理について、どのように実施しているのか、また、そうした河川管理の基準に沿いながら、漁場の環境を守るために可能な対策についてどのようにお考えか、担当部長にお伺いします。

4点目、交通事故から県民を守る対策についてです。

9月定例会の土木警察常任会で報告された7月末の福井県の治安情勢の県内の交通事故では、依然として高齢者が加害者、被害者となるケースが多く、前年同期に比べて、事故件数が130件増加、死亡事故が5件増加していると報告されました。

我が国の高齢化が進む中、高齢者を交通事故から守る対策については、今後も評価していただきたいと思います。

私が今懸念しているのは、最近の若者の自動車事故についてです。

福井県内でも先日、死亡者が発生する痛ましい事故がありました。

また、県外でも無免許運転で軽自動車横転、1人が死亡しました。

亡くなられたお二方には、謹んでお悔やみを申し上げます。

このような事故は亡くなられた御本人や、御本人の家族だけでなく、同乗していた運転者

や同乗者にとってもつらい経験になってしまいます。

福井県の事故は運転免許を持った18歳の方が運転されていたということですが、私は二度とこのような自動車事故が発生しないよう、家族、学校、警察、自動車学校が手を取り合って対策すべきだと考えております。

そこで、若者の自動車事故が県内外で発生をしておりますが、若年層の自動車事故について、福井県警察本部として今後どのような対策を検討しているのか、警察本部長の所見をお伺いします。

もし私の見解が間違っていたら、そのようなことはないかと一蹴をしていただきたいと思いますと思いますが、現在、自動車学校に入校するには、学校の許可を得てからというのが一般的だと認識をしております。

しかし、18歳の誕生日を迎えたら本人の意思で入校することが可能な時代となっており、学校も家族も知らないうちに免許を取得できる状態にあるのではないのでしょうか。実際に学校の許可がなくても入校されている生徒さんがいらっしゃるのではないのでしょうか。

憶測で物を言うのは不適切かもしれませんが、私はそういった不安を感じております。

そこで、県立高校における自動車学校入校許可の現状についてお伺いするとともに、各学校で決まりはあるものの、18歳になった高校生に対し、今後どのように指導をされるのか、また必要であれば指導を強化されるのか、教育長の考えをお伺いします。

今年もこの時期になりましたが、以前から私が注目している歩行者がいる信号機のない横断歩道の停止率について、先日、2024年度の発表がありました。

福井県の実績は、計測が始まってから多分に過去最高の34.7%、頑張りました。

しかし、順位は1つ落ちて全国45位、全国平均停止率は53.0%でした。

お隣、石川県は80%を超え、長野県に次いで2位に躍進をしました。

先ほど紹介した福井県の治安情勢7月末までには、こういった検挙件数の記載はなかったように思いますが、県民の皆様からちよくちよくお話を伺うことがありますので、警察の皆様には取締りを強化していただいていることと思っております。

一言だけ運転者目線で困りごとを言わせていただくと、たまに停止した車に対して、行ってくれと手でサインをされる歩行者、携帯を見つめて車が止まっていることに気づかない方がいらっしゃって、車としては行きたくても違反になるからいけないという状況に陥ることがあります。

警察の皆さんが取締りの際も歩行者なのか、止まっているだけなのか、横断歩道を渡りたいのか、そうではないのかの判断が非常に難しいのではないかと思っています。

実は、先日とても危険な光景を目の当たりにしたので、報告をさせていただきます。

場所は、佐佳枝神社と織協ビルの間の横断歩道です。

フェニックス通りから左折をしてきた乗用車が歩行者を確認し停止線で止まりました。

しかし、後ろから来た乗用車は何で止まっているんやと言わんばかりにクラクションを鳴らして停止していた乗用車を追い越していきました。

歩行者は後ろの車に気づいていたのか横断歩道を歩いておらず無事でした。

後方で見っていた私は冷や汗をかきました。

こういった事例は少数事例であると思いたいのですが、まだまだ運転者にも歩行者にも、横断歩道でなぜ車が止まるのかについて理解していただくのに学びが必要であると再認識する機会となりました。

さて、信号機のない横断歩道の停止率について、昨年度の26.7%から改善はしたものを全国平均以下となったこの実績を踏まえて、今後、対策をどのように考えているのか担当部長の所見をお伺いします。

最近では横断歩道ストップの黄色いステッカーをよく目にするようになりましたが、本年の実績を見るとまだまだ不足していると言われても仕方ないと感じております。

そこで、信号機のない横断歩道で歩行者がいたら止まるという県民の意識醸成を推進するために、横断歩道ストップのステッカーを県民が所有する全車両に直ちに設置すべきと考えます。

予算ですが、県全体の車両保有台数約50万に対し、例えば、私がつけているブローウィンズのステッカーは1500円。

これを掛け算しますと、合計で7.5億円の費用が必要になります。

実は、ステッカーについては通販サイトで500円前後で販売されておりますので、半分以下だと思います。

交通事故から県民を守る対策の一つとして、横断歩道ストップのステッカーを免許取得時、または更新の際に県民にお渡しし、車の後部への貼り付けを必須とするのはいかがでしょうか。

杉本知事の所見を伺います。

以上、適切な御答弁をよろしく申し上げます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／酒井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、チャレンジ政策提案制度の評価と今後の展望についてお答えを申し上げます。

今、るる御説明いただきましたが、チャレンジ政策提案といいますのは、私が知事になりまして、若い職員からいろんなアイデアを出してもらおうということを考えて制度化したものでございまして、ふだん、自分がやっている仕事とは違う世界の、こんな政策できるんじゃないかというようなことを若手が自分でチームをつくって、その中で考えて、それを私とか幹部職員の前で提案をして、よろしければ採用ということになって予算化する、それで別の担当課が、その本来の担当課がその事業を実施していくと、こういうことでやらせていただいております。

これも本当に具体化したもので言いますと、例えば避難所でLINEを活用すると。

石川県の能登半島地震でも活用されましたけれども、被害避難者が出たとき紙に一々書いて、それで書いてからしか中に入れないと非常に手間がかかる。

また、これから何々しますとかというときに、全部にこうやって一人一人声をかけていかないとできないというのを、LINEなんかを使うと一斉に、自分はどこの誰だということも登録してもらえるし、こんなことをやりますというもすぐに分かる。

このようなことも職員の提案でございましたし、また、屋上の開放というのも職員の提案でしたし、また、ナッジ理論というのもありまして、例えば、北陸新幹線の小浜・京都ルートと米原ルート。

小浜・京都ルートのほうが20分くらい早くて2000円以上安いよ、得するよというのはいいんですけど、それよりも、あなたはもし米原ルートに入ったら、20分以上時間がかかって2000円以上損するよと言ったほうが実は相手方の心に届くという、こういうのも、いろいろ広報なんかでは最近使わせていただいております。

こういったことを職員の提案でやらせていただいております。

とてもありがたいと思ったのは、その提案そのものも非常に新鮮でありありがたいですし、それだけじゃなくて職員が自分ごととして、今まで政策というのは、先輩とかえらい人が考えるんだというのを自分で考えるようになる、こういうところがとてもよかったなと思っていますし、人材育成にもなっているというふうに思います。

また、こういうことをやっているんだということを学生さんに話すと、何か風通しのいい職場だなということで、公務員志望の学生さんにも大変受けるということも最近分かってきましたので、私も学生さんにお話しするときは、このことを例にやらせていただいております。

これからですが経験者が、若い人が非常に数も増えてきましたし、予算も大分獲得できるようになりました。

経験した人が、また後輩にこんないいことがあったということを、メンターになって、こんなことを考えてみたらと背中を押していただくようなことをすると裾野も広がるし、また、中身もさらにブラッシュアップされるなというふうにも思っております。

また、それだけじゃなくて、外に向かってやることじゃなくて、県の中の働き方を変えていくんだとか、業務改善、よく改善という言葉があります。

大きくものを変えなくても、少し見方を変えるだけで、すごく物事がよく、全体を通して進むというのがありますので、そうした改善なんかもありがたいと思いますし、外の例えば企業とか、例えば有識者の人なんかと一緒に共同で提案してもらうのもいいなと思っていますので、こうしたいろんなアイデアをまたさらに生かしながら今後拡大していきたいと思っています。

続きまして、県民が所有する車への横断歩道ストップステッカー貼付についてお答えを申し上げます。

歩行者のいる横断歩道で止まるというのは、これは道交法で決められたドライバーの義務であると認識をいたしております。

そういうことで、令和3年度から、これはタクシーとかバスとか、それから営業車、これを中心にですけれども、360の事業所に協力をしていただきまして、ステッカー、マグネットでぺたっとくっつくステッカーも作って貼っていただいていると。

1万7000枚を発行させていただいております。

ステッカーをつくったらどうか、ぺたぺたとシールみたいなやつを作るんだということかもしれないですが、これはそれでとても一つの考え方だと思います。

必須にするという義務化で物事を乗り越えるのか、正直言って、これはもともとが義務の

ことですので、ブレーキ踏んで止まるというのはですね。

そういう意味では、そういった新しいシールも含めて、いろいろと工夫もさせていただいて、それをいろんなところに置かせていただいて、みんなにそれを目にしたら止まらなくちゃなということを意識していただいたり、また、例えば学校なんかで配れば、子どもが家に持って帰って、お父さん貼ってねとか、こういうようなことを含めてやることで、意識を高めることに、ぜひそういったシールなんかも活用させていただきながら、ぜひ福井県非常に最下位に近いほうですので、この順位を少しでも上げていく。

もっと一気に上げていけるようにキャンペーンというか、県民の皆さんに訴えかけを強めていきたいと思っているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、福井県公共施設等総合管理計画について、2点、お答えを申し上げます。

最初に、現在の計画に対する評価と今後の方向性についてお答えいたします。

この福井県公共施設等総合管理計画は、県が保有する公共施設等の適切な管理を通じて、行政サービスの水準の確保及び今後の財政負担の軽減、平準化を図ることを目的とし、平成28年3月に作成されたものでございます。

これによりまして、施設保有の適正化に努めるとともに、予防保全の考え方を基に80年使用を目標に、長寿命化対策を推進してまいりました。

具体的に申し上げますと、老朽化した施設の機能を移転し、建物の解体や売却を行いました、36軒、延べ床面積で4万1480平方メートルの削減を図りました。

また、必要な施設の維持管理、更新等経費につきましては、長寿命化対策を含めまして、令和4年度から6年度の3か年の平均では187億円の予算を確保ということで、これは、令和3年度に中間見直しを試算したときに177億でしたので、それにほぼ近い額を確保して、適切な管理を行ってきたと。

そうしたことによりまして、長期的な経費の削減、平準化を図っているところでございます。

今後、人口減少やそれに伴う厳しい財政状況が見込まれる中、次期計画に向けましては施設保有量の適正化や、長寿命化対策の推進について引き続き取り組んでいく必要がございます。

さらには、社会情勢の変化に応じ、施設の機能を効果的に発揮できるよう、民間も含めた既存ストックの有効活用、あるいはカーボンニュートラルの推進など、新たな視点も盛り込んでいきたいと考えております。

続いて、公共施設における更新等経費の見直しにおける物価高騰等の影響について、お答えを申し上げます。

令和4年3月における本計画の中間見直しの時点におきましては、当時の物価や人件費を基に更新等経費の試算を行ってまいりましたが、今御指摘いただきましたとおり、それ以降

の令和4年から令和6年にかけては、建設資材の物価指数においては10.6%の増加、そして、公共工事設計労務単価においては11.9%の増加と、建設資材や人件費は大幅に上昇しております。

また、いわゆる2024年問題と言われる時間外労働規制などの働き方改革も含めまして、今後の更新等経費に大きな影響があると認識しております。

今年度、更新等にかかる経費の算定作業に既に着手しておりまして、次期計画策定の来年度にかけては、御指摘の状況も加味しました作業を行いたいと考えております。

今後とも限られた財源の中で、行政サービスを将来にわたり適切に提供し続けるため、引き続き財政負担の軽減、平準化と公共施設の最適な配置に努めてまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは2点、お答えをいたします。

まず、チャレンジ政策提案を受けて事業化した代表な事業と、参加した職員に生かしてもらいたいことについてお答えをいたします。

代表的な事業ですけれども、まず人の面でございますが、アニメによる土木職員の魅力発信とか、獣医師確保に向けたPRなど人材確保に向けた事業、それから、SDGsや子ども応援など、ディレクターの登用につながった事業などが挙げられます。

また、事柄の面でございますけれども、古民家の流通促進や、eスポーツを生かした交流促進などございます。

それから地域の面でございますけれども、三方五湖サイクリングルートの整備でありますとか、民間の先進技術を生かして地域課題を解決する事業などが挙げられるということです。

これまでチャレンジ政策提案に参加しました職員にとっては、企画力を磨いたり、チームで事業を練り上げたりするよい経験になったと思っております。

この経験をぜひとも生かしていただいて、日頃から仲間との協働でありますとか、創意工夫、それから視野を広げる努力を引き続き行っていただき、自らのアイデアがしっかり実現できるようチャレンジを継続していただきたいと思っております。

次に、令和6年度の提案のうち、福井県の発展に資する優れた提案についてお答えをいたします。

今年度は北陸新幹線開業年ということもございまして、観光分野に関する提案が5件と最も多く、中でも旅行中の外国人に向けて県内の観光情報を発信する事業提案がございました。

これにつきましては、9月補正予算において事業化をされ、11月29日から動画配信がされているということでございます。

さらに、人材確保に対する提案も3件ございまして、公務員の副業を促進する提案でありますとか、教育現場で活躍する人材をマッチングする提案については、人手不足への対応や地域コミュニティの維持につながるものと期待をしております。

ほかにも、県の最低現金を運用して利息収入を得ることでもありますとか、新たな契約方法

といたしまして、成果に応じた支払いを導入する提案などもございました。これらは行政を効率化、活性化させる手段として注目をしております。それぞれの提案につきましては、現在、事業化に向けて調整をしているところでございまして、今後、新幹線開業効果の最大化でありますとか、人手不足への対応など、県政の重要課題の解決に資するものとなるよう、各部局と検討を進めてまいります。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、信号機のない横断歩道の停止率に関する今後の対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、J A F が調査しました信号機のない横断歩道での停止率は、昨年の26.7%に対して、今年は34.7%と、8ポイントの改善が見られましたが、依然として全国平均の53%を下回っていること、これは課題であると受け止めております。

県では今年度、横断歩道における歩行者優先を題材にしたCM放送を流す、また、賛同事業所を募って、社員向け講習をしていただく横断歩道で歩行者ファーストキャンペーンを展開しています。

また、県内100か所の信号機のない横断歩道に歩行者の手挙げ横断を促す路面シートを設置しています。

ドライバーにおいては、横断歩道に歩行者がいるときに必ず停止すること、歩行者においてはドライバーに横断する意思表示をすることを徹底するため、街頭啓発活動や交通安全教室、動画配信など、あらゆる機会を通じて、今後も継続的に意識啓発に取り組んでまいります。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／カワウの被害対策の実施状況と今後の対策について、お答えをいたします。

カワウ被害への対策につきましては、内水面漁協が主体となりまして、重機による有害(?)捕獲や花火による追い払い、飛来防止のための糸張りなどを実施しております。

ドローンを活用した追い払いとか、繁殖抑制、これは具体的にはドローンでカワウの巣にドライアイスを投入しまして、卵を冷やしてふ化しないようにする、そういった手法ですけれども、こういったものも開発されておまして、県ではドローンを使った対策に対して支援をさせていただいております。

また、カワウは県をまたいで移動しますので、全国統一行動日にあわせまして、追い払いなどの取組を他県と連携して実施するとともに、中部近畿カワウ広域協議会において生息状況や被害対策などの情報交換を行っています。

対策慣れなどの課題はございますけれども、内水面漁協、漁連などと連携しまして釣り人が少ない放流直後や産卵時期に被害を受けやすい場所を中心に追い払いなどの対策を効率的に行いますとともに、広域協議会において、より効果的な対策を検討するなど、今後も

カワウ被害の軽減に努めてまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは2点、お答えいたします。

まず今後、既存道路の維持管理をどのように計画的に進めていくのかについてお答えいたします。

橋梁やトンネルなど、道路インフラの老朽化が進む中、その重要性は増していると考えておりまして、これまでも***しながら計画的に実施しているところでございます。

また、現在見直しを進めております橋梁などの長寿命化修繕計画におきましても、現在の物価高騰なども踏まえて、必要額を計上し、今後も計画的に長寿命化を図っていくこととしてございます。

また、建設業界の高齢化や担い手不足が進む中、将来にわたり安定的に実施体制を確保していくため、県においてはイメージアップによる入職促進や働き方改革、生産性向上などに取り組むとともに、こうした補修工事等の予算を計画的、安定的に確保した上で地元業者に加点する入札方式によって、その受注機会の確保に努めているところでございます。こうした取組には財源の確保が重要でありますので、引き続き国土強靱化予算等を最大限に活用しながら将来にわたり、道路インフラの維持管理を計画的に進めていきたいと考えてございます。

次に、河川維持管理をどのように実施しているか、漁場の環境対策についてどう考えているかについてお答えいたします。

河川の維持管理につきましては洪水防止はもとより、河川が本来有している多様な自然環境の保全にも配慮しながら行っているところでございます。。

ダムにおきましては、大雨の際、大雨によって上流から流入する濁水、濁った水を貯留し、洪水調節を行った上で、大雨の後に放流するものでございまして、放流の際にも下流の環境に配慮しながら、可能な限り濁りの少ない水を流すように努めているところでございます。

河川のしゅんせつにつきましては、土砂堆積状況等を確認し、治水上、緊急性が高い箇所から行うこととしておりまして、しゅんせつの際は地元の漁協とも協議をし、アユ等の生息環境に配慮して***を保全したり、大型の石を河床に戻すなど、漁場環境の保全にも努めているということでございます。

引き続き、自然環境に配慮しながら河川の適切な維持・管理に努めてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは、県立高の自動車学校入校許可の現状と18歳になった高校生に対する指導についてお答えをいたします。

県立学校におきましては、生徒や保護者に対して自動車学校への入校にかかる説明階を実施し、入校を許可する時期や条件、学校への届出の手續、教習の受講に関する留意点、検

定試験受験等に係る授業の出欠の扱いなどを説明しております。

その上で、生徒からの届出を基に、自動車学校の入校を許可しておりますので、無許可で自動車学校に入校している生徒は基本的にはいないものと認識しております。

また、各学校では安全対策として、免許の取得後も卒業までは運転を禁止するなどのルールを設けておまして、引き続き適切に対応するよう促してまいります。

議長／県警本部長丸山君。

丸山警察本部長／若者の自動車事故防止対策についてお答えをします。

県内の過去5年間の統計では、16歳から18歳の若年層による死亡事故が発生しており、県警察では未来を担う若者が加害者にも被害者にもならないような取組を行っております。

具体的には自動車教習所と連携し、免許を取得しようとする方には交通事故を疑似体験できるVR機器の活用など、運転免許取得時の教育内容の充実を図っております。

また、高校生に対しましては学校と連携し、交通安全の教育の場で、シートベルトの全席着用等について呼びかけを行っております。

加えて、交通指導取締や県警アプリ、SNS等を通じた広報啓発等により、若年層やその家族を含めた県民の安全意識の向上に努めているところでございます。

県警察としましては、御指摘のような痛ましい事故を防止するために、関係機関団体と連携し、今後も引き続きこうした対策を推進してまいります。

議長／酒井君。

酒井議員／ありがとうございます。

公共施設については、最近、報道で見たんですが、新潟県で22校ほど高校がなくなるみたいな報道もありましたし、これから、そういう時代がやってくるのかなっていうふうにも感じているところですし、あと、内水面の漁業の課題につきましては、しっかりと行っていただいている状況の中で、なかなか効果的なものが見つけにくいのかなと思うんですけども、ぜひ引き続き効果的な対策というものを見つけていただけるよう検討していただきたいなと思っております。

あと、知事がおっしゃった必須というところ、僕、こだわったんですけども、ヘルメットは必須になるんですね。

子どもは、手を上げるのも、横断歩道で手を挙げるのもやるんだけど、大人は何もないですよ。

大人も手を挙げましょうとか、こういったところはやっぱり大人も何か必須というものが必要かなと私は感じておりますので、県民全員で交通事故から県民を守るような対策が取れたらということを祈願しまして、私からの質問終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、酒井君の質問は終了いたしました。

南川君。

南川議員／自民党福井県議会の南川です。

休憩前ということで大変厳しい時間帯かも知りませんが、3つの大きな項目について、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、教育への投資でございますけれども、私にとっては定番でございますけれども、また、藤丸教育長、よろしく願いをいたします。

高校生のICTスキルの現状と校内事務のDX化について質問をいたします。

昨日からの議員の皆様方の質問の中で、小中学生のSNSの利用やデジタル化についての質問がございましたが、それでは、高校生のパソコンはどのように使われているのだろうかという疑問がございました。

と言いますのは、大学では授業でパソコンを必ず使うようになると思いますし、就職したらパソコンを使えるか使えないか等じゃなくて、もう使いこなせるかどうかで、ある意味出世の分かれ道になってしまうんじゃないかと、そんな話をある企業経営者の仲間の方と話をしておりまして、その中で、パソコンについて、生徒や学生の好き嫌い、上手下手の差が就職が決まってからの企業内での個人の成長に少なからず影響するのではないかというお話をお聞きしました。

私自身、アナログ人(?)でございますので、パソコンについてはそう関心はないんですけれども、こと若者にとって、そのパソコンのできるできないは、これからの人生にとって大きな分かれ道になるということになりますと、やはりそうした環境をきちんと整備しておいてあげないといけないのかなという思いで、今回の質問をさせていただいております。

その若者たちは、我々シニア世代と違い、小学校のときからスマホを使い、IT環境に慣れ親しんでいる現代の子どもたち、若者たちであります。スマホ、タブレットを利用するときとパソコンを利用するときとは、目的も、その奥にあるスキルも違うようであります。

小中学生にとってスマホは日常生活、または娯楽のツールであり、タブレットは教材であるのに対し、高校生以上の生徒学生にとって、パソコンは自らの学力、技術力を上達するためのプログラムやデータなどのソフトウェアの機器となっていると思います。

またOECD(経済協力開発機構)加盟国を中心に、3年ごとに実施される15歳児の学習到達度調査の2022年の調査結果について、文部科学省は、デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理(案)の中で、高校生自身が情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面で、デジタルリソースを使う頻度は他国に比べて低く、ICTを用いた探求型の教育の頻度、指標は、OECD平均を下回っていると日本の現状を分析しています。

一方、県の教育に関する大綱では、確かな学力と探求力の育成の一部として、最先端のデジタル技術などを活用した個別最適な学びの方向性が示され、昨年の学校教育DX推進計画でも学びの質を高めるためのICT技術の活用、方針が示されております。

社会においても、デジタル機器活用は重要なスキルであり、その意味でも社会は若い世代

の能力向上を期待しております。

社会に必要なスキルが若者にとって生きる力であると考えたとき、デジタル機器を使って情報を得ることに加えて、コミュニケーションや通信業務のツールであることが、いかに重要であるかということが見えてまいります。

学校教育DX推進計画では、タブレットなどとしての活用の現状が述べられておりますが、大学などの高等教育、あるいは社会の現場では、タブレット、スマホとパソコン、双方を使うこととなります。

そこでお伺いしますが、ICT機器にもパソコンやタブレット、タブレットにキーボードを装着するタイプなど、様々な仕様がありますが、県立高校の生徒はどのような機器を使っているのか現状をお伺いするとともに、社会や大学への準備段階となる高校において、県は、卒業した子どもたちが社会の現場に即応できることを念頭に置き、タブレットとパソコンを使い分けるといった配慮等を行っているのかどうかお伺いします。

特にパソコンは、キーボードを使ってのインプットにより、今もプログラミングや業務システムの主流の機器であり、閲覧中心、画面からの入力となるスマホ、タブレットとはまた違う活用、スキルも求められますが、大学では入学と同時にパソコンの購入が必須とされていたり、強く推奨されております。

しかし、現状は、文部科学省から9月に出されたデジタル学習基盤に係る現状と課題の整理案では、タイピング、検索、スライド作成、表計算、図表の作成など、デジタル技術の基本的な操作スキルが子どもたちに十分に習得していない現状と課題を認識しています。そこで伺います。

文部科学省調査で課題となった、基本的なパソコンソフトの操作スキル、ICTを用いた探究型教育に関する県の現状の認識と取組をお伺いいたします。

また、校務のDX、効率化も重要な側面ですが、文部科学省の調査では、校内での取組に比べて教育委員会が学校とのやり取りをペーパーレス化できておらず、DXが遅れている実態が報告されております。

そこで伺います。

県教育委員会と県立校との各種連絡業務のDX化の状況を伺うとともに、市町教育委員会の状況を県教育委員会は把握し、必要な助言や対策を実施しているのかお伺いいたします。次に、教育の投資の2番目、教員の志願者数の低下ですが、本年8月中央教育審議会が令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について答申がなされました。

その中で、我が国の学校教育の現状は、全国的に一定水準の教育が保証され、知徳体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価され、世界トップレベルであるとしており、これらは教師の献身的な努力の成果としております。

ここで言う知とは、学習機会と学力の保証。

徳は、全人的な発達、成長の保証。

体とは、身体的、精神的な健康の保証のことであり、学校は学習指導だけではなく生徒指導の面でも重要な役割を担っていることが国際的にも高く評価されているわけであります。

OECDによる教育政策レビューでも、日本の児童生徒及び成人は、OECD各国の中で

も成績はトップクラスであり、その要因として日本の教育が成功を納めているのは、学校給食や課外活動など、広範囲にわたる全人的な(?)教育を提供していることが挙げられています。

令和の日本型学校教育で示されている知徳体にわたる全人的な教育は、こと海外においては教師の担当するのは知の部分だけであるとお聞きしております。

しかし、貧困や人口減少、災害や紛争など、世界規模の課題が深刻化していく中で、国力を維持していくためには、知特体のバランスの取れた教育が必要であると私自身も考えております。

そこで伺いますが、知徳体にわたる全人的な教育に対する県の認識を伺うとともに、日本型教育のすばらしさを維持していくためにも、例えば、知のほか、徳と体に関し、適切な財政措置をした上で専門の教員を増やして配置すべきと考えますが、所見をお伺いします。反面、課題として、学校が対応する課題が複雑化、困難化する中で、学校や教員の負担が増大してきたと指摘しております。

最近、学校教育の中で、防災教育や性教育、環境教育、安全教育、LGBT教育などなど通常の評価以外の〇〇教育、何々教育というのが学校で教えられており、教師の負担となっているようであります。

現状を伺うとともに、専門の講師の活用などの対策を考えられないのかお伺いいたします。このような中、我が会派の代表質問でもございましたけれども、全国的に教員志願者は減少しており、2024年度の公立学校教員の採用試験では、前年度の6061人、4.5%減少しており、福井県においても採用試験の教諭の受験者倍率が2024年度では2.23倍で、過去最少、最低となっております。

なり手不足に歯止めがかからない状態です。

これらの理由として、長時間労働や休日出勤などの労働環境、部活顧問など、本業以外の業務が多い給料が良くない、教職課程の履修科目が多いなど、教員になるまでの道のりが遠い、公立校では残業代が支給されないなどが挙げられております。

それぞれの課題について改善されつつはあるものの、根本的な解決には至っていないと思われま。

社会の中で職種が多様化し、チャレンジしたい仕事が増えている中、教職が魅力的な職業であることを、どう実現し(?)、また伝えていくのか展望をお伺いいたします。

私の知人で、在外教育施設への教育派遣制度を利用して、国内とは異なる教育環境に置かれた日本人の子どもに対して、日本国民にふさわしい教育を行うことを目的に、派遣教員としてアジアに奥様と共に赴任し、自らも国際性豊かな生活を体験された方がいます。

現地の教員としての務めが自らの人間性を豊かにし、世の中を広く見られるようになったと話されておりました。

こうした制度、体験談も広くPRすべきだと思っております。

次に、大きな2番目、2026年手形小切手廃止、2027年蛍光灯の製造を中止に伴う問題点について質問をいたします。

手形小切手は、2026年度末までの廃止に向けて、金融機関はもとより、国全体で動き出しております。

手形小切手の電子化については、2017年6月閣議決定された未来投資戦略2017で、金融機関、企業相互間の事務負担の削減と、IT活用による金融機関サービスとの連携の観点からオールジャパンで電子手形、小切手への移行が制限されました。

この流れを受け、金融機関は、紙の手形小切手から電子的決済サービスへの移行を強力に推進しております。

そのような中、支払手形の残高は、この30年間で4分の1以下の水準となりましたが、減少ペースは約10年前から鈍化していると言われております。

また、手形小切手取引が通常取引として手放せない小規模企業も少なくなく、長年の慣習であった手形小切手の廃止による影響について懸念の声が上がっております。

そこでお伺いいたします。

個人商店や零細企業にとって小切手をやめ、電子的な決済手段に移行することに抵抗があることも考えられますが、県としての指導や周知についての取組方針をお伺いいたします。また、県においても県税の納付などにおいて、手形小切手など、有価証券での納付に対応していると思います。

県における手形小切手による納付、納入状況を伺うとともに、手形小切手廃止後の対応と県内企業への周知について方針をお伺いいたします。

2023年11月に開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されました。

蛍光灯には水銀が含まれているため、破損時に人体や環境に有害な影響を及ぼす可能性があります。環境と健康への影響を考慮しての措置であります。

これにより2027年には、一般照明用の蛍光灯の製造が完全終了し、蛍光灯の供給は途絶えることとなります。

蛍光灯の供給減少により、一時的な混乱や需要の変化が起こる可能性があります。

消費者や企業、公共施設は、早急にLED照明への切替えを検討しなければなりません。

また、LEDへの切替えは長期的な経済的コスト削減効果も大きく期待されております。

そこでお伺いします。

環境への配慮、また、省エネ効果の観点からも行政施設、学校など県有施設においてもLED照明の切替えを急ぐべきであります。現状と今後の対応をお伺いいたします。

また、県道の外灯についても切替えが急がれます。

併せてお伺いをいたします。

また、LED照明の切替えを行う場合、今後、材料価格の高騰などで一層の値上げが予想されます。

資本金のない個人商店や零細企業にとって、LED照明への切替えは新たな負担となることは必至ですが、県としての指導、支援方針をお伺いします。

次に、大きな3番目、福井のそばを世界へ発信するためのブランド戦略について質問をいたします。

今日、午前中に同僚の森議員から同じ趣旨の質問がありましたが、特に打合せをしたわけではないわけでありませうけれども、たまたま気が合ったということでございますので、オール丸岡での質問、要望ということで、よろしく御回答をお願いいたします。

2013年12月4日、和食・日本人の伝統的な食文化がユネスコの世界無形文化遺産として認定をされました。

このことは、我々日本人が和食文化を守っていかなければならないことの再認識と、和食が文化であるということの世界の人々に広く知ってもらい、よいきっかけになっていると思います。

振り返って、福井県にはそれぞれの土地で昔から作られてきた福井在来種のそばがあります。

そして、福井県は豊かな自然と清らかな水に恵まれた全国でも屈指のそば処であります。

資料1を御覧ください。

午前中、森議員もお話しされました、県内の在来種のもの特に4つの種の写真を掲載させていただいております。

見た目も違うなど認識をしていただけるかと思います。

県内そばの在来種は、きちんと保管されており、それが22系統と言われておりますけれども、そば産地としての地域の歴史や文化の中で育て、守られ、作られてきたそばを、さらに身近に感じ、おいしさの実力を県外の方、海外の方にも広くPRしていくことが必要であると思います。

私の地元、坂井市でも、現存12天守の御縁から、丸亀城の香川県丸亀市において「全麺対決」と称して、このゼンメン対決のゼンメンのメンは、ヌードルの麺でございますけれども、越前おろしそばと、釜玉うどんの食べ比べ競争を催したこともあり、多くの皆様に味わい、楽しんでもらいました。

また、県内秋に満開となるそばの花も観光資源であり、新幹線や地域鉄道から、あるいは高速道路を降りるとそばの花が出迎えてくれる風景も、また福井県そばのよいPRになるかと思えます。

そばを中心とした福井食の魅力について伺います。

県内産そばについて、4つの在来の種からできるそばについて、品種ごとにブランド化すれば味比べや、食べ比べもさらに楽しくなるのではないかと思います。

そのためには、種の管理を徹底し、海外を含む県外への流出を防いでいく必要もあると思えます。

在来種のそばはどのように行われているのか、現状を行うとともに、本県における在来種の需要と供給の状況をお伺います。

もともと私は、種子法の廃止は影響するのではないかと思ったわけですが、そうではないということですが、よろしく願いをいたします。

また、世界各地の伝統的かつ固有な在来種などを様々な支援策によって生産や商品を守り、地域における食の多様性を守るという世界的なプロジェクトである味の箱舟を御存じでしょうか。

現在、世界中で5000を超える動物、果物、野菜の品種と加工食品などが登録され、それらは食の世界遺産とも呼ばれており、本県でもなれずしや谷田部ねぎが登録されております。福井のそばを、より世界に発見していくためにも、これに登録することもちゃんと考えます(？)。

全国の中でも高い評価を受ける福井のそばを日本のみならず、世界に発信していくための戦略について、現状の取組と今後の展望を知事にお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／南川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、最後の福井のそばを世界に発信していくためのブランド戦略の取組と、今後の展望についてお答えを申し上げます。

福井のそばは、味だけでなく、やはり特徴は在来種のそばで打たれているということかと思っております。

この日曜日、先週というか、今週の日曜日も、私も地域でそば打ち大会というのがあったので出させていただきましたけど、私が打つとおいしくないので、切るほうをやらせていただきましたけども。

大野の早刈りのそば粉を使っていましたけれども、本当に色もちょっと緑っぽくて、なおかつ香りが強いなと感じがしました。

私が切りましたので、太かったり細かったり、きしめんみたいなのもありましたけれども、とてもおいしくいただきました。

本当に福井のおそばは、新幹線前、4年連続でおいしいおそばが食べられる都道府県ランキング1位になったりしていますけれども、新幹線を通じて、とても東京なんかでも、福井って言うと、おそばおいしいんですねという方が結構増えたなというふうに思っております。

そういう意味でも、新幹線の効果が一つあったかなというふうに思っております。

そういう中で、特に福井のおそばの特徴というのをどういうふうに表してブランド化していこうということを新幹線開業に向けて、いろいろと検討はさせていただいて。

それで、福井の在来種のそば、そば粉を使って、その石臼挽きした、そういったような認証の条件を設けまして、「香福の極み 越前蕎麦」というブランドを、キャッチコピーをつくってブランドを立ち上げたということでございます。

現状で申し上げますと、県外の31店舗を含めて150店舗が認証店になってきているということございまして、必ずしもおろし蕎麦ではないんですけれども、とはいえ、福井のおそばの特徴というのは非常に分かりやすく食べていただけているのかなというふうに思っております。

世界に向けてということで、今、味の箱舟というようなお話もいただきました。

若干、味の箱舟の場合は、もう絶滅危惧じゃないんですけれども、本当にもう文化そのものが危ぶまれるような食べ物というのが少し要件のところにあるようですので、すぐ福井県のそばがその対象になれるかということもありますけれども。

いずれにしても、世界で愛されるためには、国際的な認知をいただく必要があるということで、動画もつくりまして、例えばそばガールという、あれはかずら橋があったのであそここの池田町のところかなと思いますけれども、そこのところで食べてみておいしかったか

らだんだん職人になっていくというような過程みたいな動画なんですけれども、そんなものだったり、そのほかにも30秒ぐらいの動画があったりとかですね。

こういうものもつくりまして、先日も北陸デスティネーションキャンペーンのイベントなんかでも放映させていただきましたし、ユーチューブなんかでも流させていただいています。

それなりに反響もあります。

こういったことも含めて、いろんな場面で、まずは越前そばということを知っていただけるように外国の方にも分かりやすく発信をしていきたい。

また、味の箱舟なんかの要件なんかも調べながら、もし効果的な方法であれば、そういったことも含めて検討しながら、福井のそばここにありということをご皆さんに分かっていただけるように努力をまいります。

その他につきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、県有施設や県道の照明灯におけるLED照明の切替えについてお答えをいたします。

県有施設の照明につきましては、現状で約2割のLED化にとどまっております。

このため、迅速にLED照明への切替えを進めようと今年8月に開催しましたカーボンニュートラル庁内推進本部会議において、国の目標にあわせ、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする目標を掲げたところです。

県有施設の脱炭素化や光熱費の削減といった観点からも、LED照明への切替えは急務です。

取り組みを加速し、目標時期を前倒しできないか検討していきたいと考えております。

一方、道路灯については、球切れなどにあわせた更新のほか、国土強靱化予算などを活用し、約4割がLED化されております。

引き続き、早期のLED化に向け取り組んでまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは手形小切手廃止と、蛍光灯の製造中止に関しまして2点、お答えをさせていただきます。

まず、手形小切手の電子的な決済への移行に際しましての県の取組方針でございますが、県内におきます手形小切手によります決済は、1か月当たり約4万件でございますが、そのうち電子的決済は9,000件、全体の約4分の1程度の利用にとどまっているものと認識をいたしております。

これは利用が進まない要因でございますが、金融機関に聞き取りを行いましたところ、2026年度の廃止までに、まだ若干の時間的な余裕があるということや、電子的決済サービスへの加入の煩雑さ、例えば利用契約やパソコンの初期設定が面倒くさいといったことなどに

よりまして、加入を先送りしている事業者が多いということでもございました。

一方、電子化に伴いまして、手形であれば収入印紙等が不要になるなど、コストの削減効果もございますし、紛失等のリスク解消などによりまして事業者の負担も軽減されますことから、金融機関や商工団体と協力いたしまして、これらのメリットについて広く情報を発信いたしますとともに、サービス導入に向けた相談体制を整備するなど、県内事業者が電子的決済にスムーズに移行できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、個人商店や零細企業に対しますLED照明への切替えの指導、支援方針でございます。

御指摘のとおり、2027年には蛍光灯の製造と輸出入が廃止され、しばらくは在庫品等により販売や使用が続けられますものの、順次、蛍光灯をLED照明に切り替えることが必要となってまいります。

経営基盤の弱い個人商店ですとか零細企業にとっては負担となるおそれがあると考えております。

一方、省エネ設備への更新は、光熱費の削減につながりますことから、県では、経営改善支援の一環といたしまして、令和4年度から個人商店を含めます中小零細企業に対しまして、高効率なLED照明等の省エネ設備の導入に補助を行ってきたところでございます。引き続き、省エネ設備の導入を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、こうした補助金の募集に際しましては、あわせて蛍光灯の製造等の終了時期等を周知いたしまして、計画的なLED照明への切替えを促してまいりたいというふうに考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私からは、在来種そばの種の保存の現状及び需要と供給の現状についてお答えをいたします。

本県では、様々な在来種そばが県下全域で栽培されておりまして、食品加工研究所におきまして、大野在来、丸岡在来、今庄在来、美山南宮地在来の4種類をはじめ、22系統の種を発芽率が落ちないように冷蔵で保管しておりまして、貴重な在来種の保存を図っているところでございます。

そばは県やJAが推進しております2年3作体系の主要な品目としまして、近年では3400ヘクタールから3500ヘクタールで栽培がされております。

生産量につきましては、年によって増減がございますけれども、令和5年産については1930トンの収穫がございまして、生産者による直売のほか、JAや製粉業者などを通じましてそば店の栽培地域等のニーズに応じて供給がなされているところでございます。

議長／会計管理者野路君。

野路会計管理者／私からは、県における手形小切手による納付の状況、また、廃止後の対応や県内企業への周知についてお答えを申し上げます。

令和5年度、昨年度の手形小切手による納付の件数は543件、約4億4000万円でございます。このうち523件は県税の納付でございます。

金額的には、石油の販売業者による軽油引取税の支払いが最も多くなってございます。

また、件数といたしましては、中古車販売店などにおいて自動車税の納付の際に使用する場面が多くなってございまして、あわせて数十社が使用をしていると考えてございます。

2027年4月からいわゆる紙の手形小切手の利用ができなくなるということであると、県といたしましても当然、紙の手形小切手による納付が受け付けられなくなります。

このため、総務部ですとか、産業労働部とも連携いたしまして、インターネットによる振り込みへの切替えなどを進めるよう、県民や企業に対する周知に努めてまいりたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から6点、お答えを申し上げます。

まず、県立学校のICT機器の現状とタブレットとパソコンの使い分けについてお答えをいたします。

県立学校では、一人一台端末といたしまして、キーボードを備えたノートパソコンを整備しております。

発表時のスライドの作成ですとか、小論文作成など、通常の授業でキーボードを利用しておりますので、習熟が進んでおります。

また、その導入機器ですけれども、2 in 1タイプと呼ばれるものでございまして、端末画面にタッチパネルの機能も備えております。

パソコンを、その画面とキーボードをひっくり返すと、回転して、タブレットのような形になるというものでございまして、今、カメラがついていまして、活動記録の写真撮影や教科書のQRコードの読み取りなどで利用をしております。

このように、パソコンとタブレット、それぞれ使い分けることができる機種となっております。

次に、高校生のICTスキル及びICTを用いた探求型教育の現状についてお答えを申し上げます。

令和6年度の福井県の高校生学習状況調査によりますと、県内の高校生が探求学習において日常的にICTを使用している割合、7割を超えております。

また、情報という教化がございまして、この中で表計算や統計分析、プログラミングなど、情報活用のスキルを発展的に学習しております。

また、探究学習につきましては、課題解決に必要な情報を収集し、その収集したデータを分析、考察し、レポートやプレゼンテーション資料を作成、発表するという形で、日頃からICTの利用は欠かせないものとなっております。

こうしたことから、高校生の基本的な操作スキルにつきましては、十分に身につけている

というふうに考えております。

次に、県教育委員会と県立高との連絡業務のDX化及び市町教育委員会の状況についてお答えをいたします。

県立高校におきましては、教員のサービス管理や生徒の成績管理等を行う校務支援システムを平成30年度に導入をしております。

また、今年度から情報ネットワークシステムの再構築を行っておりまして、県教育委員会と県立高校の間で、順次、チャットを活用した情報共有が可能になりますなど、校務のDX化を推進しているところでございます。

小中学校におきましては、県が初期経費を負担いたしまして、義務教育向けの校務支援システム、シーフォースといいますけれども、こちらの導入を県下全域で進めているところでございます。

市町教育委員会と、小中学校の間でショートメールを活用した連絡が課題になっております。

こうしたネットワーク環境をさらに活用をして、ペーパーレス化を進めていきたいと考えております。

次に、知徳体にわたる全人的な教育と、専門教員の配置についてお答えをいたします。

令和3年に示されました中央教育審議会の令和の日本型学校教育に関する答申では、児童生徒の知識、道徳、体力をバランスよく育みながら、個別最適な学びと協同的な学びを実現することを目指しております。

これにより、全ての子どもたちの可能性を引き出し、持続可能な社会のづくり手となるための資質能力を育成することが求められております。

知徳体につきましては、それぞれ切り分けて育てるというよりも学習指導、生徒指導、特別活動など、学校教育活動全体を通して児童生徒の状況を総合的に把握し、成長を促すこととしております。

こうした教育活動につきまして、本県においても全職員が一丸となって取り組んでいるところ です。

今後も、多様な専門性を持つ支援員の拡充も講じながら、子ども一人一人の多様性と向き合い、バランスよく知徳体を育てていきたいと考えているところでございます。

次に、通常の教科以外の〇〇教育というものが学校で教えられることが教師の負担となっていること、その現状と専門講師の活用などの対策についてお答えをいたします。

社会環境の変化、また、新たな課題に対しまして、学校現場において子どもたちへ周知を図るべきと様々な分野から要請がございまして、その都度、教員は新たな知見を学び、子どもたちへ適切に伝えることが求められておりまして、御指摘もありましたけれども負担感も増大しているというふうに考えております。

このため、何々教育ということを行う際には、できる限りその分野の専門家や関係団体の協力を得ながら進めていく必要がございまして。

例えば、防災教育におきましては、県から学校防災アドバイザーを派遣し、実効性の高い防災訓練になるよう支援を行っております。

また、安全教育においては、防犯の意識を高めるため、県警察と連携をいたしまして、警

察官に実際の事例を基に講話をしてもらっております。

このように、外部の団体や専門家と連携しながら教員の過度な負担につながらないように配慮をしているところでございます。

いろいろな観点から、様々な教育についての御提言があるわけですが、時間的にも、心理的にも、余裕がない状態の中であらゆる分野について学校現場で対応を求められたとしても十分に応えることができないこともございます。

今回の教育振興基本計画でも掲げましたけれども、教職員一人一人を大切にするという観点から、働き方改革を進めることが、結果として子どもたちにとってもそのためになるというふうに思いますので、引き続き教員の負担軽減にも取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、教職の魅力さをさらに高め、伝えていく方法についてお答えいたします。

教職は未来をつくる子どもを育てる重要な役割を担っておりまして、知識や技能を教えるだけではなく、子どもの人格形成、社会性の発達にも大きな影響を与えるやりがいのある仕事でございます。

若手教員との意見交換をさせていただきましたけれども、子どもの成長を共有できる、ほかにはない仕事であると、多くの方がその魅力を語っておられました。

県では、これまで、高校生や大学生に向けた福井教員志望者ウェブセミナーの開催や、若手教員が教職のやりがいについて語る、インタビューの発信など、PRに努めているところでございます。

さらに、本年度新たに福井教育チャレンジアワードを創設いたしました。

子どもの興味関心を高める学びを引き出す部門と、職場環境を改善する働きやすさ向上部門、この2部門において、各教職員の取組を募集を始めたところでございます。

こうした教職員の創意工夫を検証することによりまして、新たな挑戦を引き出し、働きがいの向上につなげてまいります。

あわせて、こうした取組を県民の皆様にご覧いただき、子どもたちのために奮闘する先生の姿と教職の魅力さをさらに発進してまいります。

議長／南川君。

南川議員／ありがとうございます。

12月でございます。

年越しそばは越前そばを念じまして、一般質問終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問に入る前に、健康福祉部長より発言の訂正の申出がありますので許可します。

健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／午前中の渡辺竜彦議員に対する答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

子ども医療費助成の認知度につきまして約2割と申し上げましたが、正しくは約8割でございます。

訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

議長／三田村君。

三田村議員／皆さん、こんにちは。

民主・みらいの三田村輝士です。

ただいまから3点について質問いたします。

1点目ですが、合理的配慮の対策について。

2点目ですが、農業について。

3点目は、クマ対策について質問いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、合理的配慮を推進するための支援についてからお伺いをいたします。

今年の4月に改正障害者差別解消法が施行されまして、民間事業者においても合理的配慮が努力義務から義務化されましたので、これにあわせて本県におきましても2月議会におきまして、共生社会条例の一部を改正し、県及び民間事業者の障がいを理由とする差別解消の責務が強化をされました。

この合理的配慮につきまして、6月の一般質問におきまして、おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業の補助制度についてお尋ねをしました。

昨年の実績が10件と聞いておりましたので、周知不足か使い勝手が悪いのではないかとお聞きしましたところ、日常生活上の社会的障壁を解消するため、おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業補助金を昨年度創設し、今年はハード整備の補助金を3分の1から2分の1に引き上げて運用の改善を図った、そのような答弁がありました。

この制度は、商業や娯楽、文化・体育、興業・展示、環境衛生、駐車場などの施設に対する補助にはなっていますけれども、それ以外の診療所、病院、金融機関、社会福祉施設、宿泊施設などの事業所に対しては、補助の対象になっておりません。

民間事業者において、合理的配慮が義務化されましたので、不特定多数の県民が出入りし、利用する公的施設は全て補助の対象にすべきではないでしょうか。

また、製造業などの事業者では、従業員のための合理的配慮の周知や施設の改修には、事業者の負担が大きく、取組には消極的になりがちです。

これらの事業所や施設において、高齢者や障がいのある方に対する合理的配慮を促進する

ためにも、幅広く支援の対象にすべきではないかと考えます。

改めて、知事の御所見をお伺いいたします。

おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業には、対象とはなっていない施設がある上、予算にも限りはあると思います。

ただ、多くの方が行き交う町なかや多くの方が利用する施設などで、建物に車椅子対応のスロープがないことなど、いまだに多くのバリアがあり、県内のバリアフリー化の進捗は限定的であり、合理的配慮が浸透していないと強く感じているところであります。

町なかのバリアフリー化を促進するための補助金としまして、国土交通省所管のバリアフリー環境整備促進事業補助金というものがあります。

資料1を御覧いただきたいと思いますが、この事業は人口5万人以上の市などの条件がありますけれども、対象地域、対象となる建築物などの一定の要件の下で、バリアフリー改修工事に対して支援を受けることができる事業であります。

高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境を面的に整備する事業であります。

これまで、県内ではその実績はありません。

このようにバリアフリーに使える国の補助金をきちんと、県としても把握をいただきまして、県の補助金とセットで県民や市町に周知していく必要があるのではないかなと思います。

障がいのある方や、高齢者の快適で安全な環境を確保するなど、福井県福祉のまちづくり条例、福井県共生社会条例の理念に基づき、合理的配慮を促進するためにも県民や市町にバリアフリーに係る国補助金や県補助金を積極的に活用し、県内のバリアフリー化をより一層進めてはどうかと考えます。

所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／三田村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、民間事業者に対するバリアフリー等に関する補助制度の対象の拡充について、お答えを申し上げます。

おっしゃるとおり、こうした障がいを持たれている方のバリアフリー化、社会のユニバーサル化というのは大変重要だというふうに認識をいたしております。

これまでも県では、駅とか、宿泊施設とか、またカーポート、そういったパーキングのようなもの、こういったものに対して、いろいろと財源的な上限のどうしても制約がある中で、全てを網羅してというのがなかなかできなくて、その時々大切に思われているような施設に対する補助制度を設けながら進めさせてきていただいていたというのが現実でございます。

そういう中で、昨年度からは北陸新幹線の県内開業ということがございましたので、多くの方に利用していただきながら、また一方で、国の助成制度の対象になっていない、そういうようなことで商業施設などを対象とさせていただいたというところでございまして、今も利用いただいているというところでございます。

おっしゃっていただいているような製造業の関係につきましては、これは国のほうの施設の補助の対象にもなっているというところもございますので、そういったものの利用を促していくということも大事だと思います。

そういうことで、障がい者の就労の促進、働く環境の向上、こういったものをさらに確保できるように努力もしていきたいというふうに思っております。

民間事業者がこうした施設利用を促すために、バリアフリー化、合理的な配慮をしていく、こういったことは義務化されたというのはおっしゃるとおりでございます。まずは、それぞれの皆さんにその義務となっているということを理解していただきながら、努力をしていただくということも大事だろうというふうに思っております。

できることから始めていただくルールということで、できルールというキャッチコピーもつくりまして、県民の皆さんにその周知もさせていただいているところでございます。

リーフレットなんかもつくって配付もさせていただいておりますけれども、さらにこれから障がいの種別ごとに取組の例のようなものを広く紹介もさせていただいて、普及促進に努めていきたいと思っております。

さらに今後、障がい者の当事者の団体の皆さんの御意見も伺いながら、財源のほうも何とか少しでも努力をさせていただきながら、そのいろんな施設の整備等が進むように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／私からは、県民や市町への補助制度の周知についてお答えをいたします。

国土交通省の補助金は、高齢者、障がい者に配慮したまちづくりとバリアフリー化を一体として推進するものを支援対象としております。

これに対し、県の補助金は個々の施設におけるスロープや手すりの設置、トイレの拡張などのバリアフリー化をきめ細かく支援するものとなっております。

県の補助制度につきましては、これまで商工会議所などを通じたチラシの配布や、企業への出前講座などの場でも事業者の方に積極的に周知しておりまして、改めて商工会議所の会員向けメールマガジンや県の広報などによって情報提供をしております。

また、御指摘いただきました国の補助制度につきましては、まちづくりに関する計画策定の主体となる市町に対し、県の補助制度と併せて改めて周知を図り、活用を促していきたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／これからはしっかり周知をいただけるということではありますが、おもてなしのバリアフリーの県の事業ですが、去年が10件、今年が8件ということですので、なかなか周知されていない、もっと周知いただいて、さらに業種も広げていただくこと期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。

これからの本県の農業政策についてお尋ねをいたします。

日本の農業は時代とともに変化を続けておりますけれども、1999年に担い手の育成、確保や農村振興など、農業政策の基本的な方向性を示すものとして、食料農業農村基本法が制定をされ、食料の供給率の向上を図ることが盛り込まれております。

その後、農業従事者の高齢化、人口減少が進む中、2018年に2030年までの12年間を対象にした基本法の改正が行われまして、今年の6月には国民一人一人の食糧安全保障を基本に、中心に位置づけ、農業生産の基盤など食料供給能力を確保することが重要であるとする改正基本法が施行しました。

そこで、本県の農業政策について、何点かお尋ねをいたします。

まず、地域計画についてお尋ねをいたします。

改正法では、令和7年3月までに農業者の高齢化、人口減少に伴う耕作放棄地の発生、増加など、地域が抱える農業課題や農地の集約に向けた方針について話し合いを行って、10年後の地域農業の姿を地域計画として定めるとしております。

しかし、必ずしも地域の農地をそこに住む住民が耕作するとは限りません。

ほかの地域から耕作に来ている人は、都合が悪くなったり、作業効率が悪いとなると手放す可能性があります。

10年後の地域の姿を示す理想とする地域計画を作成するために、どのように指導されているのか、また、地域計画の進捗状況についてもお尋ねをいたします。

次に、食と農の温暖化対策について伺います。

本県の農政は、いちほまれなどの品種改良などによる高温対策が図られているとは思いますが、温室効果削減対策、温暖化対策が弱いようにも思います。

有機農業は化学肥料へ農薬を使わないことから、20%以上の温室効果ガスの削減効果があるとされておりまして。

農業の生産コストが上昇する中、農業経営を安定化させるためには付加価値の高い有機農業を推進することが重要だと考えます。

越前市では、有機農業を進めながら、その後の流通、消費、廃棄、循環まで一貫した地域ぐるみの脱炭素社会の実現を目指して、今年の5月には県内初となるオーガニック都市宣言を行いました。

資料2を御覧いただきたいと思います。

越前市のフロー図です。

越前市の推進体制として、農協や生協、社協の3協と行政が地域一体型の食と農の温室効果ガス削減運動を展開いたしております。

具体的には、有機農業や中干延長、天日ではなく中干延長など生産時の削減、フードマイレージを意識した地産地消による運搬時の削減、フードロス対策など小売時の削減、食事の食べ切りなど、食事の際の削減、また、水切りなどの廃棄時の削減など、温室効果ガス削減を一体的に進めております。

県では、福井県農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定しておりますけれども、この越前市の取組をモデルに脱炭素社会の実現を目指して、有機農

業の推進から流通、消費、廃棄、循環まで一貫した食と農の温暖化対策を県としてもより一層進めてはどうかと思います。

知事の所見をお伺いいたします。

地球温暖化の進行は、気候変動を引き起こし、世界的にも、そして日本全国各地で深刻な自然災害が発生いたしております。

今や気候変動に対する対策は世界的な課題となっており、地球の未来を守るためにも急務な課題となっております。

製造などでは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出対策に加え、他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出対策、そして、それ以外の事業者の活動に関連する他社の排出対策、いわゆるスコープ3というわけですが、系列企業にまでも対策を求める時代になってきております。

本県も温室効果ガス削減について、2013年末比で2030年までに49%の削減を目標に設定しているわけです。

農業分野でもなお一層の温室効果ガス削減に取り組まなければならないというふうに思います。

水田では、二酸化炭素の25倍の温室効果のあるメタンガスの発生が指摘をされております。越前市では、このメタンガスの発生を抑制するために、地元の農協とともに水田の中干延長に取り組んでおります。

そして、この抑制された分をJ-クレジットという形で、地元企業と排出権取引を行う取組を組織的かつ大規模に取り組んでおります。

資料3を御覧いただきたいと思います。

県有林でクレジット制度を活用しておりますので、農業政策においてもJ-クレジットを推進してはどうかと思います。

所見をお伺いいたします。

米価の維持について伺います。

今年6月末の米の在庫が近年の中で最も低い水準になったことから、8月から9月にかけて、店頭から精米がなくなるといった事象が発生し、令和のコメ騒動と称されました。

この米不足の背景には、昨年度産米の、米の品質が猛暑で白く濁るといった高温障害が発生し、精米の歩留まりが低下したこと、さらには家庭の需要が顕著に伸びたこと、また、インバウンドを含む業務用米の需要が回復したことなどで想定以上に主食米の需要が増加したことが要因とされております。

肥料や燃料費など、農業の生産コストが上昇する中、食糧の安定供給を図るために農業従事者の所得の向上、農業経営の安定化が期待をされております。

農家の生産意欲を高め、供給能力を確保するために、今後も今の価格を維持することが重要ではないかと思っております。

県として、具体的にどのような対策を講じるのかお尋ねをいたします。

有機栽培で生産した食材を学校給食に利用するオーガニック給食についてお尋ねをいたします。

オーガニック給食を推進することで、子どもたちの健康の維持に加え、有機栽培を目指す

農家の生産意欲につながり、生産拡大にもつなげることができます。

韓国では、学校給食に有機農産物を採用することで、有機栽培の拡大に大きく寄与したと聞いております。

越前市では、期間限定ではありますが、コウノトリ呼び戻す農法米を市内小中学校全校で学校給食に取り入れております。

提供時には、子どもたちに生き物を育む農業への理解や生産者への感謝を促しております。私も9月の一般質問において、オーガニック給食の推進を提案したところ、生産量や価格、調理の手間といった課題があると答弁がありました。

オーガニック食材には、子どもの健康維持の面で多くのメリットがあることから、課題の解決に取り組んでいただきまして、教育の面から学校給食におけるオーガニック給食を推進してはどうかと思います。

県の所見をお伺いいたします。

越前市では、コウノトリブランドとして有機農産物やその加工品の販売促進を行政が率先して行っております。

もともと付加価値の高い有機栽培で生産した農産物を日本酒や味噌、お菓子などに加工し、付加価値をつけて販売することで、農家の収入が増加をしております。

こうした取組を県下全域に広げ、地元の生協や農協で販売する有機農業の6次産業化を目指してはどうでしょうか。

県の所見をお聞きいたします。

いちほまれのブランディングについて伺います。

ブランディングは商品やサービス、企業の付加価値を認識してもらい、他社とは違う独自の存在を確立することです。

いちほまれでは、お菓子からお酒まで幅広く展開はしておりますけれども、幅を広げ過ぎて、かえって米の差別化、ブランディングを阻害してはいないでしょうか。

ブランディングが確立していると、ターゲットを絞った効果的なマーケティングができるようになります。

いちほまれのブランディングについて、ターゲットの設定をどのような考え方を進めているのか、県の所見をお伺いいたします。

以上、お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、越前市の取組モデルとした食と農の温暖化対策の推進についてお答えを申し上げます。

議員がいろいろと今、御説明いただきましたけれども、本当に越前市、坂口地区を中心にコウノトリを呼び戻そうということで様々な工夫をされて、本当に有機農業にまでウイングを広げて、それを今度、地域のブランド化にしているというところ、大変トータルな取組としてもとても素晴らしいというふうに日頃から感じているところでございます。そういう中で、越前市におきまして、昨年につきましては、昨年の3月に県として、みど

り基本計画というものをつくらせていただきまして、その中で有機農業の推進のためのモデル区域ということで認定をさせていただきまして、市の協議会に県も参加いたしまして、国の事業を活用しながら、一緒に話を進めさせていただいているというところでございます。

具体的には、温室効果ガス、これの削減量なんかを見えるような形にするということで、見える、選べるという意味で、見えるラベルというのがあるんだそうですけれども、これを使って有機、もしくは特別栽培米、こういったもののPRもさせていただいております。また、有機農法、今、おっしゃっていただきましたが、小中学校で、そのお米を提供していただいているということもあると伺っております。

また、東京とか軽井沢とか、越前市内もそうですけど、例えば、有機米であったり、それで作ったおせんべいとか、お酒とか、こういうことの販売もさせていただいているというところでございまして、一定の効果を上げていているというふうに考えております。

この越前市の取組をさらに推進しよう、応援しようということで、一つには環境保全型の直接支払であるとか、また、除草機、こういったようなものを応援していく、こういったこともさせていただこうと考えておりますし、また、食と農の博覧会であるとか、食べて当てようキャンペーン、こういうようなものも活用しながら、消費者の皆さんによさを分かっていたく、こういったPRもしていきたいというふうに思います。

さらに、おいしい福井食べ切り運動というのがありますけれども、これを使って食品のロスをなくしていくことも大事だというふうに考えておりまして、こういったことを通じまして、食と農を通じた自然豊かなふるさとと環境を守る取組、こういったものを進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私からは5点、お答えいたします。

まず、地域計画の作成に向けました助言及び進捗状況でございます。

地域計画は各集落で、平成26年から策定してまいりました人・農地プランを土台としておりまして、地域での話し合いによりまして、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものであり、10年後の目標を示した地図、目標地図の添付が必要とされております。

話し合いが進まない地域もありましたので、県では今年の6月から7月にかけて、全市町と意見交換を行いました。

取組が遅れていた市町に対しましては、先行している市町の情報を提供し、具体的な進め方などにつきまして、指導、助言を行いました結果、現状では遅れを取り戻すことができっております。

全市町が来年の3月までの期限内に地域計画を策定できる見込みとなっておりまして、引き続き、農業会議や農林水産支援センターなど、関係機関とともに市町を支援してまいります。

続きまして、農業政策におけるJ-クレジットの推進についてお答えいたします。

J-クレジットにつきましては、温室効果ガスの削減に向けた取組に要する費用に見合う

クレジットの売却益が得られるのであれば、農業分野における活用の力強い後押しになるものと考えております。

水稻栽培における中干期間の延長につきましては、現在農業試験場におきまして、水稻の収量あるいは品質に与える影響の調査をしているところでございまして、今後、調査結果を踏まえ、採算性なども考慮しながら、関係機関と導入可能性について協議をしてみたいと考えております。

続きまして、米農家の生産意欲の向上と供給能力の確保に向けた米価維持の対策でございます。

令和5年度の在庫減による需給逼迫に加えまして、今年の猛暑、インバウンド需要の増加などの影響によりまして、米価が高騰しております。

その一方で、肥料や燃料などの農業資材価格も高止まりしておりまして、生産者が米づくりを続けられる価格が維持されるということは大変重要と考えております。

現在、国において改正されました食料・農業・農村基本法に基づき、合理的な価格形成に向けた食料システムの構築に向けまして、適切な価格転嫁を進めるための仕組みの検討が進められておりますので、その状況を注視しますとともに、より実効性のあるものとなるよう要望していきたいと考えております。

また、関係機関とともに需要に応じた生産を進めるとともに、生産者が再生産できる価格が保たれるよう今回の補正予算で計上させていただきました事業も活用しながら、消費者の理解促進に努めてまいります。

続きまして、有機農産物加工品の販売促進の圏域展開と、有機農業の6次産業化の推進についてお答えいたします。

県では、エコ農産物の販売促進に向けまして、福井産食べて当てようキャンペーンにおけるポイントの加算や、食と農の博覧会における有機特別栽培農産物の生産者の出展、啓発パネルの展示などによりまして、消費者の理解醸成や消費の促進を図っております。

有機加工品につきましては、加工品として有機JAS認証を受ける場合に、加工工程で化学物質等の使用を極力控えた製造を求められるといったことなど、ハードルが高く、認証された商品としましては、味噌とか酢がございませうけれども、まだまだ少ないというのが現状でございます。

県としましては、引き続きキャンペーン等を通じまして、エコ農産物の販売を促進してまいります。

また、有機農業で生産された農産物など、地域資源を活用した加工品開発や加工機械などの導入を支援しておりますので、そうしたこともPRしながら有機農業の6次産業化につなげていきたいと考えております。

続きまして、いちほまれブランディングのターゲット設定でございます。

いちほまれにつきましては、第3次ブランド戦略に基づきまして、高価格帯販売と生産量の拡大を両立し、ブランド米としての全国での定着を目指しております。

デビュー当初から、30代から60代の主婦層をターゲットにしたテレビCMの放映や百貨店、高価格帯スーパーでの店頭での試食販売、それからコンビニおにぎりなどの商品化によりまして認知度を高め、販売量を伸ばしてまいりました。

ご飯として食べる以外に、お菓子とか酒などの加工品にも使用されておりまして、様々な場面でロゴマークが表示された商品が店舗に並ぶということは、ブランドの認知度向上につながるものと考えております。

今後もブランド米として全国で定着することを目指しまして、日常のあらゆる場面でターゲット層を中心に、広く情報を発信しながら販売拡大に努めてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、オーガニック給食による食育の推進についてお答えをいたします。オーガニック給食の提供には、生産量が非常に少なく、種類や量の確保が困難であること。また、大きさや形がそろえづらいため調理に手間がかかること。

また、価格が高く、給食費で賄うことが難しくなることなど、多くの課題があるというふうに認識をしております。

9月議会でも申し上げたとおりでございますけれども、課題解決に向けて取り組んではどうかということでございます。

価格が高いという課題につきましては、農林水産部におきまして、学校給食で提供する有機米と、それから給食の基準米であるハナエチゼンなどとの差額の3分の1を市町に支援しております。

また、生産量につきましては、2030年度までに有機農業特別栽培の取組面積3割増を目標として取り組んでいるというふうに承知しております。

やはり生産量、また、価格の面から、現状においてはオーガニック給食をお米以外に拡大していくことは難しいかなというふうに考えているところでございます。

一方、食育の観点からは、事業等におきまして、環境に配慮した農法や循環型農業の取組などを学ぶことは大切であるというふうに考えておりまして、できるだけこうした機会を持つよう努めてまいりたいと思います。

議長／三田村君。

三田村議員／知事以下、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

教育長は、今回かなり答弁が多いんですが、お時間があつたら後ほど、もう一度、その点についてお聞きをしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、鳥獣害（ツキノワグマ）対策についてお尋ねをいたします。

今年のツキノワグマの分布地域は拡大をし、推定個体数も増加傾向にあり、人の生活圏にも近づいているということでもあります。

先日も、秋田県の住宅地にあるスーパーマーケットにおきまして、従業員を襲ってけがをさせ、店内に入り込んでいたクマが捕獲された事件が発生いたしました。

また、一昨日は大野市においても住宅街でクマが出没し、捕獲されております。

今年は県内でその人的被害はありませんが、人里周辺に定着したクマがいる可能性も指摘されており、今後も警戒が必要であります。

私の住む味真野地区においても、住宅地の近くや公園等にクマが出没し、日々の暮らしに不安を感じているところでございます。

クマによる被害は、ほかの野生鳥獣に比べて農作物被害が少ない一方で、人身被害の発生リスクが高く、死亡などの重大事故につながる可能性もあります。

6月議会において、ツキノワグマを特定鳥獣保護計画から管理計画に見直すことを提案をさせていただきました。

今、県においては個体数の調整のための捕獲が可能となる特定鳥獣管理計画の見直しに向けて議論が行われております。

そこでお聞きをしますが、クマの捕獲目標数です。

管理計画では、クマの出没が多い集落に隣接する山林等に区域を設けて、捕獲を進めるとしてありますが、捕獲目標数をどのように設定するのでしょうか。

また、個体数を減らすために計画的に捕獲するとしており、新たに管理強化区域を設定するとしております。

どのように区域を設定し、そして、その区域内でどのような体制で捕獲するのかお尋ねをいたします。

クマの捕獲方法について伺います。

ツキノワグマの捕獲には、ドラム缶檻を仕掛けて捕獲する方法が一般的であります。

しかし、県内ではシカやイノシシ用の罠に誤ってクマがかかる錯誤捕獲が後を絶たず、クマの有害捕獲に至るケースの9割を超えるということであります。

資料4を御覧いただきたいと思えます。

福井新聞に掲載されたグラフであります。青が錯誤捕獲ということになっております。

県内では、錯誤捕獲が原因とみられる人身事故がたびたび発生をしております。

越前市では、昨年度はドラム缶檻を捕獲したクマの実績はないと聞きました。

私の町内でも、くくり罠に誤ってクマがかかり、捕獲したところ、指先だけが罠にかかっていて危うく大惨事になるところだったという話もお聞きいたしました。

計画的に捕獲するにしても、安心してクマを捕獲できる方法を検討する必要があるのではないかというふうに思います。

所見をお聞きいたします。

あわせて、管理計画が策定されることで捕獲した場合の支援策をどのように拡充していくのか、所見をお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／ツキノワグマ対策につきまして、4点、お答えをいたします。まず、管理計画の中で、捕獲目標数をどのように設定するのかといったお尋ねでございます。

捕獲目標数につきましては、現在、調査中の推定個体数を基に設定してまいります。

設定に当たりましては、学識経験者、猟友会、市町などで構成する特定鳥獣管理計画検討会の意見を踏まえることとしておりまして、これまでの検討会では、人身被害防止に万全を期すため、現在の捕獲上限数、今は年156頭でございますが、これを上回る捕獲目標数を設定すべきといった意見も出ております。

来年1月までに個体数の推定作業を終え、これを基に速やかに捕獲目標数を設定してまいります。

続きまして、管理強化区域の設定と、その区域での捕獲体制についてのお尋ねでございます。

管理強化区域につきましては、県、市町がそれぞれ設定をいたします。

まず、市町がこれまで出没が多かった集落の山際からおおむね200メートルまでの山林を管理強化区域に設定します。

その上で、過去にクマによる人身被害が頻発し、市町だけでは対応しきれない場所については、市町と協議をし、県が管理強化区域に設定をします。

また、管理強化区域での捕獲につきましては、基本的に市町の有害鳥獣捕獲隊員を中心に進めていくこととなりますが、これまでクマの出没が少なかった市町では、捕獲技術が不足しているなどの課題もございます。

このため、県では市町に対し、捕獲従事者に対する研修会の開催や専門家による現場での技術指導などを行っておりまして、引き続き、市町の捕獲体制が強化されるよう支援をしてまいります。

続きまして、計画的に捕獲するにしても、安心してクマを捕獲できる方法を検討する必要があるのではないかといたしてお尋ねでございます。

個体数を減らすための計画的な捕獲につきましては、クマを捕獲する罠を箱罠に限定し、捕獲従事者の安全確保を図ることとしております。

また、安心してクマの捕獲を進めるためには、技術の向上が必要なことから、先ほど答弁させていただきましたとおり、市町に対しまして、捕獲従事者に対する研修会の開催や専門家による現場での技術指導などを行っております。

現場での技術指導では、頑丈なクマ用の箱罠を用いて、センサーカメラで罠の状況を確認するなどの方法について指導をしております。

なお、くくり罠によるクマの錯誤捕獲を防ぐため、県から市町や捕獲従事者に対し、クマの手足より小さいサイズの罠を使用する、あるいはシカが好むエサでシカのみを誘引して捕獲するといった技術的な指導を行っているところでございます。

続きまして、管理計画が策定されることで、クマを捕獲する場合の支援策がどのように拡充されるのかといったお尋ねでございます。

現在、クマの有害捕獲につきましては、捕獲従事者に対し、報奨金として1頭当たり1万4000円の定額を支給しております。

これとは別に、管理計画策定後に新たに市町が行う個体数を減らすための計画的な捕獲につきましては、国の交付金の対象となりまして、捕獲実績にかかわらず、見回りや捕獲個体の処分なども含めた活動全般に対し、支援される見込みでございます。

議長／三田村君。

三田村議員／答弁いただきましたが、新たな見回り等のことについては、ぜひうまく地域に周知いただきたいと思います。

ただ、捕獲の方法を箱罾で捕獲するというのがうまくいかないから、ほかのシカやイノシシの罾にかかってしまう。

それで今の箱罾で計画的に捕獲ができるのかということが非常に疑問を感じるところです。もっと計画的に取れる方法を、もっと先進的なというか、検討いただいたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

それでは、再質問になりますが、教育長にお聞きしたいんですけど。

議長／残り時間があまりありませんので、簡潔をお願いします。

三田村議員／オーガニック給食、量とか、それから価格とか、調理の手間って、そういう環境を整えているのか、まずそのことを整えてから、量が足りないということになるので学校、この前お話を聞きましたら、生産者は袋に入れてお店に持って行っても売れ残ったら持って帰ると、そのことが一番つらいというようなお話をされておりました。

学校給食でやっぱりしっかりと量が確保できるし、50人の学校でできるなら50人の学校でやると。

議長／答弁時間を考えて質問してください。

三田村議員／いうことがあってもいいのかなと。

これを要望としてそのことを検討いただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の、中村綾菜です。

当たり前の声を当たり前議会にをモットーに活動させていただいております。

本日はひとり親の方々、そして不登校の子を持つお母さん方などから切実な声をいただいておりますので代弁をさせていただきます。

まず、ひとり親支援について質問をいたします。

福井県の第5次ひとり親家庭自立支援計画によりますと、福井県内のひとり親家庭は心理的及び経済的負担が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに困難な状況を直面しています。

特に子育て安定した就業の両立が課題とされています。

福井県内のひとり親家庭、母子、父子家庭は約6600世帯、2020年で全一般世帯の約2.3%を占めています。

小学生以下の子どもが約8割を占め、親は子どもの進学や生活向上への支援を必要としております。

母子家庭の平均年収は約274万円、父子家庭では約359万円です。いずれも福井県の平均勤労収入を大きく下回っており、困窮していると思われる150万未満の母子家庭世帯は母子世帯全体の15.7%を占めております。

そこで、本日は4つ、ひとり親支援についての質問を行います。

まず、支援制度の周知徹底について、計画の中ではひとり親家庭への支援制度について、制度または事業を知らないと答えた家庭が約45%に上り、情報提供の不足が課題となっております。

必要制度について県としてどのような情報提供や周知活動を行っているのでしょうか。

支援制度を知らない家庭が約45%に上る現状を受け、今後どのように周知拡大を図っていくのか知事にお伺いをいたします。

ひとり親家庭への支援としては、習いごとやスポーツ活動の費用支援、資格取得の支援のニーズが高く、県では令和5年度から子どもの習いごとやスポーツ活動への支援を開始していただき、大変助かっているという声をいただいております。

しかし、福井市を含む一部の市町、3市町でまだ生徒が導入されておらず、支援を受けられていない家庭があったり、対象が4年から小学校6年のみという課題もあります。

今後支援の拡充などを検討していただきたいと思いますが、こちらは市町との協議もあると思いますので、今回は課題提起にとどめさせていただきます。

続いて、離婚前後の経済的支援策の拡充について、近年核家族化の進行や、親族からの支援が得られない家庭が増加をしております。

特に、シングルマザー家庭では経済的困難やDV被害など、深刻な問題に直面するケースが多く報告されております。

離婚協議中の別居やDVからの避難時には公的支援が十分に行き届かず、生活の安定が困難な状況にあります。

離婚協議中の別居期間中、特にDV被害により緊急避難を余儀なくされた場合、生活費や住居費の負担が大きくなります。

このため離婚前でも利用可能な生活支援資金の貸付制度や住居確保のための補助金を設け、経済的負担を軽減することが必要です。

離婚前の別居期間中の生活費や住居費支援の利用状況と利用促進のための課題について教えてください。

次に、児童養護施設以外の一時預かり施設の整備について。

保護者が病気や出産、冠婚葬祭や学校行事などでどうしても養育できない場合に預けることができる制度、子育て短期支援事業、ショートステイがあります。

しかし利用できる施設は主に児童養護施設です。養護施設に対して預けることに抵抗がある、子ども自身が行きたがらないということで利用ができていないというのが現状で

ざいます。

県として児童養護施設以外での一時預かり施設の拡充や里親の受入れ拡充を検討しているのでしょうか、お聞きをいたします。

最後に就業支援について、ひとり親の方だけではなく、子どもが小さい母親からハローワークでの求職活動において正社員職を見つけることが難しいとの声がよせられております。特に子どもが小さいということやシングルマザーであることが採用において、不利に働いている可能性があるということをご指摘させていただきます。

本県のひとり親就労促進として、自立支援プログラム策定制度がありますが、ハローワークでのプログラムの策定を進められなかった企業への雇用の働きかけなどはしてもらっていないといった声もいただいております。

ひとり親だけでなく、子育て中の母親に対する偏見や採用時の不利な扱いを防ぐため、企業への啓発活動をしっかりとやっていただきたいですし、就業支援窓口におけるひとり親や子育て中の母親の雇用に積極的な企業の情報を求職者に提供する取組などしっかりとやっていただきたいと思っております。

福井県では、福井県母子家庭等就業自立支援センターを通じて、一人親家庭の就業支援を行っておりますが、正社員としての就職が難しいという声が多くあります。

一人親家庭の就業支援の現状と課題をどのように認識しどのような対策を進めていくのでしょうか、知事の見解をお伺いします。

また県ではひとり親家庭の応援に積極的に取り組む企業を福井県ひとり親家庭等応援企業として認定しております。

この制度の認知度を高めより多くの企業が参加するよう促進し、ひとり親家庭の就業機会を拡大していただきたいです。

この制度を活用したひとり親家庭の就業支援をどのように進めていくのでしょうか。

また、認定企業の拡大に向けてどのような取組を行っていくのでしょうか、お聞きをいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／中村議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、ひとり親家庭への支援制度の周知拡大についてお答えを申し上げます。

本当にいろんなところでお話を伺っていますけれども、ひとり親というのは男性の場合も女性の場合も非常に厳しい状況に置かれている。

特に子育てしながら就業口を探したりとか、よりスキルアップしていかなければいけないので、そういう意味では子どもをどうやって面倒を見てもらうかということで、大変なご苦労をされていることはよく承知いたしております。

そういう中で、支援制度の周知の拡大という御質問につきましては、まずはアンケートの中でも、例えば児童扶養手当であるとか、医療費助成といった、日頃から対象となるような場合、こういったものについての認知度は非常に高い、ほとんど皆さん御存じということでございますが、時々お世話になる、例えば職業訓練の促進給付金とか、生活困窮者の

自立支援制度、こういったものについては、やはり知らないまま通り過ぎていくということが多いということも伺っているところでございます。

そういう意味で、これまでも離婚届を出されるときに相談窓口で、そうしたトータルのリーフレットみたいなものをお渡しするというようなこともさせていただいてきましたけれども、さらに皆さんからSNSなんかをもっと活用して積極的にプッシュ型で教えてほしい、こういうようなことを含めて要望いただいているところでございまして、昨年度からSNSを活用しまして、児童扶養手当の申請であるとか、セミナーがありますという御案内、こういったことをテーマごとに情報提供をさせていただいているところでございます。さらに、これからも就業支援の講習会が始まりますよとか、子どもの就学なんていうような、そういうタイミングにあわせて求められている情報をタイムリーに出せるようにしていく、こういうことは実は子育て支援だけではなくて、いろんなところで県の施策がよく分からないというお話を伺っておりますので、これはDX全体を通じて、県全体の施策についても含めてやっておりますけれども、確実に必要なところに情報が届くようにする、こういったことについてのさらに努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、ひとり親家庭の就業支援の現状と課題についてお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、まずは、何とか職場での給与とか処遇をよくしていく、また、子どもの面倒みられるような時間が作れるような会社に勤める、こういったところが見つけられるようにしていかなければいけない、正規就労であるとか、キャリアアップを図る、こういったことが大変重要だというふうに認識いたしております。

そういう中で、県の母子家庭等就業・自立支援センターにおきましては、ハローワークの就職支援ナビゲーターなんかと連携をしまして、就職先の紹介であるとか、斡旋もさせていただいているところでございまして、正規就労されている正規職員の割合というのも、5年前に比べまして7ポイント上がって、53.4%まで上がってきているというところでございます。

御紹介いただきました、自立支援プログラム、これですけれども、これを受けていただきますと、職業訓練を受けるというときに、その期間は、生活費も見ていただいて、職業訓練を受けて、なおかつ、子どもの時間帯は面倒見ていたりとか、家事の応援もいただけるというわけで、そういう意味では大きくいえば、少なくとも安心して次のステップに向けての勉強をしていただけるという制度になっているわけでございまして、昨年度におきましても13名の方がこの支援制度で就業に結びついているということでございます。

そういう意味で、こういった制度があって、しかも今のお話ですと、職業の、就職口の斡旋がなかったというお話もありますので、こういった点については、よくハローワークとも連携を取らせていただいて、今申し上げたこの自立支援プログラムの趣旨にあった形で、安心してそのサービスを受けていただく。

またこのサービスがあることの周知徹底をさらに広げてやらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／ひとり親支援につきまして、3点お答えをいたします。

まず、離婚前の別居期間中の生活費、住居費支援につきましてお答えをいたします。

離婚前に別居して1年以上生活費が入らない、あるいはDV被害を受けて別居しているなどの子育て家庭には、生活費の支援として、児童扶養手当を支給可能でありますので、毎年10世帯程度、昨年度は11世帯に支給をしております。

また、住居費支援としましては、DV被害者の自立に向けた家賃支給や、返済免除つき住宅貸付の対象となります。

DV被害者に対して、毎年、対象世帯がない場合もありますが2世帯まで、そして令和4年度では1世帯を支援しております。

これらの制度を利用していただくためには、離婚前の段階で、経済的に困難を抱える家庭を把握し、支援があることを伝えることが課題となっております。

このため、一人親家庭の相談窓口だけではなく、DVや生活保護、戸籍の担当窓口などを関係する機関に各制度を改めて周知するとともに、対象と見込まれる方に情報を提供し、担当窓口につなぐように求めてまいりたいと思います。

次に一時預かり施設や里親の受け入れ拡充についてお答えいたします。

現在、全ての市町におきまして、ひとり親を含む子育て世帯対象に、子育て短期支援事業を実施しておりますが、受入施設が児童養護施設5か所、そして、乳児院2か所に限られております。

このために、施設数が少なく、空きがなく利用できない場合があること、特に乳児院は福井市、そして敦賀市にあるため、施設から遠い地域では子どもを預けにくいといった課題がございます。

このため、令和4年度から里親を受入れ先として拡充し、現在は4市町で実施体制を整えているところでございます。

昨年度の里親ショートステイの利用実績は、県全体のショートステイ利用の述べ1298人のうち、延べ93人となっております、中ではひとり親家庭が土日の仕事のため利用しているという例もございます。

県として、保護者が仕事や病気などの理由で子どもを家庭で見ることができない場合も、安心できる子育て環境を整えるために、里親ショートステイの利用事例などを市町で紹介するなど、その拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福井県ひとり親家庭等応援企業制度の活用についてお答えをいたします。

福井県ひとり親家庭等応援企業については、県独自に実施しております、不慮の事故などで親を亡くした子どもの就学支度金支給、また、ひとり親家庭の習い事支援などの取り組みに賛同をいただき、事業福祉事業基金に寄附をいただいた企業を認定するものとなっております。

認定制度を開始しました令和5年6月から、これまでに交通遺児やひとり親家庭の子どもの福祉向上のため、寄附いただいた企業団体のうち、応援企業としての認定を了解いただいたのは4社となっております、県のホームページなどによって広報しております。

ひとり親家庭などの応援企業は、あくまで困難な家庭環境にある子どもの育ちをサポートしたい企業としての位置づけとなっておりますので、短時間勤務や子どもの看護休暇取得

など、柔軟な働き方を認める企業の拡大に向けましては、ふくい女性活躍推進企業の登録制度、あるいは社員ファースト企業宣言制度などを活用し、ひとり親を含めまして、社員が働きやすい職場環境づくりの取組を広げていきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／御答弁ありがとうございます。

就業ですが、就職斡旋が53.4%、自立支援プログラムが13名と、私はそんなに多い数字ではないというふうに感じましたし、認定企業に関しましても4社と、まだまだ伸びしろがあるのではないかとこのように感じさせていただきました。

あと離婚前の別居期間中の生活支援、住居費支援の利用状況ですが毎年10世帯程度、DVに関しては2世帯と、本当にこれは少なすぎだというふうに思いますので、ぜひ令和5年度で言いますと離婚された方が942組ございます。

ぜひ、周知拡大をお願いしたいというふうに思っておりますし、里親の養護施設以外の一時預かりの拡充についても4市町しかやっていないです、ほかの市町まだやってないところもありますので、ぜひ協議していただきたいというふうに思っております。

すみません、これも要望にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、こども・子育て応援について質問をいたします。

福井県では、次期こども・子育て応援計画において、全ての子どもとその家庭が安心して暮らせる環境づくりを目指しております。

子どもの生活環境や教育環境を改善することは将来を担う人材育成に直結をいたします。福井県が推進するこども・子育て応援計画の中で、子どもたちが平等に安心して成長できる社会を実現するため、具体的かつ実効性ある取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

そこで今回は3つ、子ども食堂の支援拡充と一時預かり、産後ケアの充実について提案をさせていただきます。

まず、子どもの貧困対策について。

計画の中では、子どもの貧困対策が重要な柱の一つとして掲げられております。

特に、教育格差の解消や栄養状態の改善が必要とされております。

これらの改善には子ども食堂や学習支援が重要な役割を果たしております。

現在、福井県内では多くの団体が子ども食堂や学習支援を自主的に運営していただいておりますが、福井県としては国の補助金を利用して支援をしていただいているほか、福井県社会福祉協議会では子ども未来支援事業として子ども食堂の開設経費の一部を助成していただいておりますが、助成額や対象団体数には限りがあります。

これらの団体が安定的に活動するためにはさらなる支援が必要となっております。

他県の事例では、熊本県が県独自の事業として子ども食堂支援事業を行い、地域の子どもたちが無料または安価で温かい食事を取れる機会を提供しております。

また、千葉市では全市を対象に給食費を無償化する政策を進め、家庭の経済的な負担を大幅に軽減しております。

これらの成功事例を踏まえ、福井県でも同様の取組の実施や団体への活動支援の拡充が必要であると考えております。

県では具体的な支援策としてどのような取組が検討されていますでしょうか、お伺いをいたします。

また、計画の中ではすみずみ子育てサポート事業の充実や産後ケアの充実が具体的な重点政策として位置づけられております。

これらは特に出産直後の母親や子育て中の家庭を支える上で非常に重要な取組です。

しかし、現状ではこれらのサービスが十分に整っていない地域や具体的な課題が多く残されていると感じております。

例えば、福井市では産後ケア事業として助産師による授乳指導や育児相談、乳房のケアなどを提供していただいておりますが、国の制度で利用できる対象者が限られているということからすべての女性が産後ケアを受けられるというわけではありません。

他市町では利用できる施設やサービスの種類に限りがあります。

また、県内のショッピングセンターや美容室、エステの近くに一時預かりの施設がほとんどなく、気軽に子どもを預けられないとの声があります。

福井駅周辺の便利の良い一時預かり施設では、時間帯によって制限があり、予約が取れない状況で利用者のニーズを十分に満たしているとは言えません。

福井県内の現状について、産後ケア施設や6か月未満の一時預かりサービス、ショッピングセンター等でのサービス提供状況はどのようになっていますか。

また、これらの支援が不足している地域に対する対策や産後の母親が利用できる一時預かりサービスの拡充など利用しやすい体制の制度について、どのような具体策を検討されていますでしょうか、お聞きをいたします。

すみずみ子育てサポート事業については、利用者からは料金が高く利用したくても利用できないという声が多く寄せられております。

一方で、この事業は多くの家庭にとって必要不可欠な支援であり、利用しやすい料金設定が求められております。

また、事業者からは現在の料金設定と補助金額では、事業を成り立たせることが困難との声が上がっております。

人件費や運営コストの上昇を踏まえると、現行の補助金制度では、十分な運営が厳しい状況でございます。

すみずみ子育てサポート事業は、家庭や地域にとって不可欠な子育て支援策であり、その持続可能性を確保することが急務です。

利用者、事業者、市町のすべての関係者にとって負担の少ない仕組みを構築するため、県として具体的かつ実効性のある施策を迅速に講じていただきたいと考えております。

福井県として利用料金の負担を軽減し、より多くの家庭が気軽に利用できるようにするために、補助金の増額を利用料金の見直し、また事業者が持続可能な運営を行えるように補助金の引上げや支援策の充実をどのように検討されているのでしょうか、お聞きをいたします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／3点お答えいたします。

まず、子どもの貧困対策についてお答えいたします。

子ども食堂につきましては県内で60か所以上実施されており、県そして市町では子育て家庭への見守り、そして家庭に困難を抱える子どもの居場所づくりなどの活動を助成しております。

令和5年度では25団体に助成をしております。

また、県では企業から賞味期限の近くなった食品の提供を受けまして、希望する子ども食堂に配布する支援も行っており、今後もフードドライブなどにより運営をサポートしてまいります。

子ども食堂などの場に出ることが困難な家庭の支援も必要となりますので、配食サービスを活用したアウトリーチ型の支援の実施に向け、子ども食堂と県市町と意見交換の場を設けるなど、地域における見守り活動の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に産後ケア施設や6か月未満の一時預かりの現状及び利用しやすい体制の整備についてお答えをいたします。

出産後の母子の心身ケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業は県内全市町が実施しておりまして、昨年度の年間利用の実人数は766人、出生数の2割となっておりますが、今御指摘いただいたとおり、地域によって利用施設の数やサービス内容に違いがございます。また、施設での一時預かりは、昨年度に3団体増えており25事業者となり、延べ利用者数は直近で7000人以上に増加しております。

6か月未満児の預かりが6事業者、商業施設などでの預かりが12事業者の状況になっておりまして、児童の状態に応じた受け入れや実施場所の拡大について利用者ニーズを考慮しながら、引き続き検討が必要と考えております。

県としては産後ケア施設や一時預かり施設がより利用しやすいサービスとなるよう事業主体である市町と緊密に連携してまいります。

また、産後ケアにつきましては、市町を越えた利用が可能となるよう、今年度から医師会、助産師会と今年度から集合契約を進めておりまして、13市町が参加している状況です。

引き続き全市町への拡大に向けまして、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。最後にすみずみ子育てサポート事業の見直しについてお答えいたします。

すみずみ子育てサポート事業は、子の一時預かりや送迎、生活支援などのサービスを利用した際の料金に対して、補助基準額を1時間700円と設定し、第1子は半額、第2子以降は原則無料となるよう県と市町が料金補助を行っております。

制度導入以降、安価な料金水準を維持してきており、昨年度は延べ3万7000人に利用されておりますが、近年の物価、人件費の高騰によりまして、現行の補助基準額では事業運営が厳しいとの声もいただいております。

このことから安定して子育てサービスを提供できるよう、市町とともに補助額や料金の適正水準などについて検討してまいります。

また、訪問型のシッターサービス事業者やリフレッシュ目的の利用ニーズも増加しており

ます。

事業環境の変化を踏まえまして、より多くの方に安心して利用いただけるよう、制度内容の充実を図ってまいります。

議長／中村君。

中村議員／答弁ありがとうございます。

子どもの貧困に関して、子ども食堂に関してですが、もうすぐクリスマスです。

母子家庭先ほど話しましたが、母子家庭向けに子ども食堂しているある団体さんへのお話でございますが、毎年クリスマスプレゼントを主に食材配布しておりまして、昨年300組くらい並ばれたそうです。

ホールケーキをそのときは配布したそうなんですけど、受け取った子どもたちが初めてホールケーキを食べたと喜んでたというふうに言うておりましたし、クリスマス限定のお弁当というのを配布したそうなんですけど、ちょっと豪華なお弁当で子どもと親の分、2食提供したそうなんですけど、子どもが今日と明日に分けて食べようっていうふうに言ったそうなんです。

これが現状なんです。

本当に子ども食堂さん、一生懸命やってくださっているとたくさんありますので、本当に困っているこういった家庭、たくさんあると思います。

ぜひ支援の輪を広げていっていただきたいなというふうにもこちら要望させていただこうというふうに思っております。

すみずみ子育てサポート事業についてでございますが、市町に聞き取りをいたしますと、事業者を増やしたいんだけど増やせないって言うんですね。

やっぱり予算に限りがあって、起業者を増やすと予算が増大していく、これが増やせないという現状なんです。

6か月未満の一時預かりが不足しているというのも重々理解していますし、産後ケアの施設も不足していると重々理解はしているのですが、というふうなことでもございました。

ぜひ市町に対する支援も増やしていただきたいという要望をさせていただきますし、気軽に利用していただくために利用拡大に向けて、無料クーポンとかお試しクーポンとか、デジタルクーポンなども配布していただければというふうに思っております。

こちら要望にとどめさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、不登校支援についてお伺いをいたします。

本県においても不登校児童生徒の増加が課題となっております。

全国の調査によれば、不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあり、2023年度には1567名に達しております。

その背景には、学業や人間関係の負担、家庭環境の問題などの要因が挙げられます。

このような現状に対し、不登校の子どもたちが安心して学び、自分らしく成長できる環境を整備することは急務でございます。

そこで、本日は3つ、不登校支援に関する提案をさせていただきます。

まず、包括的な支援体制の構築についてお伺いいたします。

学校現場での対応だけでは限界があるとの声が聞かれています。

不登校の背景は多様であり、児童生徒ごとに必要な支援が異なるからです。

そこで専門家を交えた不登校支援チームの体制の構築というものを提案いたします。

この支援チームは当事者と保護者、スクールカウンセラーソーシャルワーカー、養護教諭、教職員代表、担任、または管理職、教育支援センター、フリースクール等の学校外の居場所の代表者などで構成されます。

そうすることで、担任や学校ごとの対応のばらつきを防ぎ、一貫性のある支援をすることが提供することができます。

具体的な役割としては児童生徒、一人一人にあった個別支援計画の作成、学校内外での学びの場の提案と連携、保護者との連携強化、家庭での学びをサポートすることで定期的な会議を通じて支援内容の見直しや、調整を行っていくことができると思います。

不登校対応は現状チームで行っているというのは聞いておりますが、負担の割合が担任に偏りがちな状況を改善し、担任や学校ごととのばらつきを防ぎ、一貫性ある支援を提供するためにも専門家を交えたチーム体制を構築することを提案いたしますが、所見をお伺いいたします。

次に、ガイドラインの策定について。

現状学校や教員ごとに不登校児童生徒の対応が異なり、保護者とのトラブルや情報伝達ミスが発生することがあります。

これにより教員は情報収集や個別対応に多くの時間を割かなければならず、本来の教育活動に影響を及ぼしております。

そこで教員に向け不登校支援ガイドラインを策定することを提案いたします。

このガイドラインには不登校の要因や効果的な対応方法についての基本の情報、不登校相談窓口や校内外の支援施設、教育支援センターやフリースクール、ルサポート教室などの情報、Wi-Fiの貸出補助や家庭によって有利な支援情報など、全ての不登校の支援を載せます。

現場の負担を軽減しながら、不登校児童生徒一人一人に寄り添った支援を実現することができる福井県独自の教職員向けのガイドライン策定に前向きに取り組むことをぜひお願いしたいと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

もう一つ、チェックリストの作成についても提案いたします。

教員は保護者との連携や情報提供を子どもたちのそれぞれの状況にあった支援を行う必要があるため、保護者や生徒との間で混乱や伝達ミスが発生することもあります。

そこで不登校児童生徒の対応チェックリストの導入を提案いたします。

チェックリストには、出欠の連絡方法、登校刺激や家庭訪問の希望、登校時の配慮事項、保険室利用有無、オンライン授業の受講有無、フリースクールなど学校以外での居場所に関する情報の希望、教材や連絡物の受け渡し方法、経済的支援の選択肢等が書かれています。

このことにより児童生徒の状況や希望を迅速に把握することができ、保護者とのコミュニケーション向上にもつなげることができると思います。

敦賀市のある学校ではこのようなチェックリストを導入し、学校と家庭の円満な連携に成功している事例がございます。

不登校児童生徒の指導を強化し、教員の負担を軽減するために県全体で統一した対応チェックリストの作成と導入が必要不可欠です。

このチェックリストは、学校、保護者、児童生徒の間の円滑なコミュニケーションを促進し、不登校支援の質を向上させるものと考えております。

福井県としてこのチェックリストの策定に前向きに取り組むことをここで提案しますが、所見をお伺いいたします。

最後に、先日不登校の子どもを持つお母さんたちの教育長が直接意見交換を行う会が開催されました。

また、教育長自らフリースクールを視察されたとも伺っております。

この会合で教育長がどのような意見を聞き取り、どのような感想を持たれたのかお伺いします。

また、視察を通じて得られた気づきや感想、その後の具体的な施策への反映について、現在どのように考えられているのか教えてください。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から4点、お答えをいたします。

まず不登校対策について、専門家を交えたチーム体制を構築することについてお答えいたします。

県では、不登校の未然防止や初期対応、自立支援など不登校支援において、教職員が取るべき対応を段階的に示した福井県不登校対策指針というのを定めておりまして、各学校に周知しております。

この対策指針に基づきまして、各学校においては登校渋りなどの傾向が見られた初期段階から、担任だけではなく管理職、そして教育担当者などによるチーム会議を開きまして、個人状況シートを作成し、児童生徒の状況、情報を学校全体で共有しております。

また、欠席が続くような場合は、教員だけではなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフも同席したケース会議を開催しております。

この会議では、適切な支援の在り方について検討し、チーム学校としての取組につなげているところでございます。

次に福井県独自の教職員向け不登校支援ガイドラインの作成についてお答えをいたします。不登校支援の教職員向けのガイドラインといたしましては、今ほど申し上げました不登校対策指針というものがあるわけですが、先日の不登校の子どもさんを持つ保護者の皆さんとの意見交換させていただきまして、そうした意見を元に今回新たに福井の教育未来レポートというのを作成しました。

この中で学校が目指すべき姿、先生方が子どもたちと接する上で意識したいポイント、保護者の方々の思いに寄り添った対応をすることなどについて新たにまとめまして、その資料だけではなくて、解説動画もつくり、各学校に先日周知をしたところでございます。

また、あわせて、不登校への不安や悩みを抱えている児童生徒の保護者向けに作成しておりました、家庭学校連携サポートブックひとりじゃないよ、というのがあったんですけど、こちらを大幅に改定いたしました。

このサポートブックの中では、子どもに心配な様子が見られた際の接し方のアドバイスなどに加えまして、今御紹介ありましたような各地域の相談機関の一覧ですとか、学習ができる教育支援センターなどの情報も掲載したところがございます。

こうした冊子も活用しまして保護者の困り感に寄り添った対応ができるよう、教職員で共通理解を図っていきたいと考えております。

次に、不登校児童生徒の対応チェックリストの策定についてお答えをいたします。

これも意見交換の中で保護者の方から聞いた声として、毎朝毎朝欠席の連絡をするのが非常にづらいと声がございました。

また、別の方がそうした対応についてのチェックリストというものを自分たちでつくっているということを御紹介いただきました。

こうした意見を参考に、県では新たに学校と保護者のコミュニケーションが円滑に進むように、よりそいシートと呼んでおりますけれども、こうしたものを策定しましてこれも先日各学校に配布したところがございます。

内容としましては、今おっしゃっていただいたような出欠連絡の方法とか頻度をどうするか、家庭訪問頻度をどのぐらいにするか、あるいは学校から連絡する担当者は誰を希望するのか、プリントやお便りの受け取る頻度とか、方法をどうするのか、様々な項目について学校と保護者が話し合っ、それぞれに適した方法を選べるようにしたいというふうに考えております。

この寄り添いシートは児童生徒の実情にあわせて各学校で修正をしていただいて、活用できるようにしてございます。

保護者がどのように接してほしいか確認するための一つのコミュニケーションツールとして活用していただければと思っております。

最後に、不登校の子どもを持つ保護者との意見交換、そしてフリースクール視察後の所感についてお答えをいたします。

不登校のお子さんをもつ保護者の方々との意見交換会に参加させて頂きました。

保護者の方々抱える悩みや課題についてお聞きしたところがございますけれども、いずれも切実な御意見ございまして、さらなるサポートが必要だなと感じたところがございます。

今後は多様な子どもたちにとって学校をもっと楽しい場所にする、一人一人の個性に寄り添えるような場所にしていく、こうしたことのために子どもが主役の授業づくり、学校づくりを推進していく必要性を改めて感じました。

また、フリースクールの視察をさせていただきまして、そこで過ごす子どもたちの様子も拝見いたしました。

また、スクールの運営の代表の皆さんとも意見交換をさせていただいたところがございます。

どのような連携が可能か検討していく必要性を感じました。

各学校に対してはこの民間施設に通う児童生徒が在籍する場合には、そこで活動する子どもたちの様子をできるだけ見に行ったり、施設の担当者と情報共有することなどこうしたことも必要であると感じたところでございます。

こうした意見交換、視察を通じて感じたことを今ほど申し上げました未来レポートとしてまとめまして、全ての学校に周知をしたところでございます。

引き続き不登校で悩んでいる児童生徒やその保護者に寄り添った支援や多様な居場所づくり、そして、通うのが楽しくなる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／答弁いただいて本当に嬉しい気持ちでいっぱいです。

寄り添っていただいて、本当に真摯に声を受け止めていただいて、早速いろんな取組をしていただいて、本当に私、嬉しいです。

再質問はございません。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたしますので御了承願います。
福野君。

福野議員／一般質問、18日の18番目ということで、皆様お疲れかと思えますけれども、質問もかぶるところもあるんですけれども、私なりの観点で質問したいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

まず、103万円の壁についてでございます。

杉本知事は、11月29日の定例会見で、年収が103万円を超えると所得税が発生する、いわゆる103万円の壁について、75万円の控除引上げが行われた場合、県内では年間約310億円の税及び地方交付税の減収になるとの試算を明らかにし、国に対して責任を持って補填を検討してほしいと主張しました。

年間約310億円が減収となりますと、多くの行政サービスが低下しますので、私も国が責任を持って、減収分は交付税措置をしていただきたいと思います。

ただ、県や県内市町の合計で約310億円の減収ということですが、言い換えると、働いている県民の年間手取り額が合計310億円増えるということではないでしょうか。

310億円の手取りが増えるとなれば、財布の紐が緩み、310億円の全てとは言いませんが、一部が支出に回り、乗数効果によって県内経済に寄与するものと考えます。

また昨今、最低賃金が上がり続けており、年間所得が103万円を超えないように働き控えをするパート、アルバイト従業員が多くおり、需要に対して人材供給量が不足していることが全国的に話題になっておりますが、年収103万円の壁、引上げによって働き控えの解消による経済効果もあると考えられます。

また、学生についても年収103万円の壁の引上げと同時に、大学生らを扶養する親の税負担を軽くする特定扶養控除について、対象となる学生の年収要件103万円を引き上げることによって、こちらも働き控えをしていた学生の労働力が供給サイドに回り、需要に応えることができ、経済効果に寄与するものと考えます。

今回の103万円の壁の話題は、約7から8兆円の減収による行政サービスの低下ばかりがクローズアップされていますが、手取りが増えたり、働き控え解消による経済効果のプラスの面も合わせて論じるべきと考えます。

11月28日には、103万円の壁を突破した場合の経済効果について内閣府の試算が出ましたが、6.1兆円の手取り増に対して、GDPが1.3兆円しか増えないとのことですが、ニッセイ基礎研究所、経済研究部経済調査部長の斎藤太郎氏によると、コロナ禍で行われた定額給付金や所得税、住民税減税のようなスポット的な所得の場合は、確かに大半が貯金に回ってしまい、過去の事例から類推すると、二、三割しか消費に回らないとされています。

8割が貯蓄に回るということです。

ただ、今回の103万円の壁の引上げのように恒久的な減税になる場合、長い目で見れば、控除引上げに伴う減税分と同額の消費底上げが期待できるとしています。

また、内閣府試算には働き控え解消分による増収分も試算に入っていないように思います。県内においては、年収103万円の壁引上げを行うと、行政サイドでは県と市町、合わせて年間310億円の減収ということですが、県民の手取りは310億円を増えるということでしょうか、お答えください。

103万円の壁だけではなく、106万円の壁や130万円の壁についても議論がなされています。配布資料1にありますとおり106万円と130万円の壁は社会保険に関する壁なので、税金には関係しませんが、家計負担や企業負担には大きな影響があります。

103万円の税金の壁や、106万、130万の社会保険の壁の見直しによる県民の手取り増や働き控え解消など、県内の経済効果をどのように考えているか知事に伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／福野議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、103万円の壁の見直しによる県内の経済効果についてお答えを申し上げます。

今、議員のほうからも御指摘いただきましたけれども、今回、仮に住民税も含めて75万円の基礎控除等が引上げになるという場合の県と市町の減収の効果というのは、住民税で250億円、交付税で60億円の310億円ということでございます。

これによりまして、先日も申し上げましたけれども140億円分の、県分だけでも子育て支援のところの必要経費の半分が失われるというところがございます、大変、行政サービスについては厳しい状況に陥るということとともに、公共事業等の歳出、こういったものも減らさざるを得ないところが出てくるということで、地域経済の面で見ても、マイナスの効果はあると、そういうところも考えているところでございます。

一方で、議員が御指摘いただきましたように、県民の収入が増えるので、少なくとも手取りが増えるのではないかということについて申し上げますと、住民税で250億、それから、

県内の所得税を見ますと140億ということですので、390億円、その分、手取りが増えるという計算になるわけでございます。

また、御指摘もいただきましたけれども、そうすることで時間に制限なく、所得のことを気にしないで年末も働けるというようなこともあるわけでございまして、そういう意味では飲食であるとか、また、小売などで人手が非常に足りないというところにいるんなパートの方も含めて働いていただく、そういった機会も増えるということがあるというふうに考えております。

そういう意味で、皆様方からはいかにして手取りを増やすかといった観点からの御議論もいただいているというふうに認識をいたしております。

結論から言いますと、国民の皆さん、県民の皆さんにとって、一番バランスよく、どういうところに落ち着かせるのかということかと思っております。

やはり、特に地方財政の場合は、ほぼサービスのほうにお金が回っていくという部分がございますので、その減収が、直撃すると。

特に一般財源になりますので、国からの補助なんかもさらにその上乗せで歳出が減っていくことになりますので、こういったところも十分に考えていただくために、地方財政の影響については最小限にしてほしい。

交付税というお話もありましたが、交付税はそもそも、所得税とか法人税の一定割合で決まっておりますので、結果、はみ出していくところは臨時財政対策債、このところを増やしていくという議論になっていくんですけども、これは当然、後ほど地方が負担していかなければいけないことになりますので、私どもが真水でと言っているのは、国費で全額賄うということを考えていかないと、結局、地方の負担に回っていくというところを十分に御議論いただきながら、もちろん、物価が上がったりとか、それから、最低賃金が上がっているというところを含めた国民の生活、こういったものも含めた考え方で取りまとめたいということで、全国知事会を通じて、今、福井県も国に対して訴えているというところでございます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、改めまして、年収の壁引上げによる県民の手取り増加額が幾らかということについて、繰り返しになりますけどもお伝えさせていただきます。

75万の控除額引上げが実施された場合ですけども、まず、個人住民税、こちらのほうで県と市分合わせて250億円が減収となりますが、その分、同額が県民の手取り増になると考えます。

また、国税でございますが、所得税で県民分としまして140億円の国税のほうの減収ということは、逆に今度は県民のほうの手取りの増になるということでございますので、250と140を足して、合計約390億円相当が県民の手取りの増になると考えられます。

議長／福野君。

福野議員／県や県内市町の減収分に関しては交付税措置であったり、臨時財政対策債という話なんですけど、県内には交付団体もございますので、そこは当然、国も当然考えていると思うんですけども、県としても交付団体に対しても今回の減収分の措置に対して、しっかり手当していただくように、また県のほうからも要望のほどよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

連日、マスコミをにぎわせました兵庫県で起きた元県民局長の自死事件は、公用パソコンの内容調査から始まった一連の出来事が引き金となりました。

この事件は、個人のプライバシーと公的機関の調査権限の境界線をめぐる議論を巻き起こした兵庫県政の透明性と信頼性に大きな疑問を投げかけることとなりました。

公用パソコンの調査がどのように行われ、誰の指示で実施されたのかははっきりしないところがあります。

県の人事課や秘書課が関与していたとされる一方で、知事や副知事の関与の可能性も指摘されており、真相解明に向けた調査が進められています。

さらに、この事件は公益通報制度の在り方にも一石を投じました。

元県民局長が配布した文章が公益通報に該当するかどうかをめぐる議論は、組織内部の不正を告白する仕組みの重要性と、それを適切に保護する必要性を改めて浮き彫りにしました。

この問題は単に一個人の行動の是非を問うものではなく、行政組織全体の透明性と公平さを問い直す契機となったかと思えます。

そこで、それに振り返りまして、まず、公益通報者保護法に関して質問したいと思います。公益通報者保護制度は、国民生活の安心安全を損なう企業の不祥事に関する通報した労働者等が解雇などの不利益な取扱いを受けないようにするための制度です。

公益通報とは、労働者等が役務提供者先について、法令違反行為が生じ、または、まさに生じようとしている旨を不正の目的でなく、一定の通報先に通報することを言います。

公益通報したことを理由とした解雇は無効となり、降格等の不利益な取扱いも禁止されています。

これらの保護を受けるためには、次の2つの要件のうち、どちらかを満たした上で通報する必要があります。

1つ目が通報対象事実が生じ、または生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があること。

補足しますと、単なる憶測や伝聞ではなく、通報内容が真実であることを裏付ける証拠等が必要です。

2つ目の方法としまして、通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていると思慮し、かつ、通報者の住所氏名等を記載した書面を提出することとされております。

今回の兵庫県での一連の流れを踏まえ、福井県における公益通報法についてお尋ねします。

まず、福井県庁における現状はどうなっているかをお尋ねいたします。

兵庫県のケースでは、3月に一部の県議やマスコミなどに告発文として送付され、4月に

県の公益通報の窓口で文書が提出されています。

3月に送付した告発文では公益通報としては扱われませんでした。

4月に提出されたものは公益通報として取り扱われました。

公益通報の窓口ではなく、告発者がマスコミ等に通報したり、告発文書の拡散を行ったりした場合に、公益通報者保護法として対応するか。

しないのであれば、どのような対応を取るのか、福井県としての考えを伺います。

また、今回の兵庫県の事件は、元県民局長の公用パソコンの私的利用についても様々な議論がありました。

福井県庁においても、公用パソコンについて私的利用しないための仕組み、プライバシー保護と不正利用を調査する権利の兼ね合いなど、公用機器の使用に関する明確なガイドラインの策定が必要と考えます。

そこで質問いたしますが、公用パソコンの私的利用についての見解、対策について県の考えをお聞かせください。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、公益通報者保護法につきまして2点お答えを申し上げます。

最初に、福井県における公益通報保護に関する現状についてお答えいたします。

県庁での公益通報保護制度につきましては、平成18年4月の公益通報者保護法施行に合わせて、福井県公益通報に関する処理要領を策定しまして、体制を整備しております。職員向けにはイントラネット、職員が見られるサイトでございますけれども、こちらのほうに。

そして、外部の方向けには県のホームページにおいて、制度の内容や通報先を周知しております。

また、平成22年に要領を見直しまして、従来からの内部窓口としての人事課に加えまして、新たに弁護士事務所を外部窓口として設置しまして、独立性を担保するとともに、匿名での通報を受理するように見直しをしております。

通報者の範囲につきましても、県職員や県と契約した事業者、事業者の従業員に加えまして、令和4年6月の改正公益通報者保護法の施行に伴いまして、退職後1年以内の県職員等にまで拡大しております。人事課に設置している内部の窓口にはこれまで3件の通報があったところでございます。

続きまして、公益通報の窓口以外での告発文書等の対応についてお答えを申し上げます。

県ではこれまでも職員の法令違反の情報等を把握した場合には、調査により事実確認を行い、必要な是正や処分を行ってきたところでございますが、今、議員からお尋ねありましたとおり、その発端が職員等による報道機関への通報である場合には、それが他人に損害を与えるなど、不正の目的で行われる通報を除きまして、公益通報者保護法に該当するものとして対応していくものと考えております。

また、インターネットなどを利用して、不特定多数に告発文書の拡散を行う場合につきましては、一般的には公益通報に該当しませんが、その場合におきましても、必要に応じて

調査、是正を行ってまいります。

職員等に対しましては、通報窓口も含めまして、公益通報制度について改めて周知してまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、公用パソコンの私的利用についての見解と対策についてお答えをいたします。

県では、平成19年7月に情報セキュリティポリシーを策定し、業務以外の目的での電子メールアドレスの使用でありますとか、情報資産へのアクセス、インターネットアクセスを禁止してございます。

このように公用パソコンの私的利用は認めておらず、違反した場合には、事案の重大性や状況等に応じまして、懲戒処分の対象になることを明記してございます。

また、私的利用を防ぐ仕組みといたしまして、業務に必要なないウェブサイトへの閲覧を制限するシステムでありますとか、電子メールの送信時の所属長等による承認システムを導入してございます。

引き続き情報セキュリティの確保でありますとか、情報の適正管理など、情報セキュリティポリシーの遵守につきまして、職員に周知、徹底してまいります。

議長／福野君。

福野議員／それでは、時間があつたら再質問します。

次に行きます。

先日、中学校に勤務する先生から意見をいただいたので紹介します。

その先生は、以前は鯖江市の中学校で勤務しており、タブレット端末に入っているロイロノートという学習支援アプリを積極的に使って授業を行っていたとのことでした。

ロイロノートには、いろいろな学習支援ツールが入っているのですが、その先生が特によいと言っていたのが、クラス全員で課題に取り組んでいる時に児童生徒の進捗状況や思考をリアルタイムで確認でき、教員が個別にフォローすることができることや児童生徒の回答を児童生徒間同士で共有することで、新たな気づきを得られること、ふだんは控えめで発表が苦手な子どもこのロイロノート上では積極的に自分の考え方を表現できるということでした。

配付資料2にロイロノートの公式ホームページに載っていたものをあげていますので、御確認いただきたいのですが、便利な自動採点機能など教員の負担を減らす機能も備えています。

ただ、今回意見をいただいた鯖江の中学校で働いていたこの先生、積極的に授業で使っていたんですけども、福井市の中学校に転勤になったのですが、福井市で使っているタブレット端末にロイロノートが入っていないと非常に残念に感じたとのことでした。

その先生が言うには、福井市の端末には似たような学習支援アプリは入っているものの、

ロイロノートには及ばないとのことでした。

ちなみに昨年7月の総務教育常任委員会で豊北前教育長がロイロノートについて言及しておりますので、その部分を紹介したいと思います。

読み上げます。

ぜひ常任委員会で一度視察していただきたいが、現在の教育現場がはるかに昔と変わっている。

一人一人の考えが黒板に全部映し出されるロイロノートというアプリがあって、各学校みんな使っている。

そういうことで一人一人の考えが一斉に出るし、また、机を一緒にして共同的な学び合いとかもやっていて本当にびっくりする。

自分らの子どもるときとはるかに変わってきている。

このように豊北前教育長もロイロノートのよさを述べつつ、各学校みんな使っていると言及しているのですが、先ほど私が述べたように福井市では使われておりません。

私が思うにロイロノートに限らず、優れた教育教材は県内の各市町の教育委員会ごとにばらばらに導入するのではなく、統一した学習支援アプリを使うべきだと思います。

学習支援アプリが違ふと県内の市町によって学習体験の差も生まれてしまいますし、市町をまたいで転勤する教員としても、新たに違ふ学習支援アプリについて学び直しの必要や授業づくりをやり直さなければならず、負担が増えてしまうこととなります。

また、市町によって違ふのは学習支援アプリだけではありません。

使用しているタブレット端末も違います。

鯖江市の中学校ではクロームブックを使用していますが、福井市の中学校ではiPadを使用しています。

県内17町によって使用しているタブレット端末はばらばらであります。これも学習支援アプリ同様、児童生徒によって学習体験の差が生じてしまったり、転勤する教員の覚え直しによる負担につながるのではないのでしょうか。

タブレット端末も県教育委員会が音頭を取って統一すべきではないのでしょうか。

そこで質問しますが、県内の小中学校で使用しているロイロノートのような学習支援アプリは市町ごとに違いがあると認識していますが、県教育委員会が間に入って、優れたアプリを市町間で横展開し、統一すべきと考えますが、県の考えを伺います。

また、県内の小中学校ではiPad、クロームブックなど、使用しているタブレット端末の違いがあります。

県立高校は、クロームブックを使用しています。

市町間で統一すべきではと考えますが、県の考えを伺います。

ベネッセ教育総合研究所、小中高校の学習指導に関する調査2023によりますと、半分以上の授業でICT機器を活用する教員は小学校高学年で89%となるなど、全国的に多くの学校でICT機器を活用した授業が行われているようです。

ただ、配付資料3を御覧いただきたいのですが、毎回の授業でICT機器を使っている教員がいる一方で、ほとんど使っていない教員がいることも図の棒グラフから見て取れます。教員間、学校間、市町間で授業にICT機器を使っているかどうかの差異が生じることは、

これもまた学習体験の差異につながり、不平等感、不公平感を感じます。

そこでお尋ねしますが、県内の小中学校、高等学校における授業でのタブレット使用率はどの程度でしょうか。

また、ベネッセ教育総合研究所の調査によると、教員間で授業におけるICT機器を使用するかどうかの差異が大きく見受けられますが、本県においては教員によるICT機器の使用率の差をどのように認識しておりますでしょうか。

また、ICT機器使用率の差異を解消するための取組がありましたらお答えください。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点、お答えをいたします。

まず、学習支援アプリの市町間での統一について、お答えをいたします。

各市町におきましては、令和2年度からの1人1台端末の整備に合わせまして、学習支援アプリを導入しております。

学習支援アプリには、御紹介いただいたロイロノートをはじめ、複数ございまして、各市町においてはそれぞれ比較検討の上、教育方針にあうアプリを選定しているという状況でございます。

現状を申し上げますと、SKYMENU Cloudというアプリを使っている市町が6市町、そして、ロイロノートが5市町、Me t a M o J iというアプリを使っているところが2市町、その他を4市町が導入しているという状況でございます。

私としても、学習支援アプリが統一できるというのが理想的だなと思うわけでございますけれども、それぞれのアプリで利便性と学習効果を高めるためのアップデートといたしますか、機能拡充が図られておりまして、何といたっても四、五年経っておりまして、各市町においては定着が進んでしまっている状況でございます。

今からアプリを統一するというのは、現実的には難しい面もございます。

したがいまして、統一を図るというよりも既に定着しているアプリをいかに活用していくかということに力点を置きまして、指導主事による授業指導や学校教育DX推進協議会における市町間の情報共有などを通しまして、アプリ活用によるよりよい授業づくり、学習環境の向上に努めていきたいと考えております。

次に、タブレット端末の県、市町間での統一についてお答えをいたします。

まず、県内の小中学校ですけれども、タブレット端末は、今、i P a d、クロームブック、W i n d o w s の3種類がございまして、例えばi P a dは直感的な操作が可能で持ち運びがしやすいなどの利点がございます。

クロームブックはセキュリティが高いといった形で、それぞれの端末に特徴がありまして、市町教育委員会において選定をしているという状況でございます。

タブレット端末、更新の時期が迫っておりますことから、市町に次回端末の検討状況を確認したところ、i P a dを選択する市町が現在7市町なんですけれども、13市町に増加する見込みということでございます。

残りはクロームブックということでございまして、大きく小中学校ではi P a dが中心と

なる状況に向かいつつあるかなというふうに思っております。

また、県立高校につきましては小中学校と異なりまして、発表時のスライド作成、小論文作成などで活用しますので、ノートパソコン型といいますか、キーボードを備えたクロームブックを全高校で統一して導入をしております。

最後に、教員のタブレットの使用率と格差解消についてお答えいたします。

昨年から4回にわたりまして、県内の全教員を対象に、教育DXに関わる調査というものを実施しておりまして、議員がお示しいただいた資料と少し比較できないんですけども、先月実施した調査では、タブレット端末を半分以上の授業で活用しているというふうに答えた教員は小学校で79%、中学校で68%、高校で55%という結果でございました。

また、この調査では教員間、学校間、市町間で、タブレット端末の活用頻度に差があることも見えてきておりまして、とはいうものの、初回の調査からは順次その差は縮小しているという状況でございます。

こうした調査結果を各学校にフィードバックしまして、活用への意識を高めていただきたいというふうに考えております。

また、タブレットを活用した授業の好事例の共有、教育総合研究所による学校への活用支援、また、来月には中央教育審議会委員も努める、県の学校DX推進アドバイザーの平井聡一郎先生の教員研修を行うなど、引き続き様々な働きかけを行いまして、タブレットの有効活用に取り組んでまいります。

議長／福野君。

福野議員／私がこの質問をした理由の一つとしまして、やはり小中学校は、当然、高校受験を控えているわけなんですけれども、やはり市町間でこういった教材が違ったり、要は、タブレットが違っていると、土俵が違うと言いますか、それで市町間での有意差が出てしまうんじゃないかなという懸念がございまして。

確かにタブレットを導入して何年かたっているんで、今さら変えなきゃいけないってなったら、すごい抵抗があるのは分かるんですけど、やはりその辺の公平性を考えたときにやはり将来的には統一していく方向に持っていくべきじゃないかなと思いますので、ぜひちょっと考えていただきたいなと思います。

次に、大規模災害時の仮設住宅建設候補地における浸水リスクについてお尋ねいたします。11月25日の読売新聞にて、災害時に自治体が建設する応急仮設住宅について福井県においては、建設候補地の66%が洪水浸水想定区域になると報道がありました。

私が住む福井市も福井豪雨の際に、市街地の多くが浸水しましたが、仮設住宅建設候補地35か所のうち、18か所が浸水1メートル以上と想定されています。

記憶に新しいところで、1月の能登半島地震で被災した石川県奥能登地方では、平地に限られる中、避難生活を早期解消するため、洪水浸水想定区域内にも仮設住宅が建設されました。

その結果、9月の記録的大雨で計6団地、222戸が床上浸水し、多くの被災者が再び避難所暮らしを余儀なくされたとのことでした。

大規模災害時における仮設住宅の建設は災害救助法に基づき、県や市町が連携し、主に市町が場所を選び、県が建設します。

内閣府の手引では、建設候補地を選ぶ際、洪水や土砂災害などのリスクに留意すべきだとしています。

そこで質問いたしますが、県内の仮設住宅建設候補地の多くが洪水浸水想定区域内にあることについて県の所見を伺います。

また、やむを得ず、洪水浸水想定区域内で仮設住宅を建設した場合、豪雨等による浸水リスクへの対応としてどのような備えが必要と考えているのか県の所見を伺います。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私から2点お答えいたします。

県内の仮設住宅建設候補地の多くが洪水浸水想定区域内にあることについて、お答えいたします。

仮設住宅建設候補地につきましては、本県では災害規模の地震に想定される住家被害を踏まえまして、約1万9000戸分を確保することを目標として、現在、289か所を選定してございます。

そのうち192か所、約66%がおおむね1000年に一度の洪水時の浸水想定区域内となっているところでございます。

これは能登半島地震を踏まえて、居住者の生活利便性を考慮し、建設地に集会施設や駐車スペースも確保するように見直したこと、地域の公園やグラウンドなど、一定規模の敷地面積が確保できるとともに、住民の生活やコミュニティの維持にも配慮し、候補地を選定した結果でございますが、県としては、被災者の安全性が確保されることが重要であると考えてございまして、浸水リスクの小さい候補地への集約化や新たな候補地の選定、住宅の構造的な工夫を含め、市町と検討していきたいと考えてございます。

次に、やむを得ず、洪水浸水想定区域内に建設した場合の浸水リスクへの対応についてお答えいたします。

大規模災害発生時には、まず、市町において被災状況に応じた仮設住宅の必要建設戸数を把握した後に、まず、浸水リスクのない、または浸水深が50センチ以下など、そのリスクの低いエリアを優先して建設地を選定していくこととしてございます。

また、浸水区域内に建設する場合は、床上浸水を防ぐための住宅基礎のかさ上げなど、リスクに応じた可能な限りのハード対策を行うほか、大雨時に避難が確実かつ迅速に行えるよう、避難情報伝達の体制整備等を図っていくことを考えてございます。

議長／福野君。

福野議員／それでは、次の質問に移ります。

今議会初日の12月2日に県庁正面玄関前にて、マッチングアプリ大手のタップルと、福井県との共同事業であるラッピングバスの出発式が行われました。

福井県では、現在、独自のマッチングサービス、ふく恋を運営しておりますが、業界大手のタプルと手を組むことは、今まで以上の恋愛及び婚活に関する支援に対して、県は本気なのだなと感じました。

行政がマッチングサービスを行うことに否定的な声があることも承知していますが、少子化の時代において、子育て支援策等だけではなく、その前段階である結婚や、さらにその前段階である恋愛を後押しする県の姿勢を私は強く応援したいと思います。

今回、タプルとの共同事業の狙いや具体的な施策についてお答えください。

福井県が取り組んでいるマッチングサービスのふく恋においては、2020年の開始から4年で60組が結婚に至りました。

利用者や成婚数も年々増えており、9月末時点では登録者が1204人になったとのことでした。

ただ、明治安田生命の調査によると、2022年から23年の間で結婚した夫婦の4人に1人がマッチングアプリで出会っているとのことですが、このことから考えると、ふく恋の登録者数1204人というのは、4人に1人はマッチングアプリで結婚している現状を見ますと、まだまだ増やす余地があるのではないかと感じます。

私が思うに、福井県が関わっている安心して利用できるマッチングサービス、ふく恋の認知度がまだまだ若者には低いのではないのでしょうか。

SNSやインターネット広告を増やして、ダイレクトに婚活している層に届くPRをする必要があるのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、ふく恋の現状での認知度は幾らであり、今後、どのようにふく恋利用者や成婚数を伸ばしていこうと考えているのかお答えください。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、タプルとの協働事業の狙いですとか、今後の施策についてお答えを申し上げます。

県では、今お話もいただきましたけれども、様々な結婚支援、こういったこともさせていただいております。

例えば、地域の縁結びさんであるとか、また、今おっしゃっていただいたふく恋というサービスも提供させていただいているということでございます。

そういう中で、今回、タプルさんと協定を結ばせていただいておりますのは、一つに結婚を前提としてというところにちょっと障害を感じるというか、そこまでガラガラするのは嫌だという若い方も結構いらっしゃる。

そういう中で、結婚したいのよねと思いながら、20代の方で恋人探しをしていないという方が7割を占めているというような状況でございまして、そういう意味では、恋人はほしいけど結婚未満というか、そういうような方々に向けて、何かサービスを提供していくことが重要だろうというふうに考えて、今回、こうした取組をさせていただいているところでございます。

そういう意味では、タプルさんは、特に20代の方、しかも結婚未満ということも目標に

しながら、マッチングさせるためのアプリということで大手というふうに伺っております。今回御指摘もいただきましたが、協定を結びまして、ラッピングバスを、これはタップルさんのお金で回していただいたりとか、また、1か月間無料で使えるとか、それからまた、通常に加えて200回、余分に巡り会いができるとか、こういうようなサービスも提供していただけるということで、今、期待もして進めているというところでございますし、恋愛をする機運を盛り上げていって、そして、恋愛する後押しをしようと、こういうようなことで進めさせていただいているところでございます。

恋愛の応援につきましては、タップルさん以外でも、マッチングアプリというだけではなくて、いろんな相談もしたい、アドバイスがほしいという場合もありますので、こうしたアドバイスの事業であるとか、また、リアルに会えるイベントもしてほしいというふうなこともありますので、こういったことも引き続きやらせていただこうと考えているところでございますし、また、結婚支援につきましてはふく恋、まだまだ少ないということでしたので、こういったことも周知もさせていただきながら拡大をしていく、さらに会員の皆さんのニーズに応じたいろんな形のセミナー、服装をどうするとか、デートのときはどんなふうにしたらいいとか、いろんな悩み事も多いようですので、こうしたタイムリーな、必要なセミナーの開催なんかも今後とも充実させてまいりたいと考えているところでございます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、ふく恋の認知度と利用者や成婚数の拡大についてお答えをいたします。

ふく恋の認知度につきましては、本年5月に県内の未婚者を対象に実施いたしました県の調査がございまして、婚活経験者の約半数からふく恋を知っているという回答を得てございます。

今後、認知度をさらに高めていく必要がございますので、今年度は広告効果の高い曜日ですとか、時間帯にSNS広告を重点的に配信するなど、情報発信を強化しているところでございます。

会員数の拡大につきましては、今年度からふくい結婚応援企業の男性従業員の利用料を半額にしておりますし、会員の男女比を改善していくということも課題としてございますので、女性の利用料を無料にするキャンペーンも実施をしております。

こういったこともございまして、10月末の最新の会員数でございますけれども、1239人ということで、前年度末から約2割増加をしております。

さらに成婚数の拡大につなげていく必要がございます。

会員向けに、要は、今年度からふく恋スタッフによる個別のアドバイス、それから、地域の縁結びさんによる伴走支援なども行っております。

引き続きキャンペーン等による利用者の拡大でありますとか、結婚を希望する独身の皆様方に寄り添った支援を充実していきたいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／恋愛結婚支援なんですけれども、実際、手厚いなと思いました。それ自体すごくいいことだと思うんですけれども、実際、結婚をそもそもしたくないというか、興味ないという方は3割ぐらいいらっしゃるということだったかと思います。実際、その方を無理に結婚させよう、恋愛させようというのも、今、パワハラになったり、モラハラになったりする中で難しいんですけども、ぜひともその3割が結婚したいなと思えるようなことも、またぜひ展開していただけるのかなと思いますので、またぜひよろしくお願いいたします。

議長／以上で、福野君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてをあわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第1のうち議案25件を、配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第2の請願3件を、配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査などのため、明12日から23日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分に審査され、来る24日にその審査の経過及び結果について御報告をお願いいたします。

来る24日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。